

# 平成21年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成21年3月17日  
開会 10時00分 閉会 17時00分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者

① 委員(19名)

- |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子  | 2 谷口和弥  | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟  | 5 堀川貴庸  |
| 6 前川雅志  | 7 野原恵子  | 8 増田武夫  | 9 牧野茂敏  | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 18 助川順一 |
| 19 千葉幹雄 |         |         |         |         |

② 委員長 杉坂達男

③ 議長 古川 稔

④ 説明員

- |                  |                          |                  |
|------------------|--------------------------|------------------|
| 町 長 岡田和夫         | 副 町 長 高橋平明               | 副 町 長 遠藤清一       |
| 教 育 長 金子隆司       | 会 計 管 理 者 菅 好弘           | 総 務 部 長 増子一馬     |
| 経 済 部 長 飯田晴義     | 民 生 部 長 新屋敷清志            | 企 画 室 長 佐藤昌親     |
| 建 設 部 長 高橋政雄     | 忠類総合支所長 川島廣美             | 札 内 支 所 長 久保雅昭   |
| 教 育 部 長 米川伸宣     | 総 務 課 長 川瀬俊彦             | 税 務 課 長 姉崎二三男    |
| 糠内出張所長 所 拓行      | 企 画 室 参 事 長谷 繁           | 福 祉 課 長 横山義嗣     |
| 保 健 課 長 羽磨知成     | こ ども 課 長 森 範康            | 町 民 課 長 田村修一     |
| 農 林 課 長 菅野勇次     | 商工観光課長 八代芳雄              | 経 済 部 参 事 田井啓一   |
| 土地改良課長 湯佐茂雄      | 土 木 課 長 角田和彦             | 都 市 計 画 課 長 田中光夫 |
| 施 設 課 長 澤部紀博     | 水 道 課 長 橋本孝男             | 会 計 課 長 鎌田光洋     |
| 地域振興課長 佐藤和良      | 保 健 福 祉 課 長 野坂正美         | 住 民 課 長 吉田隆一     |
| 経 済 建 設 課 長 古川耕一 | 学 校 教 育 課 長 伊藤博明         | 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦 |
| 図 書 館 長 前川満博     | 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博 |                  |
| 農業委員会事務局長 飛田 栄   | 幕別消防署長 佐藤 勇              |                  |
- ほか、関係課長及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

- 局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 國安弘昭

- 4 欠 席 者 14 永井繁樹
- 5 審査事件 平成21年度幕別町一般会計ほか10会計予算審査
- 6 審査結果 一般会計質疑
- 7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 杉 坂 達 男

# 議事の経過

(平成21年3月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（杉坂達男） おはようございます。

ただ今から平成21年度、幕別町各会計予算の審査特別委員会を開会いたします。

審査に先立ちまして、一言お願いを申し上げます。

このたび私が、予算審査特別委員会の委員長という大任を仰せつかることとなりました。

大変不慣れではございますが、与えられた職責を全ういたしたいと存じております。

各委員、そして理事者、説明員の皆さま方には本特別委員会の審査の重要性を十分ご理解いただき、本委員会の運営に特段のご協力とご支援をお願いいたします。

以上、お願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。

それでは、審査の進め方について確認をいたします。

まず一般会計の歳出1款議会費から13款予備費まで、1款ごとに審査をしまいたいと思います。

その後に歳入の審査に入り、それが終わりましたから、歳入歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

なお、質疑に当たりましては、一括して必ずページ番号と目・節を合わせて発言をお願いいたします。

また、関連する質疑につきましては、第1発言者の発言が終わったのち、関連と発言されて挙手をお願いいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきまして申し上げます。

これは、各会計ごとに審査をしたいと思います。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては挙手をし、職名を明確に、多少大きな声で言っていたきたいと思います。

どうかよろしくをお願いいたします。

次に、報告を申し上げますが、本日、永井委員から遅参する旨の届出がございました。

それでは、さっそく本委員会に付託されました、議案第1号、平成21年度幕別町一般会計予算から、議案第11号、平成21年度幕別町水道事業会計予算までの11議件を一括議題といたします。

最初に、議案第1号、平成21年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 初めにお手元に配布いたしております、予算積算基礎に基づきまして、平成21年度の予算概要についてご説明を申し上げます。

予算積算基礎の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成21年度、会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など、九つの特別会計と一つの事業会計合わせて11会計からなるものであります。

合計欄にありますように、平成21年度当初予算総額は、211億438万2,000円となりまして、平成20年度の当初予算額、合計額と比較いたしますと、3.0%の減となっております。

それでは各会計別に、前年度と比較いたしました増減内訳等につきましてご説明申し上げます。

初めに、一般会計であります、125億6,049万円で、前年度当初予算と比較いたしまして、6.1%の減であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ3ページ款別予算額の中で申し上げたいと思いますけれども、主なものといたしまして、減額となりました要因といたしましては、合併特例債による積立金の減や、道路関係単独事業、公共下水道特別会計の繰出金の減が主なものでありまして、合併して以来4年連

続の減となる予算編成でありますけれども、先の本会議で、国の第二次補正に伴う20年度補正予算を加えますと、ほぼ前年度並みの予算金額となったところであります。

次に、国民健康保険特別会計は、31億5,849万円で、前年度比2.2%の増となっております。

医療費の増によるものであります。

次に、老人保健特別会計は、2,560万6,000円で、前年度比92.3%の大幅な減となっておりますが、これは昨年度、新たに後期高齢者医療特別会計が設置をされ、75歳以上の高齢者及び65歳以上、75歳未満で一定の障害のある方が移行したことによるものであります。

次の後期高齢者医療特別会計は、2億5,783万9,000円で、前年度比5.4%の減であります。

次に、介護保険特別会計は、15億7,390万7,000円で、前年度比9.6%の増となっております。

主に居宅介護サービス給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は、4億8,931万1,000円で、前年度比3.1%の増であります。幕別簡水の配水管施設工事にかかわる増が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は、17億6,341万4,000円で、17.5%の増であります。

主な要因は、起債の借換えによる公債費の増でありますけれども、償還方式が借換えにより元利金等から元金均等へ変更されたことによるものであります。

次に、公共用地取得特別会計は、3,545万4,000円で、前年度比2.1%の減であります。

次に、個別排水処理特別会計は、1億5,311万7,000円で、13.0%の減であります。

要因といたしましては、排水処理施設整備工事費の減によるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、これは忠類地区のみの施設運営にかかわる会計でありますけれども、7,611万8,000円で、12.8%の減であります。

主に起債償還元金の減によるものであります。

次に、水道事業会計は、10億1,063万6,000円で、前年度比較では4.2%の増であります。

これも下水道と同じように、起債の借換えによる公債費の増によるものであります。

下の表の再掲にありますように、このうち賛助予算である収益的支出につきましては、1.7%の減となっておりますが、4条予算である資本的支出につきましては、17.0%の増となっております。

これが起債の借換えによる公債費の増ということになってございます。

続きまして2ページ、3ページの平成21年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

初めに2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1款の町税につきましては、前年度比2.6%の減で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3ページの下の表に載っておりますので、ご覧をいただきたいと思っておりますけれども、まず、1項の町民税につきましては、依然として厳しい経済状況を反映して所得の減を見込み、前年度と比較して2.5%の減で計上しております。

2項の固定資産税につきましては、評価替えがあったものの、土地価格の下落などを見込みまして2.9%の減で計上しております。

3項の軽自動車税につきましては、販売台数の増を見込み、3.6%増で計上しております。

4項の町たばこ税は、喫煙率の低下等から1.3%の減で見込んでおります。

5項の入湯税は、過去の利用客の実績見込みなどから判断をいたしまして、21.0%の減、以上合計いたしまして、町税全体で、2.6%の減で計上したところであります。

2ページをご覧ください。

2款の地方贈与税につきましては、道路特定財源の一般財源化等などの制度改正もありまして、若干の減少を見込み、8.0%の減で計上しております。

3款、利子割交付金から10款の地方特例交付金までにつきましては、国の制度改正の状況や、過去の交付実績等を勘案のうえ見込んでおります。

11款の地方交付税でありますけれども、前年度比1.8%の減で計上しておりますが、普通交付税につき

ましては、地方財政計画や事業費要請等の状況を見込んで推計をし、0.9%の減、特別交付税につきましては、合併に伴う優遇措置としての包括参入分がなくなったことにより、16.7%の減で計上しております。

13款の分担金及び負担金は、9.9%の増であります。これは主に道営畑総事業の分担金の増によるものであります。

14款の使用料及び手数料であります。これは0.6%の増であります。

主な要因としましては、通所介護料やごみ処理手数料の増によるものであります。

15款の国庫支出金でありますけれども、12.4%の減となっております。主に戸籍電算化事業や札内中学校大規模改造事業の事業費の減などによるものであります。

16款の道支出金は10.0%の増となっております。

町有林造成事業等によるものであります。

17款の財産収入は、11.5%の減であります。これは主に皆伐材売払い収入の減等によるものであります。

続きまして19款、繰入金でありますけれども、19.4%の減でありまして、減少した主な要因といたしましては、減債基金からの繰入が減になっているということでございます。

21款の諸収入でありますけれども、3.1%の減であります。

畜産担い手育成総合整備事業に係る受託事業収入の減によるものであります。

22款の町債は32.3%の大幅な減となりますけれども、主に合併特例債による基金造成がなくなったこととすとか、各種道路整備事業の事業費の減に伴うものであります。

次に、3ページの歳出でありますけれども、歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度比較で6.1%の減となっております。

主なものにつきましてご説明をさせていただきますが、まず1款議会費につきましては、前年度費4.3%の減であります。

2款の総務費につきましては、4億3,996万円の減、率では47.1%の減となっております。これはまちづくり基金への積立の減や、戸籍電算化事業の減などによるものであります。

3款の民生費につきましては、3.1%の増であります。

後期高齢者医療制度に伴う負担金の増や、青葉保育所引継ぎ保育に係る経費の増などによるものであります。

4款の衛生費につきましては、7.4%の増であります。主に葬祭場改修工事や、簡水への繰出金の増等によるものであります。

(10:13 芳滝 仁委員退場)

5款の労働費につきましては、9.7%の増でありますけれども、これも主に緊急雇用対策に伴う臨時職員賃金の増によるものであります。

6款の農林業費につきましては、3.6%の増であります。道営畑総事業負担金の増が主なものであります。

7款の商工費につきましては、7.3%の減であります。これは既存の工業用地取得促進補助金の減が主なものであります。

8款の土木費につきましては、23.6%の減となっております。主に下水道への繰出金、あるいは単独の道路整備事業費の減などによるものであります。

9款の消防費につきましては、1.0%の減であります。幕別署費に係る分担金が主な要因であります。

10款の教育費につきましては、0.1%の増であります。

11款の交際費につきましては、4.0%の減であります。

昨年度実施した繰上償還分の減が主なものであります。

12款の職員費につきましては、0.7%の増であります。退職手当組合や、共済組合への共済費の増

によるものであります。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

4ページには、ただ今申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

まず、1の人件費につきましては、0.3%の増であります、先ほど申し上げましたが、歳出同様、共済費の増によるものであります。

2の扶助費につきましては1.7%の増となっておりますが、小中学校の就学援助費や、幼稚園の就園奨励費が主なものであります。

3の公債費につきましては、4.0%の減であります。

主に繰上償還分の減によるものであります。

(10:15 芳滝 仁委員入場)

4の物件費については、3.2%の増、青葉保育所の引継ぎ保育に係る委託料などによるものであります。

5の維持補修費につきましては、1.4%の減。

6の補助費等につきましては、2.6%の増であります。

これは後期高齢者医療制度に伴う負担金などによるものであります。

7の投資及び出資金につきましては、3.0%の減であります。

これは前年度にありました、地方公営企業と金融機構への出資がなくなったことなどによるものであります。

9の積立金につきましては、99.1%と大幅な減であります、前年度にありました、まちづくり基金の造成分がなくなったことによるものであります。

10に繰出金につきましては、13.4%の減であります、主に公共下水道特別会計等への繰出金の減によるものであります。

12の投資的経費につきましては、18.9%の減であります、このうち補助事業につきましては、15.0%の減で、戸籍電算化事業の減や北栄大通整備事業等の減によるものが主な要因であります。

また、単独事業につきましては、35.3%の減であります、道路関係単独事業の減が主な要因であります。

それからその次、積算基礎の5ページ以降でありますけれども、まず歳入の各課目の説明などありまして、そして歳出につきましては、10ページから具体的な積算基準などを示しておりますので、ご参照いただければと思います。

それから18ページからは、主に投資的経費について一覧表にしておりますので、ご参照いただければと思います。

個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきたいと思います。

それからそれ以降でありますけれども、起債の状況、それから債務負担の状況、そして各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければというふうに思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

続きまして、一般会計の予算書1ページをご覧くださいと思います。

それでは、1款議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額8,579万5,000円、本目は1節議員報酬ほか、9節の旅費、11節需用費など、議会運営に係る各種経費となっております。

以上で1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程、お願いを申し上げます。

○委員長(杉坂達男) 以上で説明が終わりましたから、これより予算積算基礎及び1款の議会費についての質疑をお受けいたします。

ございませんか。

それでは、ないようでありますから、予算の積算基礎及び1款議会費につきましては、以上で終結

をいたします。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

42ページからになります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、5,104万8,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助及び宿日直業務に係る経費、11節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

次のページになりますが、12節役務費は、郵便料、電話料などであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び例規管理システム委託料などあります。

14節使用料及び賃貸料は、複写機借上料などが主なものとなっております。

次のページになりますが、2目広報広聴費、1,238万6,000円、11節需用費の毎月発行いたしております広報に印刷製本費が主なものであります。

次に、3目財政管理費、48万5,000円、11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものとなっております。

4目会計管理費、115万5,000円、本目は出納室に係る費用であります。次のページをご覧ください。

11節需用費の決算書の印刷製本、12節役務費の派出業務取扱手数料費が主なものであります。

5目一般財産管理費、5,687万円、本目は役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館などの管理費用あります。

11節需用費は、幕別中央会館及び国際パークゴルフ協会などが入居している共同事務所に係る光熱水費などあります。

13節委託料は、役場庁舎の管理委託料など、次のページですが28節繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金であります。

6目近隣センター管理費、7,222万2,000円、本目は40カ所の近隣センターと、5カ所のコミセンなどの管理運営に係る費用であります。

47ページになりますが、13節委託料は各コミセンの管理委託料など、次のページですけれども、15節工事請負費では、忠類コミセン高圧機改修工事など、それからそのほか19節負担金補助及び交付金におきましては、近隣センター運営委員会に対する運営交付金等が主なものであります。

7目庁用車両管理費、767万9,000円、本目は役場本庁の集中管理車両15台、車両センター管理車両4台、忠類総合支所管理車両6台など合計25台の車両維持管理費用であります。

8目、町営バス運営費、560万3,000円、次のページになりますが、本目は幕別駒島間の町営バス運行に係る費用で、13節委託料の町営バス運行委託料が主なものであります。

9目、町有林管理費、1,575万8,000円、本目は町有林の管理費用であります。

15節、工事請負費、町有林整備工事は本年度幕別地区で下草刈を46.97ヘクタール、支障木整理80本、忠類地区で下草刈を23.57ヘクタール、枝打ち10.72ヘクタールなどを実施いたします。

10目、町有林造成費、3,345万1,000円あります。

本目は町有林の造成に係る費用で、15節の町有林皆伐工事は、幕別地区で17.8ヘクタール、町有林造成工事は幕別地区で地拵え19.28ヘクタール及び植栽を23.40ヘクタール、忠類地区では地拵え0.83ヘクタール及び植栽を7.10ヘクタール実施いたします。

11目企画費、682万4,000円。

次のページですが、本目は主に19節負担金補助及び交付金、細節5、十勝圏複合事務組合負担員ほか、広域行政に係るものが主なものであります。

12目、支所出張諸費、566万9,000円。

本目は札幌支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、7節賃金の各出張所における臨時職員の賃金のほか、次のページになります。事務用経費が主なものであります。

13目、職員厚生費、855万2,000円。

本目は、職員の福利厚生及び研修に係るものであります。

9節旅費は、職員の研修に係る特別旅費であります。自主研修や北海道市町村職員研修センターでの研修、及び民間企業研修など実施する予定であります。

12節役務費は、職員の間ドックが204人、それから健康診断手数料は、延べ307人分を計上しております。

次のページですが、14目、公平委員会費につきましては、5万8,000円ですが、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

15目、交通防災費、7,602万4,000円。本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策等に係る費用であります。

1節報酬は、交通安全指導員31名分の報酬が主なものであります。

7節の賃金は、交通安全推進員1名に係る費用であります。

11節需用費は、細節4、交通安全啓発用消耗品のほか、細節7の防災対策消耗品、及び細節21の防犯灯の電気料、それから次のページになりますが、細説42の防犯灯修繕料が主なものとなっております。

13節委託料の細節7、地域防災計画ハザードマップ作成委託につきましては、1万2,000部を作成し、全戸配布する予定であります。

15節、工事請負費では、防犯灯新設23灯、器具更新19灯分であります。

19節負担金及び交付金の細節6につきましては、生活安全推進協議会へ交付をするものであります。

次のページになりますが、16目諸費、1,347万1,000円あります。

本目は1節報酬の各種委員会開催に係る報酬、13節委託料は、国民投票法の施行により住民基本台帳システムを改修するものでありますが、これは全額国費で実施するものであります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の十勝町村会負担金、細節7、その他義務外負担金など、ほかの課目に属さない各種負担金補助金などを支出するものであります。

次のページになります。

24節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金10株分であります。

17目基金管理費、302万1,000円。本目は各種基金から生じる利息あるいは寄付金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであります。

昨年度は合併特例債でのまちづくり基金の造成分があったため、本年は大幅な減となっております。

18目電算管理費、4,099万6,000円。本目は電算管理及び処理業務に係る経費ですが、次のページになりますが、13節委託料の主なものは細節10、電算システム運用委託料で、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

18節備品購入費は、80台分のパソコンの更新に伴う購入経費であります。

19目協働のまちづくり支援費、2,933万3,000円、1節公区長報酬や、次のページになりますが、19節負担金補助及び交付金の公区運営交付金、及び協働のまちづくり支援事業交付金が主なものであります。

20目総合支所費、1,195万2,000円。本目は忠類総合支所に係る運営経費などを計上いたしております。

1節報酬につきましては、地域住民会議委員15名の報酬、7節賃金は、4名の臨時職員に係る賃金であります。

次のページになります。

2項町税費、1目税務総務費、386万。

1節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務に係る臨時職員の賃金、事務用経費及び

19節負担金補助及び交付金ですが、次のページになります。細節4、十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構への負担金であります、これらが主なものであります。

2目、賦課徴収費、1,244万6,000円、本目は賦課徴収に係る費用であります。

12節役務費、細節18、コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し、1件60円の手数料を支払うものでありますが、平成21年度は延べ2万1,000件の利用を見込んでいたところでありました。

細節19、インターネット公売利用料につきましては、平成20年度から導入をいたしました、昨年度の実績はありませんでした。

次のページであります、13節委託料は、細節7、収納管理システム保守点検委託料が主なものであります。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、865万5,000円。本目は戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

13節委託料ですが、次のページになりますが、細節8、戸籍電算システム保守点検が主なものであります。

14節使用料及び賃借料の細節20、戸籍総合システム、ブックレスト使用料は新規の経費であります、戸籍の電算化に伴うものであります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、40万2,000円。本目は選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2目衆議院議員選挙費、1,048万6,000円。報酬ほか、衆議院選挙に係る各種費用であります。

次のページになります。

なお、18節の備品購入費ですけれども、投票用紙分類費などの備品の購入費用であります。

農業委員会選挙費については廃目であります。

5項統計調査費、1目統計調査費、309万1,000円。本目は各種統計調査に係る調査員の報酬ほか、事務的経費に係るものであります。

次のページですが、6項監査員費、1目監査員費、245万7,000円。1節の監査員報酬のほか、監査業務に係る経費であります。

以上で総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

前川委員。

○委員（前川雅志） 48ページ、7目の12節役務費であります。

これお聞きしたいのは、先般の一般質問でも、町でできる仕事は町の中で行うべきだというような質疑が繰り返し行われていました。

ここで管理されている車両につきましては25台あるということでありました。

この車両管理につきまして、町内の業者で車検等とっているのか確認させていただきたいということと、それに際しまして、自賠責は町内の業者で対応されているのかをお伺いしたいと思います。

もう一つ伺いますが、57ページ19目、19節の協働のまちづくり支援事業交付金であります。

昨年まで、大変公区が一生懸命取組んで来られた事業であります、新年度に向けては、その協働のまちづくりということは、公区だけが参加しているわけではないと思っておりますので、民間団体、NPOですとかボランティアを中心に活動されているような方々が、この協働まちづくりの主旨に則った事業であれば使えるようなことをお考えなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方から車両管理についてお答えさせていただきます。

まず、車検整備については、どこで行っていることに関しましてですが、これは町内の業者に基本



的をお願いしているところであります。

それと、自賠償保険の加入しているところにつきましては、これは公用車につきましては一括して、全国自治協会の方で掛けている保険に加入しております。

その関係から全国自治協会北海道支部の方で持っている、その自賠償保険に全車加入している状況でございます。

○委員長（杉坂達男） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 協働のまちづくりの交付金の拡大と言いましょうか、拡充のお話だと思います。

これまででもですね、メニューの拡大につきましては、常日ごろ公区長さんたちの要望を聞きながらということで、対応してきているところでございますが、今お話がありましたように、NPO法人ですとか、企業等々につきましても、これまで公区長さんたちの代表者からなります、検討委員会の中で検討させてもらった経緯があります。

実は委員会の中でも、いろんな意見が出ておまして、例えばボランティアの話ですと、今までやってきていて、交付金をもらわないでやってきていると、そこに交付金を出して更に支援するというのも一つの考えであるんですけども、果たしてそれでいいのかというのが実はありました。

現実にはボランティアで、純粋なボランティアでやっているところはですね、その気持ちを大事にするべきではないかという、その代表者の公区長さんの意見なんかもありました。

ですから、ある地域では、私たちもこうやっているけれども、これは貰ってやるべきではないというふうに思っておりますからという、ご発言もありました。

更には、企業におかれましても、今と同じような考えであるのですけれども、企業活動として、その純粋にやっているところに、これを交付金を町のほうから出すというふうな考え方、現実にあることは確かにそれは承知しておりますけれども、その判断というのはちょっと難しいところがあるよねという話がありまして、公区長さんの代表の中である会議の中でも、ちょっとこれもいろんな他町村の事例も見ながら、検討してみたいねという話其实是去年も、去年の暮れの代表者会議の中でもそうあったところがございます。

そういうわけで、ちょっと今、結論としてはまだそれに踏込むということはまだなっておりませんが、今後のまだ検討課題というところにあるということで、ご理解いただきたいと思ます。以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 前川委員。

○委員（前川雅志） 協働のまちづくりの考え方についてはわかりました。

ただ、例えば町で行っておりますアダプトプログラムに則って、その公園の清掃活動なり、啓蒙活動していこうと言ったときに、前にもお話させてもらったと思うのですが、打合せをするために、公的施設をお借りして、その使用料を払って会議を行ってそのアダプトプログラムの準備をしていくということがあろうであります。

そういったところも、一生懸命町のためを思い、公園の管理を皆でしていこうといったところの、本当に少ない金額かもしれませんが、そういったところを見れるようなところを考えていただければ、有難いなというふうに思っております。

町車両のことについて、再度伺いますのですが、自治協会の保険で一括で対応されているということがありました。

車両保険などそういったところでは、自治体で協会でやっているところは有益なのかなというふうに、理解をしているところであるのですが、自賠償保険ということになりますと、金額もどこで扱っても一緒なのかなというふうに思っております。

ここで差が生じて、有利であるということであれば、そういったところをお願いするのも一つの方法かと思うのですが、金額がもし同じであれば町内の業者を使った中で、対応していくこともできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 自賠責保険につきましては、おっしゃるように全国協会でありましても、民間の保険でありましても同じだと思います。

任意保険の部分につきましても、全国自治協会の方の保険に入っているわけでありまして、この面におきまして、民間保険に入る場合とでは保険料に相当な金額の差があります。

それと、もし仮に事故があった場合につきましては、自治協会の方にその事故処理のことを依頼することになります。

そういうことを考え合わせますと、その自賠責と任意保険、同じように掛けていた方が、処理の面におきましてスムーズに行くというようなメリットもあります。

そういうようなことから、この全国自治協会の保険に一括して、両方とも掛けていくということになります。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目は、49ページの企画費に係わってくるというふうに思いますけれども、昨年町長にも比較の問題、核兵器をなくしていくという問題で、是非平和市長会議にも参加していただき、積極的な取り組みをしていただきたいと、そういうようなことを申し上げたわけでありまして、

本町では原爆展でありますとか、いろいろなものに取り組まれたりいたしまして、それなりの取り組みをされておられることは承知しているわけでありまして、2010年にNPT再検討会議が国連で開かれます。

これに向けて、今、核兵器廃絶の運動を核兵器のない世界を広めていこうという、そういうことで国際署名なども取り組んでいるわけでありまして、そうしたものにも積極的に取り組んでいくという上でも、平和市長会議には是非参加していただきたいというふうに思うのですが、その検討はどのようになっているか一点お聞きしたいと思います。

それから次に、50ページの十勝圏活性化推進規制会の負担金などにも係わってくるわけでありまして、高規格道路が今、中札内まで延びまして、その後、大樹の境界まで具体的に延びていくことになっているわけなのでありますが、こうした高規格道路の建設に積極的に係わっていくということで、先ほどの一般質問でも、町長、答弁されておりました。

しかし、今、経済危機の中でどこにどういう予算を使っていくかということが、大きく問われる時期に来ているわけです。

本当に、この地域のこの中小の企業でありますとか、地域を活性化していくためには、国の方でも道路特定財源の一般財源化ということで、一步踏出したわけですが、しかしながらその中身を国の行き方を見ても、それが必ずしも一般財源として、この有効にその予算が使われて体制になっているかといえ、そうではないようでありまして、その一般財源化も名ばかりになるのではないかとその恐れも出ているわけです。

そうした点で、本当にこの年に200億近く投じてこの延ばされていく、この十勝で言えば高規格道路が本当にこの地域の活性化につながっていくのか、そのことをもう一度考え直してみるべき、この経済状況財政状況でないかというふうに考えます。

例えば、高規格道路救急車を使って患者を搬送するのに非常に役立つのだという、そういうことでつくられようとしているわけですが、しかしながら、例えば町立病院、広尾にしましても、大樹にしましても、町立病院も非常に苦しい状況にあって、昨年などは診療所化が迫られるというような自体も生まれておまして、やはりこのお金を使っていくところが、あべこべになっているのではないかと。

救急車で先に運ぶよりも、地元できちんと財政、地元で健康を守る体制をきちんと構築していく方が先でないかというふうに思うわけです。

そうした点で、高規格道路に対する考え方をもう一度お聞かせ願いたいのが2点目です。

3点目でありますけれども、57ページに総合支所の予算が組まれております。

忠類総合支所、これからどのような役割を果たしていく、忠類地域の中心としてどうなっていくかというのを、地域住民の大きな感心なわけでありまして、この予算を見ますと、例えば7節の賃金を見ますと、昨年嘱託職員賃金として6人分見えておまして、1,959万円程予算が取られていたのですが、これが全くゼロになっているということで、忠類の総合支所の体制がどうなっていくかということでもあります。

正職員の状況も踏まえまして、どのような考え方でこれがゼロになっているのかお聞きしておきたいと思っております。

それから次に、59ページになるわけなのですが、いつも申し上げております滞納整理機構に今年はどうくらいこの整理を委託していく、そういうことになっているのか、お聞きしておきたいと思っておりますけれども、そうした中で、そうしたものがきちんと行政としての対応をとった上で、こうした担税能力の問題も含めてきちんと行政で対応した上で、対処をしていかなければならない。

地方税法だとか、国税の法律の上でもしっかりと担税能力のない人に、対処しなければならない義務を負って、町長も負っているわけですので、そうした義務をきちんと果たした上で、滞納整理機構に委託しようとしているかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 増田委員の質問が終わったところで、11時まで休憩をいたします。

（10：56 休憩）

（11：00 再開）

○委員長（杉坂達男） それでは、休憩を解き再開をいたします。

休憩前4点の質問がありました。

順次、答弁説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方から1点目の平和市長会議のことについて説明をさせていただきます。

この平和市長会議につきましては、これは世界の恒久平和を願って委員のおっしゃるように、核兵器の廃絶を大きな目標とした活動をされていると思っております。

その理念につきましては、これは正に本町といたしましても、理解を十分できることでありまして、この流れにつきましては、過去、平和市長会議ということで、都市部を中心に加盟が促進されていたという経緯があります。

そして近年、町村におきましても、加盟の拡大ということが図られて経緯があると思っております。

で、これは20年の9月1日現在の加盟状況でありますけれども、日本全国では163の都市、それと北海道内では20の市町村、十勝管内では4市町ということで、加盟実績がなっているところであります。

本町といたしましても、これらにつきましては、もし加盟した場合に具体的にどのような活動があるのか、これももう少し研究をしながら、そして他市町村の例も、もう少し見ながら研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、委員がおっしゃるように本町におきましては各方から、この平和活動ということから原爆展を定期的で開催すること、それと図書館におきましては、その時期に戦争のことを忘れることなく、本の特集コーナーを組んだりして、啓蒙に努めることなど、そういう活動は過去にもしてきておりますし、将来においてもそういう活動は十分にしていきたいというふうに思っているところであります。

○委員長（杉坂達男） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 十勝圏の活性化あるいは更には高規格道路のお話であります。

高規格道路そのものの、整備の国に対する国の考えかたといいますのは、高規格道路を整備して地域間交流を促し、あるいは空港ですとか公安ですとかそういう整備にもつなげる。

更にはそういう中核的都市の魅力アップをするというようなことで、整備をする基本的な考えがあるようでございます。

このような観点からも、例えば十勝の高規格道路完成におきましては、例えば定住の促進にも、もちろんつながりますし、今十勝港広尾港の整備におきましては、この物流として幹線道路として大きな役割を果たすというような側面もありましょうし、更には、現実には忠類から音更に例えば牛を運ぶというときの、ストレスを与えないためにもというような、道路整備というのは望まれるところだと思います。

いずれにいたしましても、十勝圏全体としてその魅力アップし、これからも地域の活性化につなげていくためには、これらの一つの中の高規格道路というのは必要だということを感じておきまして、これまでのいろいろ討議の中で、議論された中でもそのことが踏まえられて、十勝圏としてもそういう様子をしているところでもありますので、道路整備、高規格の道路整備というのは、必要なことと考えております。

○委員長（杉坂達男） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） 総合支所費におけます嘱託職員の賃金のことについてお答えさせていただきます。

昨年ここで見ておりました嘱託賃金でございますが、ページの方先になるのですが、104ページの農林業費の中の町営牧場費、ここの中の賃金、7節賃金ですけれども、ここで嘱託職員賃金、1,105万7,000円を見てございます。

それから、もう一つが114ページになりますが、スキー場管理費の中で、賃金、同じく嘱託職員828万5,000円と目的別にこちらの方に計上させていただきました。

○委員長（杉坂達男） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 滞納整理機構の処理をどれくらい委託していくのかなどのご質問ですけれども、まず滞納整理機構につきましては、一般質問でも若干お答えさせていただきましたけれども、引継ぎ予告効果を出させていたでございまして。

つきましては、滞納整理機構の引継ぎ案件につきましては、定期的に催告書等発送させていただいてございます。

それから、各滞納者につきましては、訪問も実施しているところでございますけれども、滞納整理機構の引継ぎにつきましては、20年、去年ですけれども、12月18日に税滞納整理機構の引継ぎ予告所、催告書ですけれども、これをまず発送させていただいております。

それから今年に入って、1月29日に同じく滞納整理機構の引継ぎ予告書の最終催告書、これを出させていたでございまして。

この件数でございますけれども、町内外合わせまして54件発送させていただいてございます。

最終的に3月31日にその中で、引継ぎ決定通知書の発送を予定させていただいているという内容でございます。

実は、この滞納整理機構の引継ぎ者につきましては、逐次連絡を密にして取っているという考え方をこちらの方で持っているのですけれども、相手方につきましては一切折衝をされて来ない方、あるいは、今まで約束していた方でその約束を履行されていないと。

あるいは町外に出て行っても音信が途絶えてしまっているとか、そういう方が中心になってございまして、現在平成21年度につきましては、17件の案件を予定してございまして、その内に町内の方が5件いるという内容でございます。

徴収として、対応をどういうふうにとったのかということなのですが、そういうふうのうちの方で、各滞納者に折衝を続けているのですけれども、なかなか面会もさせていただけない、あるいは訪問してもその住所にはおられないという方も中にいます。

それから、担税能力の問題でございますけれども、これにつきましては、うちの方で財産調査まではしてございますけれども、それ以降の預金調査などにつきましては、滞納整理機構に引き継いだ後、

実施させていただくというような形の内容になるかと思えます。

今現在、平成21年度の17件、うち町外者が5件いるということで、ご理解願いたいと思えます。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 1点目の平和市長会議の関係で、これからもよく検討していきたいという話でありました。

来年度、先ほども申し上げましたように、NPTの再検討会議が開かれて、それに向けて世論を盛り上げていこうということで、今いろんなところで、取組みをされております。

またアメリカで大統領が変わりまして、オバマ大統領は核兵器を廃絶する方向を強めるという、そういう発言もされておまして、やはり今、世界中に2万発以上もあるといわれる地球を何回も破壊することができるような、そうしたこの悪魔の兵器をなくしていく絶好のチャンスだというふうに思えます。

そうした点で、是非ともこの運動を盛り上げる一翼を担っていただきたいと思えますので、是非とも参加する方向で検討を強めていただきたいというふうに思えます。

2番目の高規格道路の関係なのですが、なぜこの道路特定財源が一般財源化する方向を取らざるを得ないというか、なかなかそれに抵抗する勢力もあるわけなのですが、これが一般財源化する方向に進んでいるのかどうかということ、やはり考えてみる必要があるのではないかと思います。

これだけアメリカの金融危機が日本に特別強く表れている背景には、やはり国民のその内需、国民の経済力といいますか、国民それから中小企業の力が弱まっているところに一番大きな原因があるわけで、そうした点では、高規格道路のような大きな事業に、どんどんと税金をつぎ込むよりも、もっと中小の企業に経済的な恩恵をもたらすような、住民生活密着した福祉に密着したそうした公共事業に変えていくこと、これが今求められているのではないかと思います。

十勝でこれを進めていくという意味では、そういう答えにならざるを得ないということもわかりまされども、しかしながら、やはりこの幕別や十勝のその地域の力をやはり本当の意味で、付けていくのはこうした大きな予算をこの地域のために使っていく、本当に地域の雇用だとか、そういうものを生み出していく予算として、この正に一般財源化されたこの道路特定財源を、そうした方向で使っていくように、是非とも働きかけていっていただきたいと思えますが、その点をもう一度お伺いします。

それから、総合支所の関係、嘱託職員の6人がいきなり削られたので、ちょっとビックリしたのですけれども、他に振り変わって体制としては変わらないというふうに理解していいのか、もう一度お伺いしておきます。

それから滞納整理機構の関係で、滞納者に対する町税の働きかけ、担当者非常に苦勞されていると思えます。

そうした点で、今の経済状況の中で、そうした努力が、この町民のために生かされていくようなことになっていかなければならないというふうに思うわけなのですけれども、やはり税金を払うというのは支払い能力がある者に限られるべきだと、そういうことなわけなのだというふうに思えます。

国税の通則法でありますとか、地方税法などでは、そのことで町にも義務を負わせているわけなのですけれども、昨年の衆議院の財政金融委員会の政府の答弁では、納税の猶予は災害病気だとかそういうものだけではなくて、資材の急騰や市場の悪化など、経済環境の急激な悪化も適用条件に該当するのだと、答えているのです。

そのことからすれば、これから中小企業などは、倒産だとかいろんなものが出てくるわけなのですけれども、そういう経済的な余裕、急激な変化、失業したとかそういうことも含まれてくると思うのですが、そういうものもしっかり考慮に入れて、その滞納納税の猶予に結び付けていく、そういう方向も政府が出しているのです。

だから、やはりそうした点では大変でしょうけれども、しっかりと滞納者に向き合って、そして先ほどの答弁の中でも、ちゃんとこちらを向いてくれない納税者の問題も、語られておりましたけれど

も、そういう納税者もいて大変だとは思いますが、やはり個々の状況にきちんと向き合って、そうして、そうした納税の猶予などにも結び付けていただきたいというふうに思うのです。

その点をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 高規格道路のお話であります。

似たような答弁になるかもしれませんが、例えば先ほどお話をさせていただきましたように、この高規格道路、いろんな作業面、特に農業面なんかでも非常にメリットがあるというふうにお話をさせていただきました。

飼料ですとか、あるいは農産物、あるいは畜産物等々の移動に伴って、やはりこれは必要なんだろうというお話をさせていただきました。

やはり日本全体の農業総生額、よく言われるのが、10兆円とか言われますけれども、そのうちの1割が北海道、そのうちの25%くらいが十勝ということであれば、やはり十勝というのは日本を代表する食の提供供給基地というのでしょうか、そういう位置付けにあることは間違いないと思います。

そのためにも、そういうような流通の関係でも、これはやはり必要なのだなと思うところで、十勝圏としても、そういうことで進めているというふうに思っているところであります。

また、こういうような高速道路、あるいは高規格道路の整備にあたりましては、その工事においては、地元の業者の方々に対しても、例えば工事を受注するぞとか、そういうようなことにもなりまして、地域の、そういう意味での観点からでの地域の活性化にもつながってくるのだらうなど、いろんな多面的な要素があるのだらうなどと思っております。

そういうことで、繰返しになるかもしれませんが、やはり大事というふうに、高規格道路含めて大事だと思っておりますので、今後も取組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） 囑託職員の状況でございますけれども、昨年と同様の体制を確保できるように、予算の方は振り分けさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ご質問の個々の状況に応じてということでございまして、うちの方で、各滞納者につきましては、折衝を持たせていただきまして、面接において、分納の計画等実施させていただいています。

やはり今言われたとおりに、今回の経済の悪化というようなことで、急激に変化してきてそれに対応ということなのですけれども、あくまでも納税相談をしていただかないと、その内容がわかりにくいということもございまして、納税相談の受けた方につきましては分納の計画を作成させていただきました、それについて対応しているというのが内容でございまして、分納計画、平成19年度は大体132件程度、平成20年度については、若干減っているのですけれども、60件程度の分納がされてございますので、それについても、今後もまた、そのような形の対応をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） 芳滝でございます。

44ページ、広報広聴費のところではありますが、町長の執行方針の中でモニター制度を今年から、住民参加による広報誌のモニター制度の導入について、取組んでまいりたいと思っておりますとありました。

具体的に、どういう内容で方向で取組まれるのかお伺いしたいと思います。

もう一点ではありますが、47ページ、近隣センター管理費の中の13節、委託料のところではコミセンの管理委託の件ではありますが、管理をされる管理人でありますか、いろんな要望とか苦情だとかが寄せ

られております。

具体的には申し上げないのでありますけれども、どうだなということもあれば、そうでないなと思うこともあるのであります。特に管理人が変わられたところで、町民が利用されることにおいて、その利用の仕方が変わるだとかというようなこともあるようであります。

また、今年から札内北コミセン、南コミセンが学童で大集会室ですか、使用されるというふうなことがあって、そのコミセンについてのその使用管理について、特に気を使っていたかにならないだろうと思うのでありますけれども、その辺はどのように対応されるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 広報モニター制度のことです。

まず、新年度広報、それからホームページを通じて募集をいたします。

これは、附属機関の委員こととは全く別にですね、これは無報酬で考えております。

その分、過度な負担をおかけしないような方法ということで、考えています。

例えば、電話ですとか、メールですとか、そういったものでモニターの方がお気づきのたびにこちらにご意見をお寄せいただいて、それをすぐ広報活動の方に反映していこうということで考えています。

それから人数は、当初まずは10名以内ということで、スタートを考えております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（増子一馬） コミセンの管理につきましては、この管理委託業務ということで、その業務仕様の中で本町では基本的な担っていただく仕事については、十分説明をさせていただいているところでございます。

委員がおっしゃるように、管理人が変わったからといって、業務内容が変わるということがあってはならないことだと思っております。

ですからもし、そのようなトラブル等がありましたら、これは担当する総務課といたしましても、よくその辺のことを聞いて、そして状況をよく確認して適切な対応をしてまいりたいと思っております。

○委員長（杉坂達男） 芳滝議員。

○委員（芳滝 仁） モニター制度につきましては、大変ご期待申し上げているところでございます。

住民参加の広報誌作り、今負担をかけない形で進めていくという方向を今述べられましたけれども、将来に向かっては直接的な住民が広報誌にかかってくるような、住民の目線でその広報誌を作り上げていくような方向に進んでくれればと、ご期待申し上げるところでございます。

コミセンのことにつきましては、きちんとお話されているのだと思うのですが、再度、特に学童が入ってきますものですから、その辺のことについて、よく住民側とのですね一つの話合いだとか、その辺の管理をされる方がどのように持っていったらいいのか、その辺のことについて、お話を周知していただきたいなというふうな思いでございます。

どうでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 2款総務費、ほかにごございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 何点かお尋ねをいたします。

53ページ総務費の1款総務管理費の13委託料7、地域防災計画ハザードマップ作成委託ということで、ご説明では新規に作成されまして、1万2,000部発行されるということであります。

この具体的な内容についてお伺いするものです。

防災計画等につきましては、先ほどの一般質問もありましたけれども、住民の危機管理体制を構築していく上でも、非常に大事な役割をこれは果たしていくというふうに思うのです。

それで、実際の内容がどういうものが掲載されているのか、それと防災というのは大変範囲が広く

て、まずはその地域のそれこそ地形から始まって、どこにどんなその危険な状況があるのか、どういった災害が発生したときに、住民はどう対応するのか、あるいはその個別に住民はどういう準備をしておく必要があるのか、地域防災計画、個別の訓練等を含めてどうあるべきか等ということが、総合的に進められて完全な防災体制が取っていかれると思うのですが、そういったものが、こういうところに加味されて指示文書になっているのかどうか伺います。

次に2点目ですが、その下に15の工事請負費がございます。

防犯灯の整備工事は毎年これは要求の多いものなのですが、昨年から比べまして予算は半減以下になっています。

昨年は確か10灯だったと思うのですが、今年度はどこを予定されていて、こういうのは各公区からの予算要望といいますか、設置要請があつて順次応えられていると思うのですが、その要望がどのくらいあつて、今年はどのくらいを実施しようとしているのか伺います。

次3点目、その下のページの54ページであります。

諸費の13の委託料、新規に出されてきました5、国民投票を投票人名簿調整システム改修委託料ということですが、新しい事業であり得ますので、改めてその事業の中身について伺います。

それと次のページの同じく総務管理費の11番、地方バス路線維持費補助金290万であります。

例年、地方バスに対して補助という形で予算を組んでこられました。

バスの運行は、当然ここでは民間の企業に対して、補助をして住民の公共交通機関としての足を確保するという目的で補助をされていると思うのですが、住民の皆さんから、バスがだんだん少なくなってきたという意見が聞いているものですから、どういう事業の実施内容を確認をされて、そして補助を出すというふうになっているのか、ということです。

最後ですが、戸籍連載に係わりまして、ページ数では60ページ61ページになってきます。

初めて電算化に取組まれます。

随分その処理の時間が短縮されまして、それで住民の利便性に起用されるということですが、具体的な電算化に向けての取組みの中身と、それから5番目に毎年お聞きするのですが、住基ネットにいつも予算が組まれています。

今年度はどれくらいの発行を予定して、現時点では利用者がどれくらいいるのか、お尋ねをするものです。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方から1点目のことについてご説明申し上げます。

これはいわゆる憲法改正に係わるものであります。

これは日本国憲法の改正手続きに関する法律という法律が19年の8月に公布されまして、3年後の平成22年8月から施行ということになります。

それに備えての、今回予算措置ということであります。

これは、中身で申し上げますと、国会の中で憲法改正の発議がされた場合、憲法96条の規定に基づきまして、これは国民の承認を得なければならない、ということになっております。

国民の承認を得る具体的な方法といたしましては、国民投票ということになります。

国民投票につきましては、簡単に言いますと改正に対する賛成が半数以上ということが条件なのですが、その投票を行うにあたりまして市町村としては、市町村の選挙管理委員会がその投票事務を担うことになります。

その投票に係ります名簿作成、これは投票できる要件というのは18歳以上の国民ということになります。

ですから、これは18歳以上の国民ということで、それと登録日につきましては、投票が行われる日の50日前が登録の基準日というふうに定められております。

ですから、そういう定められた法に乗っ取りまして町村といたしましては、その名簿作成の事務を



していかなければならない。

先ほど言いましたように、平成22年の8月から施行されますから、それまでの間にその名簿調整に係わるシステムの改修をしていかなければならないということで、今回そのシステム改修に係わる委託料を計上させていただいているということでもあります。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私の方から何点かお答えさせていただきます。

初めにハザードマップの具体的内容についてということでございます。

まずこれ、何故今回出すかということなのですけれども、実は水防法が改正されまして、警戒水位周知河川というのが、これまで十勝川と札内川だけ、大きい川だけだったのですけれども、こえが改正されまして中小河川まで警戒水位がどれくらい来たら、住民の方にお知らせしなければならないというような内容の対象となる河川が、途別川も対象になったということで、これその為に、北海道の管理する途別川河川でございますので、北海道が一昨年昨年と、この地形と水位の関係を調査いたしまして、万一洪水が起きた場合には、どれくらいの地域が水に浸かるというような調査をしたところでございます。

町ではそれを受けまして、そのデータをいただきまして、ハザードマップを作るということでございます。

このハザードマップの具体的内容でございますが、平成16年度に防災のしおりというのを以前作っております。

これの改訂版というふうに考えていただければよろしいかとおもいます。

ただいま申し上げましたハザードマップを改正したものを載せるほかに、地震のとき、今先ほど言われましたように個人的にはすぐ火を消すですとか、そういうような対応を載せていたり、あと地域ではお隣の方、お年寄りがいるところではすぐ声をかけて一緒に逃げましょうですとか、そういうようなこと、ほかに避難所の一覧、更には今回新しいものといたしまして、地震揺れやすさマップというのを掲載する予定でございます。

これは道の方でこれもデータを調査して持っているもので、北海道内の500メートルごとの区画区域を、十勝中部の断層帯の地震が起きた場合に、マグニチュード8の地震が起きた場合に、どのような地域で揺れが起きるのかというようなことを、図面にしたものをデータがありまして、それを活用させていただきまして、幕別町の地図に落としまして、この地域ではこれくらい揺れるとか、そのような地図を載せるという予定でございます。

ですから、前段言いましたハザードマップの関係、揺れやすさマップの関係、更には個別の対応、そういうようなものをモータリしたようなしおりを、全戸に配布したいというふうに考えております。

次に、防犯灯の関係でございます。

まず昨年までは350万くらいあったかと思えます。

それが今年は250万くらいになっていると。

実は平成17年度から20年度までの間は、北栄地区で土地区画整理事業を行っておりまして、その分を平成17年度から20年度までの間、約100万から200万、これは特別枠といたらいいのでしょうか、そういうような形で臨時的に経費を載せていたと、通常は例年150万くらいの予算の範囲で事業を進めていたものを、3年間だけ350万、200万くらい上乘せしていたと、それが一定程度、北栄地区整備されたのでそれは一旦やめまして、通常のベースに戻したという内容でございます。

地域の要望と要望の状況でございますが、例年5月ごろ公区長さん通じまして、公区にこの要望のとりまとめを行っております。

今年度も5月からする予定でございます。

平成20年度につきましては、新設が49要望ありましてそれに対しまして実現したのが28灯と、更新が15灯に対しまして10灯実現したということで、大体6割ちょっとくらいの状況で、要望に対する整備率というような状況でございます。

この要望に基づくもの、昨年からの積み残しの分ですとか、更には新たな道路ができたとか、そういうような緊急性、そのようなものを勘案して、順次整備させていただいているという状況でございます。

もう1点、戸籍の電算化に関する具体的な効果ということでございます。

戸籍につきましては、今まで本庁住民年金係の方で、紙媒体として和紙の、ペラペラの紙でございますけれども、これで保存しておりました。

除籍も合わせますと、大体2万7,000くらいのものであったのですが、例えば、札内支所ですとか、忠類総合支所で戸籍の抄本謄本ほしいと、お客さんがいらっしゃった場合、まず札内支所からだれだれの分ということで、FAXで申請書を本庁の方に送っていただきます。

本庁では、その方の分を耐火キャビネットの中から、2万7,000のうちから、探し出して取り出して、そしてそれをまた電送機で送り返して、札内支所あるいは忠類総合支所で交付するという作業を行っておりました。

これは大体、10分から15分くらいかかる作業でございます。一連の作業。

それが、どこの窓口でも電算の端末機で、名前あるいは生年月日を打ち込んで検索すると、すぐ出るという状況になりますが、そうすると2、3分で終了するというところでございます。

もう1点は、戸籍を新たに作る場合、更にまたは、付け加える場合、改正するような場合、出生ですとか死亡されたとかというような場合、今まではタイプで打っていたということでございます。

1枚1枚タイプでガッチャン、ガッチャンと打っていくと。

なお、その文書が法務省で決められた文面がいくつかあって、それに合致する特殊な文体というか、言い回しが決まっておりましたので、非常にそれを打つのに時間がかかるということで、今、受付をしまして、前住地、前本籍地ですとか、今、本籍こちらにある場合でも、以前に本籍が違った場合など、その本籍地に確認したり、そしてタイプで打って、お客様に直ったものを発行させるというような作業をするのに、大体1週間から10日くらいかかっておりました。

それが今度は電算で、簡単に打ち込みができるようになって、大体2、3日くらいでお客様に交付できるようになるのかというふうに思っております。

そういう意味で、住民の方がほしいときに、短時間で交付するということができるということで、住民サービスの向上につながっているのかなというふうに思っております。

最後に、住基ネットの関係でございます。

委員がおっしゃられておるのは、住民基本台帳の関係だと思っておりますが、これまで平成15年から本格的に稼動をしておりますが、これまで幕別町内で340枚、340人の方に交付しております。

今年度は、50枚くらいの予定をしております。

以前は、20枚から40枚程度だったのですが、昨年e-taxと電子申告が導入されてそれに対して、税控除を行われたということで、確か平成20年の12月末までで230枚、220枚くらい1年間で発行されたというふうに、ただその税控除も今年いっぱい終わりますので、また少し少なくなるのかなということで、大体50枚程度発行することを予定しております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 企画室参事

○企画室参事（長谷 繁） 地方バス路線維持費の補助金のことについてお答えをいたします。

新年度の予算で見えております290万というのは2路線に関してです。

まずひとつは、生活交通路線として、南商あかしや線、もうひとつが準生活交通路線であります幕別線、この2本です。

帯広陸別線、それから広尾線に関しては町からの補助は21年度はございません。

まず生活交通路線の、南商あかしや線なのですが、これは赤字分を国と道が折半して利用者に補助しますので、これは本来町の負担というのは発生しないのですが、南商あかしや線の場合はデマンド方式を取っております。

あかしやから、幕別温泉までお客さんがいる場合は運行するという方式を取っています。

ただ、お客さんがいなくても、その待機時間が発生しますので、その分が若干でてまいります。

それから、準交通生活路線の幕別線、こちらは計上収支の赤字分、または計上費用の20分の9相当額のどちらか少ない額を、道と町が折半して利用者に補助するものであります。

この生活交通路線、準生活交通路線という区分けなのですが、これは乗車密度でありますとか、運行回数ですとか、そういった基準がありまして、それに合致した場合に補助を出していくという仕組みになっています。

ご質問の中に、運行回数が減っているのではないかということなのですが、これは私ども非常にいつもジレンマを抱えているところです。

というのは、運行回数が増えれば、乗車密度が減るという減少が起きてくるのですね、どうしても。ここがいつも頭の痛いところなのです。

そういったことは、常に抱えておまして乗車の人数ですとか、いつも毎月毎月事業者の方からあがってくる報告書を見て、この先のことはやはりいつも心配はしています。

もうひとつ、その生活の足ということなのですが、民間のバス以外に今、ご承知のように医療機関のバスですとか、そういったものが走っています。

かつて路線バスに乗っておられた方が、別な交通手段ということも今はあります。

そんなような諸々のこともありますので、これから先ですね人の移動というのを、やはり様々な角度から見ていかなければいけないと、そういったことをこれからも注意深くみて、生活の足ということの対策を町でやれる範囲を取っていきたいというふうに考えております。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それではお尋ねします。

まず1番目の国民投票に係わってのシステム導入ということですが、予想していたとおりに、19年に法改正になりましたその憲法改正ということを念頭においての、システムの整備だということであります。

これは、国政の問題でもありますので、ここで議論をするというものでないというふうには思うのですが、ただなかなか世論が二分するような問題で、選挙に移っていくその末端の仕事を自治体がするというのは、非常に困難な作業になるであろうというふうに思うわけです。

二十歳から年齢が18歳に下がるとか、あるいは例えば選挙等などによると、などの投票は候補者ですとか政策だとかそれぞれ独自努力と合わせて行政としては公設のポスターを貼るとかいろんなことするわけですが、これは全くちがった中身になってきますよね。

そういうものも同時に準備をされて、こういう構築をしていくのかどうか、そんなこともお尋ねしておきたいというふうに思います。

次にですね、ハザードマップの関係であります。

これまでの、平成16年に出されて全家庭に配られておりました防災のしおりですね、これが改定されるということですから、より内容が充実されるしかも新たに危険に指定されました、途別川等もきちんと盛り込まれて、案内されるということは非常に大事なことで、重要なことだというふうに思います。

それで、この中で個別の対応のこともご記入されるということなので、改めてお尋ねしたいのですが、これは防災に係わりましては、ちょっと町内活動とも係わってくるのですけれども、色んな必要なことを、色んな角度からやっていかなければならないひとつに、個人の各家庭で防災グッズを備えて対応していくというところまでいかなければ、あの阪神淡路のようなことを想定すると、なかなか命を守れないということになりますよね。

それでこの個人の防災グッズに係わっては、それぞれ各町内会が独自の取組みをなされまして、町内として準備をされているところ、あとはそのメニューを紹介しているところ、それから全くやられていないところ、というようなことで色々なのです。

こういうところについても、せっかくそのハザードマップ発行されるわけですが、一定のその必要なものを明記してお知らせするですか、そういうことも含めて、全体のその個人のお宅での、防災体制の向上につながるような仕組みも必要でないかというふうに思うのですがいかがでしょうか。

それともう1点、防災のしおり作られたときに、一度お尋ねしたことがあったのですが、各地域の避難所、避難所がそれぞれ指定されている場所と、それからその人口の張り付けですね、これに非常に何て言うのでしょうか、差があったのですね。

つまり、避難所の面積とそこに指定されている人の人口の数が、地域によっては2倍以上の差があったように、ちょっと今手元にありませんので、違っていたらごめんなさい。

そういうのがあったものですから、そういった均衡もとって、十分なスペースを確保する努力を求めてきた経過があったのですが、ここではどのように反映されているのかお伺いします。

次にですね、防災の関係はそういうことです。

また、防犯灯のことですが、150万ですね、でこれは去年は新設が28と更新が10ということでありました。

この中には、新設ということであれば、その北栄町の事業も入っていたのでしょうか、それともそこを除いて、公区から要望のあった新設49更新15に抑えられて、このような結果になったのでしょうか。

いずれにしても、達成率は6割ということでありました。

今年の予算はこの中でいくと、また要望に全部お応えするという事は難しいのかなと、そういうふうに推測できるのですが、色々犯罪などが凶悪化している中で、こういった防犯灯等の要望は町内会の中では、大変強い要望のひとつではないかというふうに思うのです。

可能な限り色々整理されて、抑えられていくと思うのですが、今年はどうくらまでもいくのかも伺いたいと思います。

それと、戸籍の電算化についてはわかりました。

住基ネットのほうですが、e-taxの制度によって、たぶん増えているだろうなというふうに思いました。

確か、5,000円だったのでしょうか、税が安くなるということで、この間に住基カードがなかったらできないので、利用される方が増えるのだろうと思っていたのですが、それでも2万7,000千人を超える住民の方の340人ということは、決して多い数というふうには言えないと思うのです。

いずれもこのシステムが、極端なことを言っていけば、国民の総背番号制ということにもつながっていくということもありまして、私どもは住基ネットというのは、やはりつなぐべきではないということで主張してきたわけですが、改めてそういうことも含めまして、その危機管理をどのようにされていくのか。

これは戸籍の電算化のところでも言えると思うのですが、どんどん電算化になっていくということは非常に便利で、スピーディーになっていく半面、その管理という点では、よりまた注意をしなければならないことになっていくと思うのです。

その点は、いかがでしょうか。

それから最後の地方バス路線のことですが、予算についてはそういうことなのですね。

具体的に、要するに赤字路線に対する補てんといいますか、そういう意味合いが強いということがわかりました。

ですから、今こうお尋ねする路線を増やしてほしいということは、直接この予算というよりは関連の質問になっているのかな、というふうに思うのですが、だんだん色んな病院のバスが出ているとか、個人タクシーも色んな新しいメニューが出ていて、低料金で行くとか、そういうところは承知しているところなのですが、やはり公共交通網の整備というのは、町の発展、人口の定着に欠かせないということだというふうに思うのです。

それで、ずっと利用があればバスは、路線は増えるだろうというふうに思うのだけれども、なかなか

かそうっていないところに難しさがあるのだらうというふうに思うのです。

ただ、住民の方の声ですが、せめて1時間に1本くらいバスの往復があれば、という声なのです。

この間、バスの時刻表というのが新聞と一緒に届けられたのですがけれども、例えば帯広札内間ですと、帯広から帯広に向かうのが11本、帯広から札内に来るのが10本ということで、大体帯広へ向かうバスは11時、それから13時、それから15時台がないのです。

また札内から、逆の便は10時、12時、14時がないというようなことで、こういう公共交通網ですから、やはり常時利用している人、それからたまに利用している人、色々なのですがけれども、大体1時間に1本出るぞと、定時に行くぞというようなものがあるって、利用というのが定着していくのではないかとこのように思うのです。

それで最近、高齢者の交通事故の問題なんかもありまして、早くに免許証を返上しようというような動きも、実はあるのですがけれども、そこで欠かせないのがこの公共交通機関の保障ということになりますので、この点では、この赤字のためのお金の問題だけではなくて、安定した交通機関をきちんと構築するというような、話し合いも是非やっていただきたいというふうに思いました。

ちなみに、音更は汽車がありませんので、その分多いのだらうなというふうに思うのですが、札内の10往復に比べまして、向こうはバス会社も2本ありますから、約67往復、15分に1本くらい、もっと細かく出ているのですね。

こういった違いもありまして、それぞれの町の、先ほど言ったように、住民の定住作戦等においても大事な政策課題ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方からまず委託料のことにつきましてお答えさせていただきます。

国民への周知の広報ということにつきましては、これは基本的に法律の中で、国が担うことになっています。

具体的には、国民投票広報協議会というものが設置されまして、その協議会の方で、憲法改正の案文、その用紙、そして新旧対照表、それと賛成意見、反対意見、それらを全部モーラした内容の原稿を作成し、それらのことにつきまして、原稿を作成すると同時に国民への広報周知を図ると。

広報周知を図る具体的な方法につきましては、テレビ、ラジオ、それと新聞広告、そういうものを使って行うということで、法律で規定されております。

ですから、基本的には、そういう周知活動は国が担うものと思っております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） バス路線の関係でございます。

確かに、私実は今4年目に企画室に来て4年目になっておりますが、私の記憶する中では、幕別においての路線数というのは、この中では変わっていないなというふうに思っております。

とはいえ、たぶん昔は、車を持っていない方も多くいらっしやっただけでしょうし、そういう意味ではもっと路線数があったららうと、それは思っております。

それで、実は銀河線が廃止になりまして、その後足寄までバスが走っていました。

それが帯広足寄ですから、足寄線と言っておりました。

銀河線が走っていて、足寄線もバスが走っていたのですが、銀河線の廃止に伴いまして、その足寄線のバスを陸別まで、今度延長するということになりまして、それが足寄線からバスの陸別線に変わったという経過もございます。

そのときは、路線数はその当時の鉄道というのでしょうか、銀河線が確か7往復だったと思いたけれども、それを9往復にしたというような経過もございます。

こういう意味で、長大路線といいましょうか、長く運行するバスにおきましては、特急のつながりですとか、あるいは学校の始業時、あるいは下校時に合わせて、どうしてもそこに優先的に運行時間を合わせていくというような経過がございました。

それから実際に運行してみて、病院の関係ですとか、そういう要望も踏まえて、多少なりとも時間を早めたり、あるいは遅くしたりというようなことも経験しております。

基本的には都会のように、1時間に3本ですとか4本ですとか、決まった時間にバスが動くのが一番理想ではあるのですが、なかなか先ほどの内の参事からもありましたように、空で走らせてしまうと、結果的に赤字が増大して、乗る人員が少なくなってしまうと、国の補助も入らない、あるいは道の補助が入らないと。

結果的にそうなった場合については、沿線の市町村で全部負担しなければならないということになります。

たぶん、浦幌線がかつて去年まで走っておりましたけれども、これは、大きな理由のひとつには、陸別線のバスが1日9往復も走っていることによって、結果的に浦幌線のバスに乗っていた人が、9往復も走っている陸別線に、お客さんが乗ってしまったというようなことがあって、赤字が増大してというようなことがあって、結果的に自治体の持ち出しが大きくなって、堪えられなくなってしまったというようなことが背景に、ひとつにあるのだらうなというふうに思っております。

そういうことで、理想としてはその便数を増やすということはわかるのですが、なかなかその費用対応効果等々、あるいは全部沿線の市町村だけで、それを持つという腹を持たなければいいのかもしれませんが、なかなかその金額も増大になってきておりますし、そういう中で、与えられた条件でのその住民の要望に応えるべく、対応しているというのが今の現状でございます。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まず、ハザードマップの関係でございます。

委員おっしゃられるように、家庭で備えていた方がよいと思われるような防災グッズについても、今回載せる予定であります。

それと、避難所についてでございますが、平成19年度幕別町地域防災計画を見直したところでございますけれども、その際に避難所の指定というのを行っておまして、それを今回防災の仕様に載せるという予定でございますが、今回の避難所の指定に関しましては、幕別忠類地域合わせまして2カ所増やしております。

更に、保健福祉のサービスを必要とするような方を対象といたしました福祉避難所というものを、13カ所設定しております。

一般の避難所につきましては、当然人口の配分も見直しまして、指定し直したという状況でございます。

次に防犯灯の関係でございますけれども、先ほど言いました灯数につきましては、北栄分を除いた公区からの要望の分だけで計算したものでございます。

北栄分につきましては、59灯を昨年度整備しております。

今年の見込みについてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、5月に取りまとめを始める予定でございます。

ただ例年は、取りまとめをしたものを、一方的にこちらで配分してやっているということではなくて、現地を確認しまして公区の方と協議しながら設置しているという状況でございますので、できるだけ今年もご要望にそった形で整備できるようにと、いうふうには考えております。

最後に住基ネットの危機管理ということでございます。

住基ネットの危機管理につきましては、まず回線は専用回線をしていると、それと外部からの進入を監視する、防ぐというファイアウォールといわれるものを設置していると。

それと内部的にはですね、扱う個人ごとの職員のパスワード、これを全てひとりひとり使う職員指定しまして、持っている。

更に、これは町民課長と民生部長が持っているのですが、管理パスワードというのがありまして、それによって管理していると、それをパスワード入れないと動かないようにと、いうふうになっております。

更に、定期的に操作した履歴を確認して、外部から進入、外部はないと思うのですけれども、おかしな操作がないかというようなものは、確認させていただいております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員の途中でありますが、お昼になりましたから、13時まで、まだ続けられますね。

それでは、13時まで休憩をいたします。

(12:00 休憩)

(13:00 再開)

○委員長（杉坂達男） それでは、休憩を解き2款総務費の質疑を続けます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 公共交通網のバスの問題だけ、最後にお尋ねして終わりたいと思います。

お答えの中では、限られた予算の範囲の中で工夫をして、公共交通機関の確保ということに取り組みたいということでありました。

それで、確かにその路線の転換のための費用ということだけ見れば、そういうことになるのだろうというふうに思うのですが、この際ですね、幕別町のそのバスがやはり全体で他町村から見て少ないんだということ、改めて申し上げまして、町民の足を確保するという視点での政策の中で、是非検討していただきたい、という思いでお話をしたいと思います。

それで、先ほどからこのバスの時刻表というのをしつこく出しているのですけれども、委員長に是非見ていただきたいのですが、これ音更幕別のバスなのです、時刻表なのです。

それで、この中で、幕別が占めるのはこの赤い枠だけなのです。

残り全部が音更なのです。

これだけ差が、スペースの中だけでもいかに細かく足が、町民の足が保たれてくれるかどうかということが、ここでも一目瞭然だと思っております。

もちろんこのサイドのは、音更町が独自にやっているコミバスです。

だから公共の方はこちらなのですけれども、こうなってきますと、やはり例えば、幕別に移ろうかと、住んでみようかというときの条件などは、色んなことの中のひとつに、公共交通機関というのは、必ず位置づけられると思うのです。

そういうふうになると、5期総でも人口増に取り組む町ですから、この問題を是非視点で位置づけていただいて、検討していただきたい。

このように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今、中橋委員のおっしゃられたとおり、これからも、公共交通網のあり方については、非常に重要な問題だということは認識しておりますので、色んな場面を想定しながら検討させていただいて、今後の政策に生かしていきたいというふうに考えております。

○委員長（杉坂達男） ほかに2款、総務費についての質疑ございませんか。

それでは、ないようでございますから、2款総務費の質疑を終結いたします。

次に3款民生費に移ります。

民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3款民生費のご説明をさせていただきます。

65ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億6,408万3千円であります。

1節報酬は社会福祉員、これは民生委員の方々に委員をお願いしておりますけれども、61人の方々の委員報酬のほか、民生委員推薦会開催に伴う6人分の委員報酬、また、地域福祉計画を策定するための委員報酬で、15人3回分を計上しております。

9節の旅費は、各委員に係る費用弁償が主なものであります。

なお、本年度は社会福祉委員の道外研修に費用を計上しております。

11節の需用費は、戦没者追悼式に係る消耗品費及び食糧費などであります。

19節の負担金補助及び交付金の主なものは、細節5の社会福祉協議会の運営及び各福祉団体の支援に対する補助金。

細節6の民生委員活動費交付金、また細節7のアイヌ文化祭補助金であります。本年11月28日に百年記念ホールにおいて、財団法人北海道ウタリ協会の主催により開催されます。第22回北海道アイヌ文化祭に係わる補助金でございます。事業内容としましては、古式舞踊の発表会、伝統工芸品の展示、アイヌ弁論大会等が予定されております。

20節の扶助費は、細節1の生活困窮世帯扶助のほか、細節2は水道料扶助であります。昨年度の水道料金の改定に伴う負担増の軽減策としまして、児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者、障害者、75歳以上の独り暮らしの方方で、いずれも非課税世帯であるものに対しまして、水道料金の改定前と改定後の差額分を助成するものであります。

次に66ページになります。

28節繰出金は、国保特別会計への繰出金であります。

2目国民年金事務費、本年度予算額303万1,000円であります。

国民年金の事務に要する経費で、7節賃金は嘱託職員を配置し、年金の資格異動や免除申請等の事務を行うものであります。

3目障害者福祉費、本年度予算額3億4,438万7,000円あります。

1節報酬は、障害者福祉計画策定委員15人に係る報酬で、本年度は第2期幕別町障害福祉計画の進捗状況等について審議をしていただくものであります。

8節報償費の細節3は、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を実施するにあたり、要約筆記者のサービスを必要とする障害者への支援のための費用であります。

細節4は障害者の就労支援をおこなうもので、役場において役場体験を行っていただくものとするものであります。

12節の役務費は、細節15の障害程度区分認定審査に伴う主治医原書作成手数料。

細節17の障害者支援費の支払い業務を行う国保連への支払い手数料が主なものであります。

67ページになりますが、13節委託料の細節5は、障害程度区分認定に伴う訪問調査委託料。

細節6は地域活動支援センターひまわりの家に係る委託料。

細節7から細節11につきましては、町が地域生活支援事業として行う各種生涯福祉サービス事業に係る委託料であります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、身体障害者用として自動車を改造するための補助金。

細節4は身体障害者の免許取得費に対する補助。

細節5は障害のある方が、他市町村の地域活動支援センターを利用する場合の負担金となっております。

細節8は十勝地区の身体障害者スポーツ大会に係る補助金であります。本年度が幕別町が当番で開催することになっております。

68ページになります。

20節扶助費になりますが、細節1は障害者の施設サービスや居宅サービスに係る支援費です。

細節2は特定疾患患者に係る通院費の扶助、細節3は障害者の日常生活用具扶助として、ベッドや便器等の購入に係る扶助。

細節6は腎臓機能に障害を持つ方が、人工透析を受けるために係る交通費の助成。

細節7は重度心身障害児を持つ家庭への見舞金。

細節9は障害者の自立支援医療費に係る扶助費。

細節10及び11は、地域生活支援事業及び障害福祉サービス費に係る自己負担額が、月額負担上限を



超えた場合の扶助になります。

4目東十勝障害認定審査会費、本年度予算額、279万7,000円であります。

障害者自立支援法の施行に伴いまして、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の十勝東部4町で共同設置しております、障害程度区分認定審査会に要する費用であります。

月に1回程度の開催に係るものであります。

69ページになります。

5目福祉医療費、本年度予算額、8,104万円であります。

本目は重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要する経費を計上しております。

平成21年2月末現在の対象者は、重度心身障害者が417人で、前年度に比較して14人の増、ひとり親家庭等が845人で69人の増となっております。

70ページをお開きください。

6目老人福祉費、本年度予算額、3億3,026万8,000円であります。

本目は高齢者の方々の生活支援や、介護予防に関する事業、また敬老会、老人クラブ、健康増進センター等の生きがい事業など、高齢者福祉に関する経費を計上しています。

高齢者の状況であります。2月末日現在で、65歳以上の人口は6,568人で高齢化率につきましては、24.04%となりまして、前年度よりは0.57ポイント上昇しております。

1節報酬は、老人ホーム入所及び生活支援ハウス入居に係る判定員の報酬であります。

8節報償費は、敬老祝い金が主なものであります。

11節需用費は、福祉バスに係る費用及び忠類地域と幕別地域の2カ所において開催する敬老会に係る費用が主なものであります。

12節役務費は、71ページになりますけれども、細節15の緊急通報用電話機の架設に要する手数料が主なものであります。

13節委託料は、細節6の高齢者食の自立支援サービス、細節7の外出支援サービス、細節8の布団洗濯乾燥サービス、細節9の軽度生活援助事業、細節10の生きがい活動支援通所事業など、介護保険を補完するサービスとして実施をするものであります。

14節の細節の20は、忠類地域の70歳以上の高齢者がアルコ236を利用し入浴した場合に係る使用料が主なものであります。

18節は緊急通報用電話機を更新により購入するもので、39台分であります。

72ページになります。

19節の細節3は、老人クラブ連合会補助金で65歳以上の会員一人当たり1,800円を補助するものであります。

前年度100円の減額となっております。

細節5は特別養護老人ホーム札内寮に対する建設費補助分であります。

細節6は本年の9月5日から8日にかけて開催するねんりんピックに係る実施委員会への負担金であります。

20節扶助費の細節の2、老人保護措置費は自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費となっております。

細節3、社会福祉法人等介護サービス軽減等扶助は、本町では平成13年度から実施している措置であります。本年度からは町独自の軽減策といたしまして、社会福祉法人以外の事業所が提供する介護サービスを利用した場合においても、同様に利用者負担額の一部軽減が受けられるように、低所得者に対する負担軽減の一層の充実と、介護保険サービスの利用促進を図るというものであります。

細節4、低所得者等訪問介護利用料扶助であります。これは町単独事業として、平成13年度から扶助しているものであります。

28節繰出金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計への繰出金であります。

7目後期高齢者医療費、本年度予算額、3億2,963万6,000円であります。

昨年4月施行の、後期高齢者医療制度に係る経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療に係る町の負担、町の負担分で、医療給付費の12分の1に相当する額を支出するものであります。

28節繰出金は、後期高齢者医療特別会計の繰出金で、広域連合及び市町村の事務費等に係る負担分、並びに保険料の軽減に対する保険基盤安定のための負担分を繰出すものであります。

73ページになります。

8目介護支援費、本年度予算額、603万円であります。

本目は介護予防プラン作成に要する費用であります。

7節賃金の臨時職員賃金のほか、13節委託料の細節5、介護予防プラン作成委託料が主のものであります。

9目介護サービス事業費、本年度予算額、1,863万2,000円であります。

次の74ページになりますが、13節委託料の細節5、デイサービス事業委託料が主なものであります。忠類地域において実施しておりますデイサービス事業に伴う委託料であります。

10目社会福祉施設費、本年度予算額、283万9,000円あります。

本目は主に、千住生活館の管理運営に要する費用であります。

7節賃金は、千住生活館及び考古館の管理を併せて行う管理人の賃金となります。

11目保健福祉センター管理費、本年度予算額、1,799万円あります。

本目は同福祉センターの管理に要する費用であります。

75ページになりますが、12目老人福祉センター管理費、本年度予算額、569万あります。

本目は老人福祉センターの管理運営に要する費用であります。

76ページをお開きください。

13目の南幕別老人交流館管理費、本年度予算額、267万9,000円あります。

本目は同交流館の管理に要する費用となっております。

14目ふれあいセンター福寿管理費、本年度予算額、2,267万1,000円あります。

本目は同センターの管理運営に要する費用となっております。

78ページをお開きください。

老人医療費につきましては、昨年3月31日で制度が廃止になりました関係から廃目となります。

次に2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額、2億751万2,000円あります。

本目は児童福祉に要する経費であります。

1節の報酬は、次世代育成支援行動計画の平成22年度から26年度までの後期計画の策定、及び子どもの権利条例に関することなどを審議していただく地域協議会の開催にかかる委員報酬で、15回分であります。

9節旅費の細節1は、同地域協議会委員の費用弁償であります。

11節需用費の細節4は、子どもの権利に関するリーフレットの作成に要する経費であります。

細節30は次世代育成支援行動計画の印刷製本費であります。

12節役務費の細節1は、子どもの権利に関する町民意識調査に係る郵便料を計上しております。

19節の細節3は、2歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭支援のため、指定ごみ袋購入費助成に係る費用であります。

79ページになりますが、20節扶助費の細節1は、児童数延べ3万1,029人分の児童手当であります。前年度比では166人分の増となっております。

2目児童医療費、本年度予算額、8,053万円あります。

本目は、就学前の乳幼児の医療費の扶助及び小学生の入院などに係る医療費の扶助のほか、これらに係る事務費を計上しております。

平成21年2月末現在の対象者数は、乳幼児分につきましては、1,387人で前年同月に比較しまして62

人の減となっております。

なお小学生につきましては、入院費用及び指定訪問看護費用に係る助成となりますが、昨年10月の制度開始から、本年2月末までの対象者であります、8人となっております。

20節扶助費は、ただいま申し上げましたが、乳幼児等の医療費を無料とするための医療費扶助、及び小学生につきましては入院などに係る医療費の一部を助成するもので、いずれも一定所得以上の世帯は対象外となっております。

80ページをお開きください。

3目常設保育所費、本年度予算額、2億385万3,000円であります。

本目は常設保育所5カ所の管理運営に要する費用であります。

13節委託料の細節の10、青葉保育所引継ぎ保育委託料は、平成22年度からの指定管理者による保育業務の実施に向け、スムーズな移管を図ると共に、児童とその保護者に対する信頼関係を構築するため、平成21年度におきまして、町と指定管理者職員による合同保育を、1年間実施するために要する費用であります、委託料の内容につきましては、指定管理者から派遣されます保育士5人分の人件費が主なものとなっております。

82ページをお開きください。

4目へき地保育所費、本年度予算額、6,068万2,000円あります。

本目は忠類地域1カ所を含む6カ所のへき地保育所の管理運営に要する費用であります。

7節の賃金は忠類地域以外の5カ所の臨時保育士及び代替保育士の賃金であります。

83ページになります。

13節委託料は、忠類へき地保育所の管理運営に係る委託料が主なものであります。

5目幼児ことばの教室費、本年度予算額、629万9,000円あります。

本目はことばの発達の遅れや、情緒障害児に対する回復訓練を行うための経費となっております。

19節負担金補助及び交付金の細節4は、南十勝の広尾町、大樹町、中札内村、更別村及び幕別町の5町村において、共同設置している南十勝こども発達支援センターに係る負担金となっております。

84ページをお開きください。

6目児童館費、本年度予算額、3,254万4,000千円あります。

本目は札内南、札内北、幕別南の児童館及び忠類1カ所、幕別1カ所、札内3カ所計5カ所の学童保育所の管理運営に要する費用であります。

7節賃金は、学童保育所に係る指導員の賃金であります。

11節需用費は、学童保育所入所児童のおやつなど賄い材料費が主なものであります。

7目子育て支援センター費、本年度予算額、1,707万6,000千円あります。

乳幼児期の子育てを家庭に対する子育て支援事業、及び一時保育等の特別保育事業に要する費用で、忠類保育所内の忠類子育て支援センター、及びさかえ保育所内の幕別子育て支援センターの2カ所に係る費用であります。

7節の賃金は、幕別子育て支援センターに係る代替保育士及び臨時保育士の賃金であります。

85ページになります。

13節の委託料は、忠類子育て支援センターに係る委託料となっております。

3項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額、555万円あります。

本目は災害見舞等に要する費用であります。

以上で民生費のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○委員長（杉坂達男） それでは3款民生費の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 5番堀川貴庸。

まず72ページの、1項社会福祉費19節負担金補助及び交付金の細節6、ねんりんピック開催にあたりまして、お尋ねしたいと思います。

今回この9月の5日から8日というご説明でしたか、ねんりんピックが当町で開催されるにあたりまして、負担金が計上されておりますけれども、相対の事業費どれくらいを見ていらっしゃるのか、業者の協力があってこれも開催にあたるのでしょうかけれども、そのうちのどれくらいを負担をしているのかお尋ねしたいと思います。

それから79ページ、2項児童福祉費2目児童医療費、20節扶助費の乳幼児医療費、乳幼児等の医療費扶助についてお尋ねします。

これも前年に比べますと、およそ350万ほどでしょうか増額して予算計上されておりますが、先ほどのご説明ですと、やはり小学生の方が入院だけの扶助になっておりますので、この辺の拡大する余地があるのか、余地といたしましよるか今後の見込みについてお伺いしたいというふうに思います。

もう1点、83ページ、同じく2項児童福祉費の5節幼児こどばの教室費に係わってお尋ねしたいというふうに思いますけれども、この21年度にあたり、20年度でもいいのですけれども、大体今、幕別の方で福祉センターの方で開催されていると思いますが、大体幕別と札内から通われる子どもたちの数、どれくらいいるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） ねんりんピックの関係なのですが、全体の予算が約1,330万ほどになります。

そのうち道の実行委員会からの補助金が、約750万程度になります。

残りは町の単費ということになります。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 児童医療費の予算の伸びでございますが、これは主に乳幼児の分の医療費の伸びが約5%程度約300伸びているという状況でございます。

ほかに要素はございません。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） 幼児こどばの教室に通所されている児童の数でございますけれども、20年度今現在で53名となっております。

そのうち、幕別地域の児童数が10人、札内地域が43人、札内地域は81%幕別地域は19%という割合になってございます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） それでは、ねんりんピックに関してもう少しお尋ねしたいと思います。今の課長のご説明では全体で1,330万、道からも750万を入っているにしても、町からの持ち出しといたしましよるか、単費は単費分として残り差し引き分ですよ。

かなりちょっと大きいものになるので、今までの例えばWRCですとか、若干意味合いが違うのかもしれませんが、かなりこの数字の出方が大きなものですから、これに対して行政の協力としてはどのようなことを考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

また、参考までにお尋ねしたいと思うのですが、経済効果については何か試しの計算、資産をされているのかお尋ねしたいと思います。

それから、乳幼児医療費に関しては順次拡大されていまして、安心して育てていけるような環境づくりに国、道、そして市町村も躍起になって動いていただいているというふうに認識しておりますけれども、小学生の、低学年の通院に関してもう少し柔軟な対応で動いていただけたらなというふうに思ったものですから、この場で言うのが適切かどうかはわかりませんが、今後次世代の22年度から26年度までの後期計画の中でもあるように、計画を予定しているように、この辺のことについて町内のお母さん方、お父さん方からどのようなアンケート調査をされるのかお尋ねしたいと思います。

それから、こどばの教室については、今課長からお答えがあったように、やはり全体の8割強が札

内の方から通われているという現状ですので、今までの経緯、色々あったかと思えますけれども、今一度札内でも開催してほしいという町民の声も、私の耳に届いておりますので、できるできないはわからないのですけれども、少し前向きにとらえていただきたい。

このことに関しても次世代の方で、会議の方で取り上げられるかどうかはわからないのですが、是非子どもの健全な発達について、アンケートなり何なりの調査をしていただきたいというふうに思いますけどいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） ねんりんピックの関係でございますが、今回のねんりんピックにつきましては、実行委員会形式をとって行っております。

この実行委員会には、町内の各団体の代表者の方ですとか、IPGA国際パークゴルフ協会等沢山の方のごをいただいて、約50人の実行委員会で組織して行っております。なお、町といたしましては、この実行委員会の中で、町の職員の出役を見込んでおります。

それと、ボランティアの方につきましても、3日間延べ100人ずつくらい、300人の、失礼いたしました、6日と7日で約200人を見込んで協力体制をとっています。

経費が大きくなる要因なのですが、実際は大会運営に係る経費が主になります。

うちは国際大会ですとか、そういう大会はやってはいるのですが、それと異なりまして、全国からおおよそ現在のところ320、30人の参加者と、あと道内から、もしくは一般の参加者、160人程度を見込んで、約500人程度ということで見込んでおりますが、それらの会場設営費ですとかそういう部分が大きな要因となります。

また、経済効果につきましては、特に試算はしておりませんが、大会参加者はうちの幕別温泉のグランヴィリオに全員が宿泊する予定になっております。

また、そこで足りない場合は悠湯館というふうに、旅行業者の方がただいまホテルの方を抑えているわけなのですが、全員そちらの方に宿泊していただくということで、それなりの経済効果はあるのかなと思っております。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） 乳幼児医療関係の要望事項ということで、次世代のアンケート項目に入っているかどうかというご質問だったかと思うのですが、アンケート項目自体はまずは、国が示す項目というのが主となりますので、今回その項目は入っておりません。

ただ、自由記載欄というのがございますので、そこに各種の希望、要望が入ってきますので、その辺をきちんと調査してまいりたいというふうに考えております。

それから、ことばの教室についての意向調査というお話でしたけれども、確か昭和50年代だったと思うのですけれども、ことばの教室が札内の南小学校において開設されたというふうに記憶しております。

その後、平成9年の保健センター建設に合わせまして、今の場所にことばの教室が移動しております。

そのときに、札内から通われるあるいは、南小学校の時代は幕別から通われる保護者の皆さまの負担を軽減するために、片道2キロ以上の距離がある場合については、1キロ当たり10円の補助をさせていただいているところであります。

今後ともその意向調査というものは、行ってはいきたいと思えますけれども、これまでの設置、それから運営中で、全て希望に応えられるかどうかというのは、今のところお返事はできないかと思えます。

以上です。

（関連の声あり）

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ただいまの乳幼児医療費の助成に係わって、関連でお尋ねしたいのですけれども、

堀川委員からの発言にもございましたけれども、現在幕別町は、6歳まで無料ということで助成をされております。

それで十勝管内では、これまでその医療費の助成年齢を拡大するという動きが、非常に取組むところが増えてきて、現在は12歳までというところが鹿追町や芽室町、大樹、そして池田はまたちょっと中身が違うのですが池田町、更に15歳までというのが中札内村、それから更別村、更に新年度からは、上士幌や新得も取組まれるように聞いております。

こんなふうに拡大の傾向が、十勝全体の中で広がっておりまして、当然幕別町でも拡大を望む声が大きくあるわけですが、現実には12歳まで、例えば拡大を考えた場合に、予算としてはどれくらい必要になってくるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 12歳小学校卒業まで、通院分を更に助成するということになると、現在の制度の形のまま一割負担のままで、助成すると5,840万必要となります。

更にこれを無料といたしますと、1億円必要となります。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） その金額というのは、当予算では7,310万円の予算であります。

それを拡大した場合に、実像になる金額が5,000万円ということでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） そのとおりです。まったく増になる分が、この今言った金額になります。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 少なくない金額、予算を伴うことですから、政策を打つためには慎重な協議も出されて判断が必要かと思いますが、子育て支援の中の要望が高かったという点では、過去からずっと医療費の助成というのが、上位のランクに上げられているところなのです。

そういう点から考えてみまして、今年度は従来と同じということではありますが、他町村の動向も見て、そういった政策も今後必要になってくるように思いますが、その点の考え方はいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、今まで色んなアンケート調査なんかをやりますと、やはり一番大きな関心事であり、そして要望の強いのが今言われました医療費の拡大ということであり、その点については、私も十分認識をしているところであります。

できれば、ご期待に応えるように努力していかなければならないと思いつつも、なかなか今申し上げましたような多額な経費もかかるというようなことで、今日までできているわけですが、今お話いただきましたように、管内的な情勢もたいぶ変わってきているようにも聞いております。

もちろんそれぞれの町の財政状況もありますから、全てそのとおりになるということでは、もちろんなりませんけれども、そういった情勢にあること、父兄から、保護者の要望が強いといったこと、そういったこと私どもも十分認識しながら、これからも内部で調査しながら、研究しながらこれから対応していきたいというふうに思っています。

○委員長（杉坂達男） 中野委員。

○委員（中野敏勝） 11番中野敏勝。

70ページの老人福祉費の敬老祝い金と敬老会の食料費に入ると思うのですが、敬老会の部分なのですが、この平成18年度で敬老会の見直しというか検討をされたようでございます。

しかし、今後もこれをこのとおりに実施されていくのかどうかということ、お伺いいたします。

この1点だけ。

○委員長（杉坂達男） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） お尋ねの敬老会の件なのですが、忠類と合併いたしまして、敬老会の、まず最初に敬老会祝い金なのですが、昨年度をもちまして忠類との合併との措置がおりまして、今年度から敬老祝い金については同額を支給するという形になります。

それと敬老会のあり方につきましては、以前から検討はしていたのですが、今年平成21年度の開催が第60回の開催ということになりまして、今年度は昨年同様の形でやらせていただきまして、これからの開催のあり方につきましては、今年度いっぱい検討させていただくというお答えにしかならないのですが、今後のあり方について今年度検討してまいりたいと思っています。

○委員長（杉坂達男） 中野委員。

○委員（中野敏勝） 今年度はこのようにやっていくということなのですが、この敬老会の食料費というのがあるのですが、昨年と同じような形でやっていけば、ちょっと無理なところがあるのではないかと思うのです。

昨年もちょとしたことが起きていますけれども、そのような無理はかからないようにできるのでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 今年度につきましては、業者につきましては徹底した指導を行うと共に、昨年度の反省を踏まえまして、納入時間を遅くしたりですとか、発注個数を制限したりですとかという対応を取りまして、何とか昨年と同じような形で実施したいというふうに思っております。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） 7番野原恵子。

68ページ、障害者福祉費の20節、扶助費の項目なのですが、このところで精神障害回復者通所扶助費、それと人工透析者、そういうところで、通所の扶助費というのがありますけれども、この中にはないのですが、厚生施設を今回障害区分の中で対処せざるを得なくなりまして、通所しなければならないという、そういうご家族の方がいらっしゃいます。

そういう人たち、通所するために交通費の扶助ということでは、これに順ずる基準で、厚生施設に通所する家族への扶助費ということ、新しく設けることはできないのかということ、お伺いいたします。

もう1点、71ページ老人福祉費の13節委託料ですが、委託料の6、高齢者食の自立支援サービス委託料なのですが、今1食400円で利用者のところにお届けしているということで、これは本当に高齢者の方には本当に喜ばれている制度ではあるのですが、業者への支払いはいくらになっているのか。

それと今、食何人に届ける予定になっているのか、そして業者の配送費はどのようになっているのか、その点お聞きしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 厚生施設へ対象者への通所助成ということなのですが、野原委員おっしゃるように、現在、特定疾患の方と精神障害者と、人工透析の方しか通院の補助がございません。

厚生施設でいうことですから、知的の障害のお持ちの方ということなのですが、知的の障害の方については、現在国の方でも制度がありません。

町として、実態を調査していただいて、検討させていただきたいというふうには思っております。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 食の自立サービスの関係でございますが、今業者さんへの支払いは1食あたり580円でございます。

配送費につきましては、基本的にはこの中に含まれております。

ただ、遠隔地の場合につきましては配送費が200円必要となっております。

それと、21年度の関係でございますが、1万6,000食くらいを予定しております。

人数で申し上げますと、大体延べで628人くらい、月の移動がございますので、大体月平均にすると50人から60人くらいの方が、利用されている状況でございます。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） 厚生施設の通所扶助費、この点は是非今回の障害者自立支援法の下で、介護区分

の中で対処せざるを得なくなったという方も地域から聞いておりますので、是非実態を早急に調べて、対応をお願いしたいと思います。

それと、高齢者の食の問題ですが、この平成19年度の決算の資料を見ましても、利用する方が若干減ってきているように思います。

今、高齢者人口も増えている中で、この制度がしっかりと地域に根付いて利用する方も増えるのではないかと思います。19年度のこの決算から見ましても、今年度は1万5,000食、2,000食ほど少なくなるということになりますね。

そして利用する人数も、これに比較することはできないのですが、大体1カ月50人から60人ということであれば、この制度本当に高齢者にとって食べることは、身体が健康に保って精神も身体もしっかりと支えていくということで、食べるということは非常に大事なことだと思います。

それで何故1万5,000食に減ったのか、利用者が減っているとすればどこに問題があるのか、そこをしっかりと検討していくべきではないかと思えます。

本当に食べるということで介護度が重くなった人が、きちんとした食事をすることによって、介護度が軽くなったという、そういう経過も聞いておりますので、食というのは非常に大事な部分なので、その検討をもう少し要するのではないかと思います。いかがでしょうか。

それと業者の配送、駒島の方は200円というふうに承知しておりますけれども、今回ガソリン代なんかは下がっておりますけれども、高騰のときに1食ずつ届けるということでは、業者の負担は非常に重いと思うのですが、その手立ても必要ではないかと思えます。その点はいかがでしょう。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保険課長（羽磨知成） まず1点目の利用者数の減でございますが、確かに委員がおっしゃられますとおり、年々減ってきております。

ただ、その実態を見ると一旦その給食サービスを受けられる方は、何らかの理由がない限りずっと続けていらっしゃると、新たに給食サービスをその止める方と、新たに給食サービスを始める方の間に人数の差が出てきている現状でございます。

ですから、このサービスについては利用されている方は、非常に満足されているのだろうなど。

例えば入院とか、お亡くなりになるまではずっと使われているというのが現状ですので、何とかこのPRの方を、今一度考えていかなければならないものかと考えております。

それから配送料の方でございますが、実質的に利用者の方にご負担いただいているのが200円でございますが、事業者さんへのお支払いについては420円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） その配送の点はもっと町内の場合であっても、お弁当1つ届けるわけですから、それにガソリン代もかかりますので、業者の方とよくお話しをされまして検討をしていくべきではないかと思えます。

それと利用者が減っているということでは、この制度の内容をやはりよくお知らせするという同時に、業者の方に対しましても、高齢者向けの献立というところにも十分検討を要するのではないかと思えます。

そこをしっかりとされれば、この制度を利用する方が増えると思えますので、その検討も業者との話し合いというのが必要ではないかと思えます。その点はいかがでしょう。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 委員ご指摘のありましたとおり、事業者さんとの協議を重ねていきたいと考えております。

○委員長（杉坂達男） 休憩をいたします。14時まで休憩をいたします。

(13:46 休憩)

(14:00 再開)



○委員長（杉坂達男） それでは休憩を解き、3款民生費の質疑を続けます。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2番、谷口和弥。

75ページの12目、老人福祉センター管理費について、それから常設保育所ですね、81ページ3目の常設保育所の委託料について質問させていただきたいというふうに思います。

老人福祉センターですけれども、大変多くの高齢者の方から、喜んで利用されているところではないかというふうに思います。

そのような声を沢山耳にいたします。

どれくらいの方々が、1日平均でということでお尋ねしようかと思えますけれども、利用されているのかお尋ねいたします。

そして清掃管理委託料、細目の8ですね、これに係わってですけれども、施設の管理状況や掲示物のことなど、町としてどのようにチェックされているのかお尋ねしたいというふうに思います。

これが1点目です。

もうひとつ、81ページの常設保育所費、13節委託料、青葉保育所の引継ぎ保育委託料に係わってであります。

指定管理者制度になるということの中で、こういう時期ですから引継ぎ保育の準備も相当進んでいるのではないかなというふうに推察いたします。

5人の方の人件費が計上されているということで、お話ありましたけれども、一番の懸念されることは、まだ引き続き青葉保育所でお勤めしたいという方々が、皆さん勤められるのかどうなのかと、そういうことがあります。

このことについて、そういった人が勤めたいのに勤められなくなってしまった人が、いるのかいないのか、もしいるのであれば、どのように配慮されたのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 老人福祉センターの件でお答えいたします。

1日の利用者ということなのですが、平成18年度につきましては1日約123人、平成19年度につきましても123人程度です。

平成20年度、本年度ですが、今までの累計でいきますと若干減っております、118人くらいが利用されているという状況になります。

また、管理の状況の確認なのですが、業者の方には毎日のように日報をつけていただいているのと、月報でこちらの方に報告をさせていただいております。

また担当者につきましても、週1回程度は現地に赴いて確認作業をしております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） 保育士管理希望調の関係でございますけれども、勤めたいのに勤められなくなった方がいないのかというお話ですが、私どもの認識としてはそういう方はいらっしゃらないというふうに判断しております。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 老人福祉センターの管理費についてでありますけれども、平成20年度が少し減ったとはいえども、やはり沢山の方が利用されているということがわかりました。

利用者の方々は、利用できることについては大変喜んでいらっしゃるわけですけれども、やはり施設が古いということについては、ちょっとそんな意見もあります。

大事に使うということは、まずは必要なことかと思えます。

ですから、月1回担当者が訪問されているということでありましたけれども、しっかりと施設の中、

見て回っていただきたいというふうに思います。

特に掲示物など、古いケースも見当たるということもありましたものですから、そのことお願いしたいというふうに思います。

常設保育所の方になりますけども、ないということであれば安心なのですが、実際に今お尋ねしたのはお勤めしたいのに、できないケースはないかということでお尋ねしたわけですが、今回これを機に離れられるという方は、何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） 指定管理あるいは引継ぎ保育実施に向けて、臨時保育士の方が職を失うと、保育所臨時職員としてですねいう方はいらっしゃるというふうに判断しております。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 代替という立場では、保育士さんの立場ではどうでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） 現実の問題をお話させていただきますと、4月1日の新年度に向けて、臨時職員についても代替の職員についても、ギリギリの状態だということでもあります。

ですから、まだまだ臨時職員としてお願いしたい方、代替の保育士としてお願いしたい方、募集をかけたいくらいの状況でありますので、本年度に期して辞めていただくという方はいらっしゃるというふうに判断しております。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 保育所のことで関連してお尋ねしたいと思います。

1点目は、ただいま谷口議員からありました引継ぎ保育のことなのですが、実際に引継ぎ保育という事業を、具体的にどんなふうにするのかをお伺いしたいと思います。といいますのは、保育所はそれぞれ年齢によりまして、先生の数といいますか、子どもさんの数の方が決まっているといいますか、そういうふうに配置されていますね。定員が決まっていますね。

そこに、ダブった形で配置されてそして保育を継続するように持っていかれるのかどうなのか、それと私が思うには、1番経営が変わることによって何が不安かというふうに考えますと、やはり子どもたちが、今までいらした先生がいなくなってしまう、親御さんにしても同じなのですが、そういうことで継続した雇用というのが、1番引継ぎにもなるし、安定した状況を保てるというふうに思うのですが、この辺もどんなふうにご考慮されるのか。

それと、常設保育所全体のことでお伺いするのですが、これまで配置されている先生方の正職員の数が少なく、非常勤が非常に多いということで、改善が必要ではないかということでお尋ねしてきておりました。

今年度は、実際にはどのように変わっていくのでしょうか。

以上です。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） まず引継ぎ保育の内容でございます。

基本的に5人の指定管理者職員の配置をお願いしております。

で、5クラスございますけれども、副担任として配置をする予定としております。

それから、今回1年間の引継ぎ保育ということで計画を進めておりますけれども、これの大きな理由としては、毎日の保育のほかに、1年間とおした保育所の行事というものがございますので、その行事の内容とか、それからその保護者に対する説明、児童への取組みも含めて最低でも1年間必要だろうということで、私どもが判断したところであります。

1年間、その児童と保護者と顔を合わせることによって、お子さんも信頼していただける可能性は高くなりますし、ひいては、保護者の皆さんにも安心と信頼の関係を位置づいていただくように、1年間の期間を設定させていただいたところであります。

それから、雇用の関係ですけれども、説明の中で法人の職員2名、それから全部で5名というお話をさせていただきました。

指定管理者の公募要項なり仕様書の中で、町の認可保育所に勤務する臨時職員について、積極的な雇用をお願いしたいということを求めておりました。

その中から今回、法人指定管理者から募集されまして、現実的には4名の町の臨時職員から4名の採用になったというふうにお伺いしております。

指定管理者の意向としては、その4名については、指定管理導入年度から今は臨時職員という身分ですけれども、22年度においては、法人の正職員として雇用していきたいというお話をいただいているところでございます。

それから、正職員と臨時職員の割合ですけれども、確か昨年、4対6くらいというお話、お答えしたかと思うのですが、新年度におきましては、正職員26人に対して臨時職員29人という数字になりましたので、若干ですが臨時職員の割合が下がっております。

大体52.7%という状況でございます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず引継ぎ保育の方の確認であります。

今回、指定管理の方から5人が回ってこられると、そのうちの4人はこれまで町の臨時職員として仕事されていた方たちがそこに就かれると、そういう予定になっているということでおさえてよろしいでしょうか。あの、違いますか。

そうであれば、結構だなと思ったのですけれども。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） ことば足らずで失礼しました。

現在予定されている職員5人の職員配置についてですけれども、2名が現保育園から正職員で派遣されます。

残り3名が法人が臨時職員として採用されると、もうひとり残っているのですけれども、今の臨時職員の方は、現行の法人の方で1年間勉強していただくという予定になっているようであります。

ですから、青葉保育所に引継ぎとして入る指定管理者の職員につきましては、現行の保育園の正職員の方が2名、それから今年度、幕別町で働いていただいた臨時職員の方が3名、現行の保育園の方もふたりの欠員となりますので、そのうちの1名を幕別町の臨時職員を採用されたという状況であります。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わからなくなって、ごめんなさいね。

要するに、今までの青葉保育所という町立の保育所がありましたね。

それで今まで先生方が町の職員の先生、正職員あるいは臨時職員の方が配置されておりましたね。

それで今度は、1年間をとおして引継ぎに入ると、そして次の年からは指定管理法人がそのままいくと、この過程が今年になって、どんなふうに職員が配置されて、引継ぎとなるのかなということが心配でお尋ねしたのです。

それで実施は今までいらしていた先生が残って法人側からも先生がいらして、それで複数体制でひとつひとつの教室で担任、副担任というような形の中でやっていかれるのかなというふうに思ったのですけれども、それでいいのでしょうか、解釈は。それがひとつです。

それともうひとつですね、その法人の方の職員というところなのですけれども、ここでちょっと

くどいのですが、うちの町のこれまでの臨時職員の方たちがそこできちんと雇われるといいですか、そういう配慮があって、そして引き続きやっていただけるのかどうか、それが一番望まれるのではないかというふうに思うのですけれども、その点ではどうでしょうか。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） 最初の1点目につきましては、中橋委員の考えていることで間違いありません。

正職員と、指定管理者の職員が正副担任となって1年間かけて引継ぎ保育を行うということでございます。

2点目につきましては、公募要項なりそれから仕様書の段階で、引継ぎ保育する職員については、22年度以降必ずそこに配置される職員とすることというのをうたっております。

今後、委託契約を結んでいかなければならないのですけれども、そこでも同じようにうたう予定であります。

失礼しました、法人が法人として、職員を募集されて採用されているということですので、その場は最終的には今の意向の中では22年度において、今回採用された臨時職員については、正職員として採用するという事はお伺いしております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 法人はたぶん法人の考えがあって、新しい職員も雇われてはりつかれていかれると思うのです。

そのときに是非、うちの町として継続的な保育の面でも、それから今までいた保母さんの雇用を確保するという面でも、法人が採用する職員の中に、是非うちのこれまで頑張ってきた職員の方たちを、積極的に登用してほしいという指導といいますか、それをしていただきたいというふうに思うのです。

よろしいですか、そういうことです。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） 前段で確か申し上げたと思うのですけれども、公募要項の仕様書の中で、指定管理者導入にあたっての、町としてのお願事項の中に、町の認可保育所で働いている臨時職員について、積極的な採用をお願いしたいという一項目を入れてありました。

その流れにおいて、今回指定管理者が同時の職員として採用されたということでございます。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はい、わかりました。ありがとうございます。

それで、もうひとつ職員のほぼ全体の職員の問題ですが、正職員26人と臨時で29人、若干緩和されたということでありますが、まだまだ臨時職員の方が多いいという事実は変わっていないですね。

それで、雇用問題で随分色々な角度から、これまでもお尋ねしてきたのですけれども、ここはどのようなのでしょうかね。

専門の資格を持った方たちが働く場としては、やはり正職員を増やしていくという努力が、今後必要な現状ではないかというふうにおさえるのですけれども、今後の考え方も含めて、もう一度そこだけお伺いしてよろしいですか。

○委員長（杉坂達男） こども課長。

○こども課長（森 範康） 現実的な話をさせていただければ、直近で平成22年度に指定管理者制度が導入されれば、そこで正職員5人が他の保育所なり子育て支援の色々なメニューにもあることが可能だという状況です。

ただ、確か前にもお話したかと思いますが、これから10年の間に26人のうち、確か12、3人、定年退職を迎えられるという状況でもありますし、現状保育士、一番若い保育士で31歳2歳という状態ですので、公的な保育の継続性ということも考えていきますと、正職員の補充ということも重要な検討課題としてこれから取組んでいかなければならないと思っております。

ただ、人件費の問題もありますので、どの辺のバランスということもあるかと思えます。

新年度になりましたら、早急に検討を進めていきたいというふうに考えてはおります。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 3款民生費、ほかにございませんか。

増田委員。

○委員（増田武夫） ちょっと1点だけお伺いしておきたいと思います。

民生費の65ページの関係になるかもしれないのですが、生活保護の受給関係の町としての対応の問題であります。

現在、受給者数がどれくらいになっているかも、併せてお伺いしたいのですけれども、やはり再々申し上げておりますように、全国的、全道的にもこの生活保護を受給しなければならない、そういう人たちが増えているのが現実であります。

そうした人たちが、相談に訪れる、訪れやすい状況を作っていかなければならないと思いますが、今年度はどうされていくのかお伺いしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 生活保護受給世代の状況なのですが、平成18年度から申し上げますと、平成18年度は158世帯、242名です。

平成19年度は164世帯、235名です。

本年は、161世帯、226名というふうになりまして、多少出たり入ったりと数字が上下しております。

生活相談につきましては、民生委員さんですとか直接お電話等で電話をいただく場合があります。

その場合には、私ども担当職員が直接お宅にお邪魔したり、また保健福祉センターの窓口にお越しになった場合には、相談室を利用して個別に対応しております。

その案件をまとめまして、十勝支庁の方にその一式の申請書類を書いて、引継いでいるという状況になっております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 最近のその雇用状況の中で、東京の年越し派遣村でも話題になりましたように、派遣、色んな雇用を失って職を失って、住所を持たない人たちも大変増えてきているとうふうに思います。

町のその従来への対応の仕方では、住所がなかったらダメですよということで、即、その生活保護の相談にはならないというような状況があったというように聞いておりますけれども、しかしながら、やはり住所がなくても、対応するのだという方向は国会の討論の中でも、また現実にも住所を持たない人たちが、きちんと生活保護で受け入れて、受け入れたことによって、住所が定まったりなんざりして、生活が安定していく、それが更に雇用につながっていくというような、そういう方向が国としても望ましい方向だとうふうに打ち出していると思うのですが、そうした対応も、是非とも本町でもそういう対応をしていただきたいのがひとつ、それからもうひとつは、そういう人たち、一気に収入を失ったりして、そういう大変な状況になったときに、生活保護というそういうセーフティーネットがあるのだよとうようなことを、承知していない人もいます。

そういうことを考えますと、やはり色んな手段を通じて、大変な状況になったときには、そういうセーフティーネットがあるのだとうことを、町民に知らず周知方法も、相当工夫していかなければならないのではないかととうふうに思うのですけれども、その点をどのようにしていこうとされるか、それからもうひとつは、相談に気安いような態勢を作る。

例えば、福祉センターのところにきちんと看板を出して、そういう相談を受け付ける場所はここですよとうようなことを、きちんと明記するだとか、その場所に来れば、生活保護ばかりではなくて、色々な相談が受けられる、今流行のワンストップサービスのそういう窓口として、きちんと設けるだとか、とうような配慮も必要だと思いますけどもいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） まず1点目の状況をまずお話いたしますと、その東京やなんかで言われている雇用の状況によって、首を切られたですとか、リストラにあったとか、派遣切りという関係の相談

は現在のところはありませぬ。

現在多いのは、病気によりまして働けなくなったので、収入がなくなったという相談の方がほとんどの方がそういう方でありませぬ。

また住所を持たない方について、今年度についてはそのような相談はありませぬが、今までは聞くところによりませぬと、住所のない方でも保護になっている方も現実に町内の方でいらっしやいますので、そういうことはうちの方ではありませぬ。

必ず相談に受けた方については、その状況を確認して支庁の方に進達はしてあります。

また生活保護の周知の関係で専用の相談窓口ということではありますが、現状民生員さん方の訪問調査ですとか、日常の活動の中でお知らせいただいた方について、我々がお知らせを受けた場合には、必ずこちらの方から連絡を取って、相手方から連絡をいただくこともあるのですが、必ず個別に対応してあります。

また個別手段ではなくて、保健福祉センター等に来られない場合は、札内支所の会議室を利用したり、また直接その相談者個人の家にお邪魔して実態を聞いてくるという形を取ってありますので、その相談者に不便をかけないような形で、現在のところ対応してありますので、電話なりお知らせをいただければ、個別に対応していきたいというふうに思っています。

周知につきましては、広報等の掲載ということもあるのですが、民生員さんを通じて啓発ですとか、実態調査を実態を良く見て、こちらの方にお知らせしていただくという形を今とっております。

また広報等については、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 派遣切り、その他にあつて路上生活になるというような、そういうような極端な例はうちにはないというお話でしたけれども、帯広あたりでも、この寒い冬でも駅等に寝泊りして、夜は寒いものだから歩いて、そして昼間はまた色んなところで寝るといふような状況にあつた人も、実際におられて、そして色んな方たちの努力でそういう人たちも、生活保護その他を受けるといふようなことにもなっている例も、実際にこの寒い冬でもあるようなのです。

これからどんな状態になるかわかりませぬので、そういう人たちも含めて、最低そういう救いの手が差し伸べられるように、是非していきたいと思っております。

幕別でも我々に寄せられた声では、住所がなかつたので受けられなかつたという声も実際聞いた、私が直接聞いたわけではないのですけれども、そういう例もあつたといふふうに報告もあるので、是非ともそういう今答弁されたような形で、やっつけられるといふのであれば、今後は是非ともそういうことを貫いてほしいなといふふうに思っています。

それから周知の仕方なのですが、やはり帯広あたりでも、色んなところにポスターを掲げて、こういうところに相談すればいいといふような周知もしていると聞いてあります。

それは色んな要望でそういうふうになってきたといふふうに聞いてありますので、色んなところにポスターその他を掲げて、電話するにしてもどこにしていかわからないといふことでは困りますので、そういうような努力もしてほしいし、それから役場の中にも、ここが相談の窓口ですといふ表示くらいはきちんとしてほしいと思っておりますけれども、その辺についてはいかがですか。

していないですよ、表示なんかはね。

○委員長（杉坂達男） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） あの1点目につきましては、住所のない方についてお断りしたという例は私の方ではありませぬので、それはご承知おきいただきたいと思っております。

2点目につきましては、その相談窓口の掲示なのですが生活保護の相談窓口って果たしてその掲げることが本人、その相談者に対してどうなのかなといふことでもありますので、それらについてはちょっと検討させていただきたいといふふうに思っておりますし、ポスターの作成についても検討させていただきたいと思っております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） あの場合はそういう生活保護の相談窓口、そんな表示は必要ないと思うのですが、やはりそういう困った問題があったら、この駆け込めるところ、それをきちんとすること、それから、帯広あたりでは、色んな公共施設にそういう困った場合には、こういう場所に来てくださいますとか、そういうお知らせのあれが色んなところに掲げられていると、それが大事なのではないかなと思うのです。

だから、これからますます厳しい状況になってくる中で、是非とも親切な対応をしていただきたいと、以上です。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

3款民生費、それではないようですから、3款民生費の質疑を終結いたします。

次に4款衛生費に移ります。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 4款衛生費のご説明をさせていただきます。

87ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額、3,697万3千円であります。

1節の報酬は、嘱託医師16人分の報酬及び健康づくり推進に係る協議会委員報酬であります。

7節賃金は、保健師の育児休養に係る代替保健師の賃金及び各種検診に係る臨時職員等の賃金であります。

8節報償費は、夜間救急診療を帯広医師会に対応いただいている謝礼等であります。

9節旅費は、嘱託医師に係る費用弁償が主なものであります。

13節委託料は、各種健康診査に係る委託料で、細節5の妊婦一般健康審査委託料は、本年度から妊婦検診に係る公費負担の回数を5回から14回に増やして、安心して子どもを産むことができる環境の整備を図るものであります。

88ページになります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の十勝圏複合事務組合の高等看護学院の負担金のほか、細節6の十勝救急医療啓発事業負担金につきましては、十勝管内の町村から、十勝医師会にお願いをしている救急医療啓発事業に対する負担金となりますが、幕別町がこの事務を担当するもので、本年度予算額、134万8千円のうち、他の町村が負担する分の120万円と、幕別町負担分の14万8千円を合わせて十勝医師会に負担金として支払うものであります。

細節8は日曜診療に対する交付金。

細節11は公衆浴場の確保対策事業負担金、そのほか子育て支援及び少子化対策といたしましては、細節12の赤ちゃんクラブに対する補助のほか、細節13の妊婦健康助成金は、これは1回につき2,000円以内で、10回を限度に助成をするものであります。

細節14は不妊治療に要する費用の助成を行うものであります。

2目予防費、本年度予算額、1,854万9千円であります。

本目は感染予防対策に要する費用であります。

89ページになりますけれども、11節需用費の細節の70、医薬材料費は昨年度より新たに定期予防接種となりました中学校1年生と高校3年生の麻疹及び風疹の混合ワクチンのほか、各種ワクチン代が主なものであります。

13節委託料は、細節5の結核検診、細節6の麻疹予防接種のほか、エキノコックス症、風疹、インフルエンザ等の予防に係る費用であります。

3目保健特別対策費、本年度予算額、2,683万1,000円であります。

本目は生活習慣病の予防など、保健対策として実施する各種検診に要する費用であります。

90ページをご覧ください。

13節の委託料は、細節5の胃の検診から細節13のスマイル検診まで、各種検診に係る委託料となって

おります。

細節14の後期高齢者検診委託料は、北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、再委託を実施するものであります。

細節の15は同様に社会保険等の保険者から委託があった場合に、再委託を実施するものであります。

次に91ページになりますが、4目診療所費、本年度予算額、3,064万1,000円であります。

本目は駒島、糠内、新和、古舞、日新の各診療所で行う診療のほか、13節の委託料は、忠類地域の診療所及び歯科診療所の管理運営に要する費用であります。

18節の備品購入費は、忠類診療所の備品を購入するものであります。

5目環境衛生費、本年度予算額、1億2,231万2千円であります。

1節報酬は、省エネ普及員の活動に対する報酬及び公害対策審議会開催に伴う委員報酬であります。

92ページになります。

7節の賃金は、環境衛生業務員の賃金が主なものであります。

11節需用費は、葬祭場に係る光熱水費が主なものであります。

13節の委託料は、葬祭場の管理にかかる委託料が主なものであります。

なお、93ページ細節11の環境調査分析委託料は、昨年度までは2款の総務費の交通防災費で計上していたものでありますが、この節で行うものであります。

15節工事請負費は、葬祭場の機械設備改修のほか、本年度は遺族待合室の内部改修、及びトイレの回収等に要する費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入に対する補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置した場合に補助するもので、1件15万円を上限として5件分、及びペレットストーブの導入に対する補助金として、1件15万円を上限として5件分を計上しております。

28節は個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6目水道費、本年度予算額、2億1,319万1,000円あります。

19節負担金補助及び交付金は、十勝中部広域水道企業団への補助金及び責任水量拡大負担金となります。

24節は十勝中部広域水道企業団への出資金となります。

94ページになります。

28節の繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額、3億6,225万9,000円あります。

1節の報酬は、廃棄物減量等推進審議会開催に伴う委員報酬であります。

11節需用費、細節の30、印刷製本費はごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る費用であります。

12節役務費、細節15は公共施設等に係るごみ処理手数料。

細節16は指定ごみ袋取扱店に対する手数料であります。

細節17はごみカレンダーの配布に係る手数料であります。

13節委託料、細節の5はごみ収集委託料で、可燃、不燃、資源、大型ごみ等の収集運搬に係る経費であります。

細節の6は平成18年度で適正閉鎖工事が完了しました、豊岡ごみ処理場に係る地下水等の水質検査に要する費用であります。

次に95ページになります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の十勝環境複合事務組合の負担金のほか、細節4は家庭用の生ごみ処理機等の購入補助であります。

電動生ごみ処理機につきましては15台分、コンポストにつきましては20個分の助成を予定しております。

細節の5は資源回収業者の協力に対する交付金であります。

細節7は南十勝複合事務組合負担金で、広尾町、大樹町及び幕別町の3町で共同実施をしているごみ



処理事業に係る負担金であります。

以上で衛生費のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○委員長（杉坂達男） 4款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 4番藤原孟。

ページ93ページ、5目環境衛生費、交付金につきまして、新エネルギーに付帯しまして150万円の交付金が出るということで、昨年より増えたのかなという記憶はしておりますが、まずは国の助成だった交付金が非常に増えまして、おそらくそれはある意味に関しては設置ムードが高まり、かなりのつける需要が増えるのではないかと考えておりますので、その件につきまして、2点お尋ねいたします。

まず1点目はソーラーパネルの設置につきましてお尋ねいたします。

安全安心な工事をやってもらうということが一番ですが、当然屋根の上につけるということは、建物の耐震性がどうであるかとか、また雷対策ができているとか、風に対する強度というものがどうなのか、それと当然配管それから接続の問題、諸々工事に関して心配事があります。

特に隣人のものにとれば、高所の工事ということで、いつ飛んでくるかわからないという心配もないわけではない。

それに色んな専門業種が複数の方が重なるということでもありますので、できましたら本町の独自の水道工事業者のような指定業者制度、こういうものを取り入れることによって、安全安心な工事、また地元の企業を育成できるのではないかと、そういう考えがあります。

その点について、可能かどうかお尋ねしたいと思います。

2点目は、この施設の運転開始にあたりまして、最近ではネットによる中古品の部品も買うことができる、それからいわゆる技術手引書というものが出ていまして、それを読んだら、にわか技術屋と私たちは呼ぶのですが、そういう自分でつけてみたいという方もでてくる。

そうしますと、当然施工制度というのはこれは非常に低い、それをことに、もしかしたら町の貴重な税金である補助金も、それに該当してしまうこともないわけではないと思います。

特に運転開始後の事故、これを防止を考えたら誰がどこのものにつけたかという設置届けといえますか、そういう制度も必要ではないかと思えます。

この検査に関してどういう法規で検査をしたのか、これをやはり10年20年経ったときに、非常に耐久年度も高いものですから、場合によっては所有者も変わるとかそういうことも考えられますので、町としては厳格な何か基準というものを設けて、特にこのソーラーパネルの設置は進めていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まずソーラーパネル設置に関する業者の選定というか、町内業者のものも含めてということでございますけれども、今大体が新築の方が多くて建築業者とセットになって、例えばシャープだとかメーカーが、パネルを作っているメーカー側の代理店の方が建築の際に入ってきて、据えつけているという状況でございます。

町内業者、指定業者にするとかということになりますと、なかなかその法的な根拠もありませんので、今後そのようなし指定のようなことをやっている市町村があればまた、それは研究していきたいと思っております。

ただ現在のところ、そういう指定制度を作るという予定はございません。

もう1点、不良施工に対する検査だとかという問題でございますけれども、まず設置したときに私どものほうで施工の状況を確認させていただくと、それと不良品であるかどうかという点につきましては、ほくでんの売電契約というものを結んでいただくということになりますので、その点につきましては、メーカーのパネルの種類ですとか、発電の容量ですとかその辺のところは、ほくでんの方で

確認をして間違いないものかどうかというものを、チェックしているので私どもそれを用いて補助しているということになります。

またその後、設置後3年間は発電状況を記録していただいて、毎年、町の方に報告していただくということを義務付けておりますので、そういうところでまたチェックしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 指定業者制度は難しいということですが、やはり方法によります、いわゆる有限責任事業協同組合、こういうような形でやる方法もないわけではないと思います。

特に建築士、それから設備屋さん、電気屋さん、色んな町内の業者が絡みながらやっている。

もちろん指定された品物は、シャープですとか三菱ですとか色んなものはあるのかもしれませんが、やはり取り付ける会社というのは、常に我々でいうその下請けの方がやるということですから、そういう方を仕事をより精度を高めるためにも、そういうことが必要ではないかと思っておりますので、是非検討してやっていただければと思います。

以上終わります。

○委員長（杉坂達男） 4款衛生費、ほかにございせんか。

前川雅志委員。

○委員（前川雅志） 6番前川雅志。

95ページ、2項1目19節であります。

十勝環境複合事業組合負担金と南十勝複合事務組合負担金が計上されておりますが、十勝の方でいきますと1,240万円ほど昨年より増えている予算計上となっております、南十勝の方は733万円少ない予算計上となっております。

こちら辺の違いを説明していただきたいと思っております。

それと、13節の委託料なのですが、ごみの収集委託料ということで、昨年とほぼ同じ予算ということでもありますから、収集の日にか回数等の変更はないのかなと理解しているところであります。

それと併せまして昨年の原油の高騰に伴いまして、収集車で使われています軽油の方は、昨年の春先から比べると高い位置で値止まりがしていると思っております。

10円程度くらい高いのかなという状況が続いているわけではありますが、そういったところも今回の委託料には反映されていないと、理解してよろしいのかどうか伺いたいと思っております。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 初めに組合の負担金の増減でございます。

まず十勝環境複合事業組合につきましては、最終処分場を現在池田に建設しております、その負担金が入ってきているということで、主に増えたのはその最終処分場建設の係わるものでございます。

もう1点、南十勝につきましては、逆に減っているという状況でございますが、これを逆に南十勝の施設につきましては、最近新しいものを建てていないと、それで以前に、経てたときの、改修したり建てたときの起債の償還が大分終わってきて、その金額が少なくなってきたということで、施設建設に係わる負担金が主に減っているという内容でございます。

2点目のごみ収集委託料の金額でございますけれども、これは昨年度から5年間の長期計画を行っているところでございます。

その契約の中で、5%以上増減があった場合には、協議して見直すという内容になっておりますが、今回の燃料費含めて、全体でそこまで大幅に変わっていないということで、そのままだということでございます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 前川委員。

○委員（前川雅志） 委託料の方はわかりました。

それぞれの請負された方に頑張ってくださいしかないのかなというふうに思っております。  
複合事務組合についてであります。

増減の理由はわかりました。

ここ数年なのですが、ごみの有料化に伴いまして、ごみの出す量が随分減ったように記憶をしているわけですが、ごみが減っても負担金が変わらなかつたり、逆にリサイクル資源の分だけ上がったとか、何度説明されても理解しにくい部分が多いわけでありまして、この事務組合の経営の中身のことでありますから、なかなか今までも遠慮して発言しにくかったのですが、環境問題に係わっては諸説さまざまありまして、どういったことが環境の負荷を与えないのかとか、効率が良いのかというものも、本当に何が嘘で本当かわからないくらいその本が沢山出たりとかされておまして、その生ごみを焼却する、きれいに分別して残った生ごみだけを焼却することに係わるコストと、環境に与える負荷が非常に大きいのではないのかという話もあれば、そんなこともないという話もあって、なかなか素人には判断できないところですが、そういったことをこの組合の中で、これからのごみの焼却ですとか、埋設というのですか、そういったことのあり方について、どういった方向でこれから取組んでいくのかということ、考えているのかわかれば教えていただきたいと思っております。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 今後どういう取組みをということでございますけれども、やはり地道に町民の方に啓蒙活動をしていって、ごみを減らすのを、町民の方も一体になってやっていただくということが一番必要だと思っております。

そういう中で、これまでコンポスターの補助ですとか、そういうものをやっておりますが、一番ごみ処理に負担がかかるのは、生ごみだと言われております。

生ごみ水分が多いのと、重量があるということで、それらをできるだけ庭、自宅の庭ある方については庭で還元していただいて、ごみを減らすという努力を皆さんでやっていただきたいと、町はその先頭に立って、皆さんの啓蒙活動を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 前川委員。

○委員（前川雅志） 環境に負荷を与えないために、そういったごみの減量などを進めていくということについては、私も賛成するところでありますし、これまで以上に町民力を合わせて取組んでいくべきものだと思っております。

この十勝環境複合事務組合は、有料化になったときに先ほどお話ししてもらったとおり、ごみの量が減ったのに負担金は増えてきたという経過がありました。

これから町民が色々努力して、ごみの量を減らしてくる、これはもう本当にお金のことでなくて、環境のことを考えて、ごみの量を減らしていくんだということで、町民が取組んでいくのだと思うのですが、そこにこの環境複合事務組合に負担するお金が、例えば半分になったとしても負担金の量は変わってこないのだと思います。

そういったことも、今後の計画の中で、どのようにそういうことが考えられていくのか、わかるところでお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 両方の組合とも共通する問題なのですけれども、そんなにごみが増えてもいないのに、負担金だけ非常に増えると、これは私ども会議の中で、構成市町村の会議の中では色んな中で、話はさせていただいております。

そういう中で、両方の組合とも燃料代の節約、なんていうのですか委託できる外部委託できるものについては、外部委託してできるだけ経費を切り詰めていくと、そういうような努力をしていただいていると思っております。

先ほどちょっともらいましたけれども、実は資源ごみの処理に係わる経費も、若干増えているという状況でございます。

それらはこれからまだ増えていくのかなと、思うのですけれども、そのほかの面ではできるだけ経費を削減して、構成市町村の負担が減るような形で、組合の方にも働きかけていきたいというふうに思っております。

○委員長（杉坂達男） 4款衛生費、ほかにございます。

それでは休憩をいたします。15時5分まで休憩をいたします。

(14:54 休憩)

(15:05 再開)

○委員長（杉坂達男） それでは休憩を解き、衛生費の質疑を続けます。

特に急ぐわけではございませんが、質疑は簡潔に。

説明もですが、答弁にも簡潔にお願いいたします。

それではどうぞ。

○委員長（杉坂達男） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） それでは簡潔に質問いたしたいと思います。

ページは90ページなのですけれども、13節委託料の13番スマイル検診委託料とありますけれども、最初に確認しておきたいのですけれども、これはメタボリックシンドロームのことをさして言っているのでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） このスマイル検診につきましては、胃、肺、大腸癌、また肝炎のウイルス検査、この分の委託分でございます。

○委員長（杉坂達男） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） メタボはここには入っていないということでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 特定検診につきましては、国保の特別会計の方になっております。

○委員長（杉坂達男） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） すみません、その機会に質問させていただきます。

○委員長（杉坂達男） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 私も簡潔に。

87ページ、13節委託料の細節5、妊婦一般健康審査委託料について、それから次ページの6節、超音波健康審査委託料についてお尋ねいたします。

まず妊婦の方は、先ほど説明のありました5回から14回、かなり拡大されて妊婦の健康審査に役立つのかなというふうに思いますけれども、一応確認したいのですが何故14回なのか、おそらく通知、厚生労働省あたりから通知が出ているのかと思いますけれども、何故14回という回数になったのか、お尋ねしたいというふうに思います。

それから超音波の健康審査委託料について、これは何回分おひとりですね、何回分みてらっしゃるのか、それと年齢制限はあるのかなのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 14回につきましては、望ましい検診の回数ということで、厚生労働省の方から示されている14回という数字でございます。

それから超音波につきましては、年齢制限はございません。

21年度につきましては、引き続き1回分は公費負担ということで考えております。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 妊婦検診の方は望ましい回数ということで理解いたしました。

超音波の方なのですけれども、これ新聞にも載っていたのですが、隣の帯広市の方では、かなり回数をこちらの方も増やしております。

私も立ち会って、超音波のエコーというのでしょうか、そういう画像も見たことあるのですけれども、帯広市の方では6回にこの情勢を拡大する、年齢制限はないということですので安心したのですけれども、我が町ではこういうことはできないのかなということが、思い浮かびました。

どういうふうに言ってあれなのですけれども、ご両親ですとか、それからご両親、お兄さんお姉さんになられる子どもたち含めて、ある意味、妊娠ライフというのでしょうか、マタニティライフを長い間楽しめる、楽しむことができる環境づくりと言いますか、ぞういう画像を見ながら、命の尊さを学んでいくというような環境づくりも、そういう視点も超音波検査では必要なのではないのかなというふうに思ったものですから、この超音波検査について拡大する、あるいは拡大助成する意向がなされないか検討課題としてあげられないかお尋ねしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 超音波の件でございますが、確かに国の方からは、検診14回に加えて超音波6回というのが標準な回数というふうになっています。

帯広市もそれに基づいて行っていると思いますが、私どもの方の考えでは、現在1回2,000円を限度として、10回2万円のいわゆる自由診療に対する本人負担分を、年間2万円を限度として助成しておりますが、この助成を続けることといたしております。

そして超音波検診は、これ自由診療の範囲ですので、その価格については、色々千差万別でございます。

一応厚生労働省の方では、標準単価として5,300円というのをあげてございますが、実績、医療機関においては1,000円、1,500円というところもございますので、私どもはこの10回、2,000円の10回、2万円の中でまず今年に対応してみたいと。

こちらの方が、妊婦さんにとっては、有難い制度ではないかなというような感じを持っております。

今年1年、この2万円を実行してみたいと思っております。

それによつては、来年度またそれを検討させていただきます。

なお、この14回、検診14回と超音波6回というのは、22年度までは国の交付金が道にきまして、道の基金、それを取り崩して市町村に補助するということになっています。

23年度から単なる交付税措置ということで、財源が非常に不明確になっていますので、そちらの方も見据えながら、今後どのような形がよいか、今年1年検討してまいりたいと考えております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 1点だけお伺いしておきたいと思えます。

87ページの関係になると思うのですが、現在新型インフルエンザがどういう形でいつ発症するかわからないという状況になっておりまして、国でも2,007年に行動インフルエンザ対策、行動計画を策定し、道でもそれに対応して、計画などを立てているところでありますけれども、本町ではこの新型インフルエンザについて、どのように現在平成21年度対応しようとしているか、お聞きしておきたいと思えます。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 委員のお話ありましたように、新型インフルエンザの対応が非常に全国的に問題となっております。

国においては、行動計画の抜本的な見直しを行いまして、去る2月の確か17日くらいに行動計画及びガイドラインを最終の確定といたしました。

これを受けまして今、道の方で北海道の行動計画の意見聴衆を行って、3月25日まで意見聴衆を行って、最終的に道の行動計画を策定すると。

本町におきましては、それらを今ある見直し前の行動計画を踏まえまして、パンデミックいわゆる大流行時に備えました、職員の行動計画を防災担当町民課の方で行動マニュアルについては一応は策定しております。

ただ、明後日3月19日に全道の新型インフルエンザ対策会議が、19日札幌で開かれます。

これ全市町村が集まることになっています。

それを受けまして、3月26日に今度は十勝全体の会議が招集されることになっております。

それを踏まえまして、今、本町の行動計画についても策定中でございますので、それは道、国、道  
のものを改定を踏まえて策定いたしまして、またそれに併せて職員の行動マニュアルについても、見  
直しを本年度早々に図ってまいりたいと考えております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 道などの行動計画に沿って、またこれから進んでいくのだと思うのですが、いつ  
起きてても不思議でない、状況に至っているのですよね。

東南アジアの方では、鳥から人へというそういうあれで、非常に死亡率の高い状況が生まれていま  
すし、これが人から人へいつなるかというのは、本当に予断を許さない状況の中で、もしそれが発症  
したら、外国で発症しても3日と経たないで、我が国に入ってくるのではないかということでありま  
す。

入ってくるとそれこそ5日、1週間と単位で全国に広がっていくという、そういう状況があります。

そういう状況を考えますと、今色んな自治体で対策を取っているようです。

例えばこの大田区のホームページを見ますと、この新型インフルエンザの流行に備えましょうとい  
うことで、カラーの表裏カラーでパンフレットを作って全体に出している。

そうして町民に対するその備えでありますとか、この発生したときはどうなんだ、どういうふう  
になるんだというようなことも、しっかりと知らせ啓蒙していく必要があるというふうに思うので、  
是非とも計画の中で、立てられましたら、計画を即実行していく、早く手を打っていくということ  
を是非やっていただきたいというふうに思います。

スペイン風邪が1918年に流行したときには、それこそ全世界で4,000万人が亡くなったと言われてい  
るので、今の飛行機で世界中を旅行というか行き来する今の時代では、ものすごい勢いでそれが広ま  
ってくることは目に見えていますし、本町の場合大きな総合病院もないし、そうした点ではこの発症  
したときに、どういう対応をしていくかという点では、非常に前から準備してきちんとしていかないと、  
大混乱が起きるのではないかというふうに思います。

数十万から数百万の死者が出るのではないかとされておりまして、是非ともこの内部だけの対  
策で終わるのではなくて、町民全体がどういう行動を取るかという点まで含めて、しっかりと企画の  
中に入れていかないと、それこそパニックが起きるのではないかというふうに思います。

その点、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 新型インフルエンザにつきまして、確かに2月号の広報で1回出させていた  
いただきました。

今後、そういう面では周知を図ってまいりたいと思います。

また、現在策定中であります行動計画におきましては、事業所、町民、また国、道、市町村、行政  
の役割、それぞれ医療の役割と、一般家庭の役割担うべきことも含めまして、行動計画の中で策定し、  
また広報の計画についても、行動計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

○委員長（杉坂達男） ほかにございせんか。

それでは、ないようですから4款衛生費の質疑を終わります。

次に5款、労働費に移ります。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

96ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,227万1,000円。

本目につきましては、労働者対策に係る経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会、幕別地区連合会補助金、十勝北西部通年雇用促進協議会負担金が主なものであります。

21節貸付金、勤労者福祉金貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託して貸付を行うものであります。

2目雇用対策費、予算額560万8千円。

本目につきましては、雇用対策に係る経費であります。7節賃金は、高校、大学等新卒者で、就職を希望しながらも未内定の方を町の臨時職員として採用し、事務補助などの仕事を通して、社会人としての基礎的な資質を身につけてもらうとともに、この間に求職活動をしていただくための経費であります。本年度は前年度の倍の4名6カ月間を雇用することといたしているものであります。

13節委託料、細節7につきましては、季節労働者の雇用対策といたしまして、町道の支障木伐採を行うものであります。本年度は昨年からの雇用情勢を踏まえまして、前年度比210時間増の経費を計上させていただいたところであります。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 5款労働費の説明が終わりました。

質疑を行います。

野原委員。

○委員（野原恵子） 労働諸費の19節、4援農協力会補助金、このところで質問させていただきます。

今この援農協力会に組織されている農村労働者の人数、それから、このところに加盟していない農村労働者の人数、この場合は季節的なものもありますので、大枠でどれくらいの方がいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それとこの援農協力会の事業内容の点についてお尋ねいたします。

○委員長（杉坂達男） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 援農協力会の会員ですけれども、現在60名の会員がいます。

会員外につきましては、正確な数字は把握していませんけれども、およそ同数程度の人数がいるかと思っております。

会費につきましては、その会員、非会員全ての稼働日数見合いで徴収しているということから、そのような数字ではないかというふうに思っております。

それから事業内容でございますけれども、まず安定的に農業者、雇用側に事業を供給することと、それから働く人たちの権利を守るために、まず協定賃金を定めていくこと、それから雇用保険であるとか、労災の保険に加入するという事務手続きを事務局で実施しているものであります。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） 雇用保険もこの中に含まれているということですね、労災保険と雇用保険と。

それは、そうしますとこの会員に関しては、賃金協定と雇用保険と労災保険に加入している、ということですね。

そうしますと、この60名、会員の60名の方には雇用保険も入っているという、加入しているということ、そこところはよろしいですね。

○委員長（杉坂達男） 商工観光課長。

○商工観光課長（杉坂達男） そのとおりでございます。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、賃金協定ということなのですが、大体、大体ではありません。

8時間で5,600円、こういう単価というふうにお聞きしております。

今、労働者の農村労働者以外の雇用状況が非常に悪くなっておりまして、若い方も農村の方に今働くという状況になってきております。

そういう中で、やはり生活を保障するという、生活をきちんと確立していくということでは、単価を

上げてほしいという要望も非常に多く寄せられているわけで、こここのところでやはり単価を上げていくということも、検討していく時期ではないかと思えます。

それと、60名の方に雇用保険、労災保険というふうに入っているとおっしゃってございましたけれども、その枠を広げていくというのは、非常に難しいのかなと思うのですけれども、その検討も必要かなというふうに思えます。

それともうひとつ、働いている人が高齢化になりまして、農業の労働が引継がれていられないという、そういう問題もあるというふうに町民から声が寄せられておりますので、その対策も今後必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実は、援農協力会の会長は私でありまして、補助金は町と幕別、札内、両農協からそれぞれ補助金を貰って援農協力会を立ち上げておりまして、今60名という会員の方がいましたけど、昔でいう農業の出面さんといわれるような方で、多いのはやはり忠類地区から幕別へ通われている方が一番実は多いというような状況であります。

色んな方がいらっしゃるし、高齢化も現実にあります。

一番長い人でいくと、240日くらい援農協力会で働いている。

ほとんど1年間通年で働いているというような方もいらっしゃるわけでありまして、あるいはこれは当然のことながら、働く方と農家の方の需要と受給の関係、供給の関係がありますから、お互いが仕事があってそこに来てもらって、仕事がなければまた来られないという状況なものですから。

それで毎年その単価ですとか、勤務時間ですとか、あるいはその雇用保険の掛金だとかそういったものを援農協力会のその雇用者側、あるいは働き側、あるいは事務局、実は事務局は農民同盟が持っているわけですから、その中で色々協議をしている、決めているということですから、町は私が会長ですけど、実際の事務局は農民同盟でやっていますので、うちのほうからは補助金を出している、助成をしているということなので、担当者が直接その事務局へ入って協議に参加しているということではないものですから、ちょっと担当のほうからは答えづらいのかなというふうに思ひまして、私の方から討論をさせていただきました。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） その組織構図はわかりました。

であれば、町民からこういう声が出ているということで、そういう場があったときには是非こういうことも、今後検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 賃金ですとか今言う雇用の機会についてですけども、先ほど言いましたように、やはり農業者の皆さん方が、まず自分のところで雇用するわけですから、その農業者の皆さんの意見も十分反映していかなければならないというふうに思いますし、そうかといって、働きたいからと言って80でも90でもいいのかという問題も、もちろんあるのでしょうし、逆に何とか手助けしてほしいので、もっと多くの人に協力会が入ってほしいという要望、希望もまたあるのだらうと思いますので、十分またそういう機会の中で、私も話をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（杉坂達男） ほかにございせんか。

それでは、ないようですから5款労働費の質疑を終わります。

次に6款農林業費に移ります。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○委員長（杉坂達男） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 6款農林業費についてご説明をさせていただきます。

97ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額、2,058万9,000円。



本目につきましては、農業委員会の報酬及び事務局運営経費が主なものであります。

2目農業振興費、予算額、1億5,471万5,000円。

本目につきましては、農業振興に係わる各種事務経費、補助金、負担金が主なものであります。

98ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節10は町内の農業関係機関、団体等で組織いたします、ゆとり未来21推進協議会に対する補助金。

細節11から13につきましては、各種借入資金に対する利子補給費補助金。

細節15ふるさと土づくり支援事業補助金は、堆肥、緑肥種子の購入及び堆肥の切りかえしに係る補助金であります。本年度から堆肥、緑肥のいずれでも選択できるようにするとともに、堆肥の補助率を15%から20%に拡充するものであります。

細節18は、忠類地域に係る中山間地域等直接支払い交付金。

細節19は、町と町内4農協で構成する農業振興公社の運営費補助金であります。

100ページになります。

細節25、農業経営緊急対策資金利子補給費補助金につきましては、農業生産資材の高騰に伴う農業者の負担軽減を図るため、農業者が農協から借入れた農業経営緊急対策資金の利子補給を行うものであります。

3目農業試験圃場費、予算額、327万1,000円。

本目につきましては、試験圃の運営経費であります。本年度につきましては、施肥試験、品種比較試験など15課題の試験を実施する予定としているところであります。

101ページ、4目農業施設管理費、予算額、711万6,000円。

本目につきましては、農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房に係る管理運営経費であります。

7節賃金は、味覚工房で管理指導にあたります臨時職員2名分の賃金であります。

次のページになりますが、5目畜産業費、予算額、2,572万9,000円。

本目につきましては、畜産振興に係わる経費であります。13節委託料につきましては、平成22年度着手を予定しております道営幕別地区畜産担い手育成総合整備事業、いわゆる道営草地整備であります。この自主計画策定委託料、18節備品購入費は、北海道農業開発公社から貸付を受けておりました肉用雌牛の購入代金であります。

19節負担金補助及び交付金。

細節6から9につきましては、畜産関係団体に対する団体補助。

103ページ、細節10から12につきましては、各種借入資金に対する利子補給費補助。

細節18につきましては、乳牛の購入または保留のため借入れる資金に対する利子補給。

細節19につきましては、デントコーン種子の購入に対する補助で、いずれも畜産緊急対策といたしまして、昨年度から実施いたしているものであります。細節18につきましては、生乳の増産計画を踏まえまして、予定を1年延長して本年度も実施するものであります。

細節20につきましては、生乳増産に向けた中期的な対策といたしまして、本年度から2年間雌雄判別精液の購入に対する補助を行うものであります。

6目畜産担い手育成総合整備事業費、予算額、4,164万9,000円。

本目につきましては、生産性の高い酪農経営を図るため、草地、暗渠、畜舎等の整備を行うものであります。事業主体は北海道農業開発公社、事業期間につきましては、平成18年度から21年度までの4年間、参加農家は忠類地区42戸となっております。道公社に対する委託料が主なものであります。

104ページになります。

7目町営牧場費、予算額、5,204万5,000円。

本目につきましては、幕別地域1カ所、忠類地域4カ所の町営牧場の管理運営費であります。

昨年度に比べまして、1,108万4,000千円の増となっておりますのは、先ほどご質問でましたけれども、総務費の総合支所費に計上しておりました嘱託職員賃金を本目に組み替えたのが主な原因になり

ます。

なお施肥料、燃油高騰の影響による畜産、酪農経営の窮状にかんがみ、昨年度に引き続きまして入牧料の軽減措置を講ずるものであります。

106ページになります。

8目農地費、予算額、3億1,770万9,000円。

本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営、公団営事業の償還に要する経費であります。

13節委託料は、上統内排水機場定期点検及び幕別ダム操作点検委託に係る経費。

107ページ19節負担金補助及び交付金、細節3国営事業償還金は、古舞地区ほか2地区、細節4公団営事業は、幕別地区いわゆる東西線に係ります事業の償還金。

細節8北海道農地水環境保全向上対策協議会負担金は、南西地区ほか11地区約1万2,500ヘクタールの農地保全事業に係る町の負担金であります。

次のページになります。

9目土地改良事業費、予算額、2億3万8,000円。

本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものでありますが、19節負担金補助及び交付金、109ページの細節6から10につきましては、道営畑総事業等構築に係る負担金であります。

2目林業費、1目林業総務費、予算額、2,832万6,000円。

本目につきましては、林業振興に係わる経費であります。7節賃金及び8節報償費は、鹿、キツネなど有害鳥獣駆除に係る経費、110ページになります。19節負担金補助及び交付金、細節10から13につきましては、民有林振興に係わる補助金であります。細節10は森林組合に対する補助金、細節11は除間伐、細節12は造林、細節13は森林整備活動支援としてそれぞれ民有林の所有者に交付するものであります。

2目育苗センター管理費、予算額、4,780万9,000円。

本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費であります。13節委託料が主なものであります。

以上で農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 6款農林業費の説明が終わりました。

質疑を行います。

ございませんか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 103ページの細目の18と20に係わる支援、補助金の問題であります。

例えば、細節20の雌雄判別精液購入事業補助金でありますけれども、農協の方から各農家に忠類地区もこっちもそのようでありますけれども、その事業の要領がそれぞれ通知されているようでありますけれども、その農協からの通知では、例えば札内ではJAが人工授精をするものに限って、町とそれからJA両方から4分の1ずつ支援するということになっているのですが、JAで人工授精をしていない農家もあります。

そういうところにも、やはり町の援助はいくべきだと思いますけれども、その辺はきちんと細節18の問題もそうなのですが、その辺はきちんと手当てをされて、そういうJAで人工授精をしていない部分についても、町の4分の1の補助が行くような仕組みになっているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） まず初めに、細節20の雌雄判別精液の購入事業補助金の関係でございますけれども、こちらの関係につきましては、雌雄判別精液を用いまして人工授精した場合について、町及び

農協の組合については農協から助成するということなのですが、たまたまその農協に加入なされていないだとか、農協の人工授精を利用されていないという場合につきましても、町の補助の方は対象になりますので、そちらの方は4月の広報でお知らせをする予定でありますので、詳細については農林課の方に、町の農林課の方にお問い合わせください、というような形にはなるのですけれども、周知をする予定でございますので、そういう案件がございましたら、町の方に紹介をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、細節18の生乳生産基盤確保支援資金利子補給費補助金につきましては、利子補給でございますので、これについては農協の資金、乳牛の導入保留に係る資金、農協の資金を借入れたものが対象になりますので、それに対する利子補給ということになりますので、そちらについては今申し上げましたように農協の資金を借入れた方のみが対象となります。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 農協の資金を借入れたという細節18なのですけれども、農協の乳牛保留資金貸付要領の中では、条件のひとつに人工授精はJAが人工授精をしたものだというふうになっているのです。

調べた経緯でない部分でわかりませんが、農協の組合員であって、自分のところで受精したり、別なJAではないところで授与して受精したりしている人たちが、農協の資金を借りていたという場合に、想定できることだと思いののですが、そうした場合には、JAの場合は人工授精をしていることが条件になっていますので、していなかったら当たらないのだと思いののですが、町の資金を出すとするとJAで人工授精をしているかどうかというのが、条件になるというのはちょっと矛盾というか、不合理があるのではないかと思います。

それは、農協から資金を借りて、人工授精は自家でやっている場合もありますし、そういう場合にもやはりそこには1%の助成は町はしない、条件をクリアしなかったらしないのだよというふうには、JAで人工授精していなかったら駄目ですよ、ということにはならないのではないかなと思いののですが、町の助成としては、その辺はどうなのですか。

○委員長（杉坂達男） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 説明が不十分だったかと思いますが、細節20番の雌雄判別精液購入事業の補助金につきましては、雌雄判別精液を用いて人工授精をした場合、それにつきましては農協さんでやられる場合もあるでしょうし、ご自分で人工授精師の資格を持っている場合やなんか、ご自分でやられる場合もあろうかと思います。

そういう場合につきましても、その雌雄判別精液を購入したというものを証明していただければ、町の方の助成は出るということでございます。

18番の生乳生産基盤確保支援資金利子補給費補助金につきましては、乳牛の導入、購入あるいは保留をするために資金を農協から借りた場合に対象になりますので、そちらの方については今申し上げましたように、農協の資金を借りた場合に対象になるということでございます。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 今ここで詳しい議論をしてもあれだと思いののですが、その利子補給の条件として、JA借りなければ駄目なのですが、JAの人工授精が条件になる、人工授精はJAの人工授精とし、履行されない場合は全額繰上償還とする。

ですからJAの人工授精をしないと資金を貸さないということということですね。

わかりました。

○委員長（杉坂達男） よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、ないようですから6款農林業費についての質疑を終わります。

次に、7款商工費に移ります。

商工費についての説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7款商工費につきましてご説明を申し上げます。

112ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額、3億2,060万7,000円。

本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費であります。19節負担金及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興対策として、幕別町商工会に対する補助、細節4、5につきましては、中小企業融資に係る保証料及び利子補給費補助金であります。本年度新たに操業支援といたしまして、操業資金の利用者に対する利子補給等をさせていただくこととしたところであります。

具体的には、日本政策金融公庫が貸付ける操業資金に対する利子補給及び北海道の制度資金として道内に本支店がある銀行、信用金庫、信用組合が貸付ける操業資金の保証料及び利子補給を行うもので、保証内容は町の補給制度に準じまして、保証料については借入金額1,000万までは全額、1,000万を超える金額は超える部分の2分の1を、利子につきましては1.2%を超える2%までを補給するものであります。

なお、日本政策金融公庫につきましては、政府系金融機関でありますので、保証料を要しないこととなっております。

また、細節9につきましては中心商店街空き店舗対策といたしまして、本年度新たに補助制度を創設するものであります。新規出店者または商工会や商店街振興会等の商店街団体等が指定地域において、空き店舗等を利用して営業等を行う場合に、改修費と賃貸料の一部を補助するものであります。

前段申し上げました、指定地域につきましては、幕別、札内市街におきましては、原則として都市計画の商業地域及び近隣商業地域とし、忠類市街地においては、ほぼ市街地全域とするものであります。

なお札内市街の近接商業地域のうち、国道38号の道路センターから概ね50メートル以内の区域につきましては、商業地としての需要が高いため、指定地域から除くものであります。

補助金額につきましては、改修については店舗等改修費の2分の1、100万円を上限とし、賃貸料については、月額賃貸料の2分の1、5万円を上限とするもので、賃貸料の補助期間は新規出店者については12月、商店街団体等については、ギャラリー、アンテナショップ、実験的店舗等の公益的利用が想定されますため、24月とするものであります。

2目消費者行政推進費、予算額、138万円。

本目は専任の消費生活相談員賃金、消費者協会補助金が主なものであります。

113ページになります。

3目観光費、予算額、2,761万1,000円。

本目につきましては、観光振興及びアルコ236道の駅忠類の管理運営に要する経費であります。13節委託料、細節5、アルコ236、道の駅忠類指定管理料、114ページ19節、負担金補助及び交付金、細節4、観光物産協会補助金が主なものであります。

次のページになります。

4目スキー場管理費、予算額、3,432万9,000円。

本目につきましては、明野ヶ丘スキー場、白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

昨年度から1,400万ほど増額となっておりますのは、総務費総合諸費に計上しておりました嘱託職員賃金を本目に計上したこと、更にリフト減速機の整備工事を行うことによるものであります。

7節賃金の管理人賃金及び嘱託職員賃金、11節需用費の光熱水費、更に次のページになりますが、修繕料、これは圧雪車修繕料であります。

13節委託料、細節8のリフト管理委託料、15節工事請負費、リフト減速機、整備工事が主なものであります。

116ページ、5目企業誘致対策費、予算額、1億8,658万5,000円。

本目につきましては、企業誘致に係る経費であります。19節負担金補助及び交付金、細節3企業

解説促進補助金、細節5工業用地促進補助金、21節貸付金の工業団地取得資金貸付金が主なものであります。

以上で商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○委員長（杉坂達男） 7款商工費の説明が終わりましたところで、4時まで休憩をいたします。

（15：49 休憩）

（16：00 再開）

○委員長（杉坂達男） それでは休憩を解き、質疑を続けます。

7款の説明が終わっております。

7款商工費の質疑を行います。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 4番藤原孟。

ページ112、114、商工会振興費の予算、それから観光協会の予算、これ共に毎年毎年5%ずつ削減され、2年間で約両補助金500万近い削減されております。

その中で、今回商工会活性化ということで、320万円つけられたということです。

このやり方というのは、まさしく右手で削減という拳骨を握りながら、左手では表面は甘い糖衣錠という正に相反する政策が打たれているという、ということ想定いたしまして質問いたしたいと思っております。

まず商店街の活性化に地域の限定されるということ、私聞いておまして、本来全町的な商工地区であれば、商工会の活性化、商店街の活性化ということであれば、商業地区であればどこでも入ってくれる人に予算化されてもいいのではないかとこのことを思いました。

これはやはり商工会との会話不足、いわゆる見切り発車でこのような政策が打たれたのではないかなど、想定するわけでありまして。それが1点目。

2点目、この地区におかれまして、どの程度過去2年間でよろしいですけど、どの程度進出したかという希望があったのか、その数を教えていただきたい。

3点目、本来、商工会の商店街の活性化という予算を目指すのであれば、まず優先順位があると思っております。

それはまず既存の店を守る。

そのために、希望を聞き取りその整備を行ったのち、次に新規開店という予算を出すというのが条件でないかと。

特に、既存店との同業種進出には補助金を出さない、いわゆる地元の企業をまず守ることが必要ではないかと。

特に既存の商店が、汗水たらして利益を出し、その税金がライバル会社となりそうな新規開店の補助金に回される、回りまわってそこへ出て行くということは、既存店の息の根を止めるようなことになるのではないかとこのことを心配いたします。

この税金を慎重に運用していただきたい。

この3点について伺います。

○委員長（杉坂達男） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まず区域についてのお話でございますけれども、見切り発車というお言葉もありましたけれども、中心市街地の商店街のそれぞれが、これだけシャッターを閉めているということから、何とか打開策がないかということでの協議を進めてまいりました。

商工会とも協議した中で、こうした方法がよろしいんじゃないかということで、出したわけでありまして、近隣でいいますと芽室町ですとか音更町も、こういった空き店舗対策については、実施をしているところであります。

問い合わせについてでございますけれども、過去の例についてはちょっとデータがございませんけ

れども、この原案ができてから、新聞等で取り上げられましたことから、その後なのですけれども、3件ほど進出したいとのでの問い合わせが今来ております。

優先順位についてでございますけれども、既存の商店を優先するべきではないかというお話もございますけれども、まず商店街としての形を保つためにシャッターが閉まっているものを何とか1件でも開けて、それを目玉として商店街を活性化したいという思いから、この案を提案したわけでありませぬ。

○委員長（杉坂達男） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 今の商工会の商店街の活性化ということは、特にこの100年に一度の大災害にある状態でしたら、当然消費者の落ち込んだ購買意欲をまず刺激することが大事、空き店舗対策には即効性というものはないと思ひます。

つまり、前日の新聞にも出ていましたが、十勝の16市町村では直接消費者に懐が豊かになる方法、いわゆるプレミアムというものを出して刺激をしている。

うちのこの十勝でやらないところ、いわゆる音更、新得、これは当然町長選挙があつたからしない。平場でやらないのは幕別町だけです。

このような町に、活性化という、いわゆる空き店舗の活性化だという意見は、正直いわせてこの考えは10年くらい前によく出た案ですよ。

多くの商工会の店主また町民は、少し古い考えじゃないのという声が出ています。

そういう中で、当然このことを考えると、やはり行政に対する信頼とか信用というのが、かなり失墜してきているのではないか、私はそのことを心配しております。

しかるに何か行政側として、相当な考えがあつてこれは進めていくのだと思ひますので、是非この考え方を示していただきたいと思ひます。

○委員長（杉坂達男） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 商業振興、あるいは商店街活性化を進めるので、やはりこれ役割分担がそれぞれあるのだというふうに思つたのです。

商業者自らあるいは商工会自らが行っていくこと、それと行政が環境整備、条件整備をしていくこと、という役割がある中で、今回商店街を活性化するために行政の役割を補助金という形で果したいなという思ひでありました。

これは急に出てきた話ではなくて、昨年からずっと商工会と協議を進めてまいりまして、決して行政が自己満足で立てた政策ではなくて、お互いに協力してやっていきたいと思いますという意見の一致を見て決めたことでありますし、現に商工会幹部の方ではないのですが、商工、商業に携わる方が応援団として空き店舗の情報収集ですとか、何とかこう商店街を埋めていこうという協力も実際していただいているところであります。

ですから、行政の役割としてはまずその条件整備のところで行つていただく。

そして、先ほどの一般質問でもありましたように、その商業振興の部分といいますか、商工会として取組むべき内容については、行政が押し付けできません。

ですから、時間を掛けて秋までにひとつのものを作つていこうという考え方をいただいたわけでありまして、これも商工会にまったく任せきりではなくて、我々色々な情報を提供する、あるいは提言も申し上げながら、きちんとした永続的な政策になるようなものを作つていきたいなという思ひであります。

以上です。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませぬか。

ないようですから、7款商工費の質疑を終わります。

次に8款土木費に移ります。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（杉高橋政雄） 8款土木費についてご説明を申し上げます。

117ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、本年度予算額は、2億4,528万1,000円であります。本目は町道の維持管理及び除排雪に要する経費であります。

13節委託料、細節1は幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間を通しての町道維持管理料、細節2は、植樹等々の除草作業に伴う就労センターへの委託料。

細節6は、札内駅人道跨線橋エレベーターの保守点検に係る委託料であります。

14節使用料及び賃借料の細節5は、幕別地域の除排雪に係わる民間の除排雪機械42台排雪ダンプ等の借上げ経費であります。

新雪の一斉出動につきましては、幹線道路の排出2回のほか、路面生成及び拡幅作業等の2次除雪や、吹き込み対応などの経費を想定しているものであります。

なお、町道延長約883キロメートルに対しまして、除雪延長は667キロメートルを予定しているところであります。

16節原材料費は、町道維持管理のための切り込み材などの資材購入費であります。

18節備品購入費は、国の雪寒機械補助により老朽化した平成3年式除雪クレーザー、及び平成4年式除雪トラックを更新する費用であります。

118ページへ行きまして、2目地籍調査費、本年度予算額は、4,263万3,000円であります。

本目は地籍調査に要する経費であり、13節委託料の細節6は、途別及び古舞の各一部、16.99平方キロメートルを調査するため費用であります。

細節7及び8は、土の移動に伴います地番図、地籍図を修正するための費用であります。

次に2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額は、946万円であります。

本目は106カ所の樋門を管理するための64名分の管理人賃金と道路河川関係の経常的な管理に要する経費であります。

119ページへ行きまして、13節委託料は、道路台帳、河川台帳修正の委託料。

2目道路新設改良費、本年度予算額は、1億7,770万円であります。

本目は町道の改良、舗装など道路の整備に要する経費であります。

120ページに行きまして、13節委託料は翌年度以降の整備路線の調査設計委託料であります。

15節工事請負費であります。本年度予算は継続新規含め6路線であります。平成20年度の繰越となります臨時交付金事業分を含めると14路線となり、工事ごとの事業量といたしましては、道路改良は1,174メートル、舗装が1,014メートル、歩道整備が2,188メートルとなり、このほか歩道段差解消などを予定しているところであります。

121ページへ行きまして、17節公有財産購入費は、札内鉄道北沿線通り、元忠類線などの用地買収費であります。

122ページへ行きまして、道路維持費、本年度予算額は、4,060万円であります。

本目は町道維持補修に係わる経費であり、123ページに行きまして、15節工事請負費は、舗装補修のほか防塵処理、雨水桝の補修、歩道の補修、区画線などの引き直しなどに要する経費であります。

4目橋梁維持費、本年度予算額は、914万5,000円であります。

本目は町道に係わる橋梁の維持補修費と、十勝中央大橋に係る音更町との共同管理費負担金であります。

13節委託料は、車道部伸縮装置の補修に係る費用であります。

次に3項都市計画費、1目都市計画総務費、本年度予算額は、3億2,903万4,000円あります。

本目は都市計画に関する計画、整備に要する費用であり、報酬は都市計画審議会の委員報酬、13節委託料は街路の交通量調査委託料などあります。

124ページへ行きまして、細節8は帯広圏都市計画の第6回提示見直しに伴う都市計画図の修正に要する費用。

19節負担金及び交付金は、会議費等負担金のほか、各種協議会に対する負担金であります。

28節繰出金は、公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に2目、都市環境管理費、本年度予算額は、1億942万2,000円であります。

本目は公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費であります。

4節共済費及び7節賃金は、臨時作業員1名分の経費であります。

11節需用費のうち、細節21から25は公園照明、トイレなどの光熱水費が主な経費であります。

細節40は公園施設の修繕料であります。

13節委託料の細節5は、パークゴルフ場を含めた公園、及び緑地などの草刈及び清掃に伴う管理委託料などや、フラワーガーデン果樹の管理委託料であります。

126ページへ行きまして、15節工事請負費の細節1は、春先に一斉に行う遊戯補修費、細節2の緊急整備工事費は芝生の復旧や、トイレ、水飲み場の等の緊急整備に要する費用。

細節3は、老朽化した忠類公園の鉄製遊具の解体、撤去費用であります。

16節原材料費は、維持管理に要する貼芝、花の苗、肥料などの購入費用であります。

18節備品購入費の細節2は、ナウマン公園内のパークゴルフ場のスタート台を更新する費用であります。

次に3目街路事業費、本年度予算額は、1億1,450万4,000円であります。

本目は北栄大通、北栄西通の街路事業に係る費用が主なものであります。

127ページへ行きまして、13節委託料は、物件調査積算に要する費用、15節工事請負費は、北栄大通3線から国道交差点を含めた整備に要する費用であります。

17節公有財産購入費、22節補修補填及び賠償金は、北栄西通整備に関する費用であります。

次に4目公園建設費、本年度予算額は、8,766万6,000円であります。

本目は公園整備に要する費用であり、13節委託料の細節5は、都市計画公園89カ所の遊具設置の町有施設、29カ所に係わる長寿命化計画を策定するに要する費用であります。

15節工事請負費の細節1は、札内西近隣公園の整備費用で、本年度の完成を予定しており、今年度をもちまして札内西緑化重点地区に予定しておりました全ての公園、緑地事業が完成することとなります。

128ページへ行きまして、4項住宅費、1目住宅総務費、本年度予算額、314万1,000円であります。

本目は公営住宅関係の事務などに係わる経費で、臨時職員並びに嘱託職員の賃金などが主なものであります。

次に2目住宅管理費、本年度予算額、4,289万8,000円であります。

本目は町営住宅832戸、道営住宅334戸、合わせて1,166戸の維持管理及び修繕等に要する経費であります。

7節は住宅管理人32人分の賃金、11節細節40は、床、壁、建具、設備など一般修繕費であります。

13節委託料細節7は、全面的改善が完了しました道営あかしや南団地、1号棟、2号棟のエレベーター保守点検料であります。

細節8は、公営住宅ストック総合活用契約に基づき、今年度から全面的改善を予定しております桂町東団地、4棟16戸及び忠類白銀団地、4棟16戸に係る調査、設計に要する費用であります。

15節工事請負費は、公営住宅営繕工事に要する経費であります。

22節細節1は、公営住宅全面的改善に伴う入居者の方々の移転に要する経費であります。

以上8款、土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○委員長（杉坂達男） 8款、土木費の説明が終わりました。

質疑を行います。

中野委員。

○委員（中野敏勝） 117ページの道路管理全般の除雪費について、除排雪ですね、これについてですけ



れども、今年は土曜日曜というか、雪降る日が土曜日に当たったり、日曜日に当たったりという日が非常に多かったわけですが、降っているときに非常にやわらかい雪で、プラスの気温になったこともあるわけですが、その後マイナスになるという気象情報が出ているにも係わらず、やわらかい時期に出動されなくて、凍ってから出動して、同じところを何回も除排雪しているというようなことで、苦情を受けまして、土日ですから役所に電話をしても全然通じないというようなことで、私のところへたまたま来て、苦情されたかたがおられますけれども、もう少し効率良くそういう状態のときに、やわらかいうちに、除排雪することによって、きれいにできるし、そして簡単にできるのではないかと。

除雪費の使いかたが非常に悪いということで、お叱りを受けたことがございます。

この出動については、何センチ、10センチ降れば出動するとか、そういうふうには決まりはあると思うのですが、こういうときにはどのような形で、業者に指令を出しているのかその辺ちょっと聞きたいですけど。

○委員長（杉坂達男） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 除雪の出動についてでございますけれども、基本的には10センチ以上、降雪があった場合について、除雪の出動の検討をするということになっております。

それで時間なのですけれども、どのくらい降るのか、いつ止むのか、そういったところを天気情報等を見ながら、あまり早く出してしまうと最初に入ったところが、また降雪で積雪が10センチ以上になってしまうのですとか、そういった部分もございますので、できれば1回で済ませたいということもありますので、降雪がいつ止むのかというようなものも勘案しながら、除雪の出動の命令を出しております。

現在ですと大体通常の除雪であれば、受け持ちのブロックが大体終わる業者が終わるのが、大体6時間前後になると思いますので、ですから除雪、降雪が雪が止む2時間前くらいに出動をかけて、そして雪が止んでから大体一巡して、最初にやったところでも、そんなに積もっていないという状態で終わらせたいという気持ちで出動をかけております。

そのほかに、通勤時間帯に重なる部分、それは基本的には通勤時間帯に終わらせたいのですけれども、朝方降り始めた雪ですと当然のごとく終わりませんので、逆に除雪を入れてしまいますと出勤の車が出られなくなったのですとか、そういったクレームも非常に多くなりますので、逆に出勤が終わってから除雪を出すのですとか、生徒さんが通っている時間帯については歩道のロータリーの除雪は入れないのですとか、そういった色々なケースバイケースで、なかなか委員がおっしゃられるように雪のやわらかいときに、全て終わらせればいいのですけれども、なかなかそういったことはできないというのが現状でございます。

○委員長（杉坂達男） 中野委員。

○委員（中野敏勝） 平日については、役場の方に連絡等できるのですけれども、土日等はどのような形で連携を取っているのでしょうか。業者との。

○委員長（杉坂達男） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 土日祝祭日も除雪が必要だと思われるときには、土木課の方に待機しております。

ですから、夜中でも朝でも日曜日、日中でも基本的にクレームですとか、そういった電話が来そうな時間帯については、大体5名程度の会員が待機しております、クレーム処理ですとか出動の命令の作業を行っております。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 129ページの公営住宅の関係で13節の委託料、細節8の公営住宅全般的改善事業設計委託料、本町の方と忠類の方と両方あるようなのですが、もうちょっと詳しく聞かせてください。

○委員長（杉坂達男） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 全面的改善に係ります委託料の関係ですけれども、21年度予定しておりますのは、まず今老朽化している住宅ということでございますので、その住宅が改善することによって、耐力上どうなのか、あるいは新築するのと比べて経済的な効果はどうなのかと、そういったことの評価をしなければならないといったことがございます。

ですから、通常的设计業務に合わせまして、最適改善評価という言い方をしますけれども、この評価を受けるということが、今回の委託料の内訳となっております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） その評価した結果、どのようなことになるか、それから決まっていくということですか。

忠類の公営住宅、古いところ沢山あるのですが、その対象になる4棟といたしましたか、どの部分になるのか。

○委員長（杉坂達男） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 忠類の白銀団地のどこの部分になるのかというご質問かと思っておりますけれども、方角的に言いますと、西側から見て3列目の4棟あると思っておりますけれども、その団地の一角が対象になってございます。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 本町の方も、どこにあるか教えてください。

○委員長（杉坂達男） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 本町の方は、桂町東団地になるのですが、ここは4棟16戸が全てでございますので、その4棟分全部ということでございます。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 取得計画に基づいて毎年伺っているのですが、住宅の困窮者に対して提供するというので、だんだん緩和されてきているというふうには思うのですが、相変わらずなかなか入れないという声もまだございます。

それで、今年度の需要と供給の関係にはなるのですが、どのくらい入居者を予定されて、提供できる住宅はどのくらいなのか伺います。

○委員長（杉坂達男） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 公営住宅をどの程度提供できるのかということでございますけれども、正直なところ、あの人が出る、この人が出るという予測が立てられないものですから、ですから何戸ということに対するお答えはちょっとできないのかなというふうに思います。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） これまでの実績として、今倍率はどのくらいになっておりますか。

○委員長（杉坂達男） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 公営住宅の倍率ということでございますけれども、平成15年度から申し上げますと、15年度が幕別町内全体ですけれども、5.5倍になっております。

その後、1年ごとに4.1、5.2、3.2、1.7、20年度につきましては、2月末現在ですけれども2.1というふうな倍率になっております。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 政策的に建替事業などをやられておりますので、政策的なストック住宅、いわゆる空いていても募集をかけないで、入れ替えのたびに活用するというのも順次やられて来ますね。

これはずっと続いていくというふうには思うのですが、現在1,166戸の中で、そういった政策家といますか、それをどのくらいストックされているのでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） ちょっとお待ちください。

政策空家の数ということでございますけれども、地域別に申し上げますと、幕別地域が政策的にあげているのが7戸ございます。

それから札内地域が58戸ございます。

それから忠類地域が5戸でございます。

ちなみに、これは2月末の話でございます。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はい、わかりました。

一時よりは余裕が、余裕ではないですね、まだ2.1倍ですので、というふうにも感じるのですけれども、このところの不況を反映してと思うのですが、民間の空家が非常に増えてきて、空き室の看板がいっぱい立ちだしてきている。

一方では、やはり生活を守るということで公住を希望するという流れが、このところまた少し強まってきているのではないかというふうに思うのです。

私は札内に住んでいるのですけれども、随分民間の借家が空いています。

これはやはり生活の状況が落ち着いていかないと、なかなか家は空いていても希望する人には提供できない、逆に言えば公住の希望というのはかなり強まっていくのだろうと思うのです。

これはなかなか希望する人がすぐ入るといっても、倍率がありますので難しいのですけれども、政策空家だけを見てもかなりの戸数になっていますよね。

ですから、この事業の中身を見ながら十分考慮していただいて、なるべく今必要な人に回していくような見直しですね、政策ですから、最低限その火事があるとか、そういうときにももちろんおくでしょうし、この建替えのためにもおくのしょうけれども、その辺の、いわば空いているのに入れないう状況を見て、希望される方たちが、何とかならないかという声も随分出ておりますので、その政策空家についてのその位置付けも、もう少し改善をして少しでも多く、今貸すというところに回すことができないのかというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 政策空家の活用というような意味合いかと思えますけれども、政策空家が何故あるかと言いますと、それは後年次に控えました改善なりの対応のためでございます、政策関係を仮に誰かに貸しますよという話になりますと、入居される方は当然数カ月いるという話ではないと思うのです。

そうなったときに、改善を進めようとするときに入居者の方がいるとなると、支障があって事業が進められないということになってしまいますので、現時点で政策空家をどうのこうのというのは、ちょっと難しいのかなというふうに思います。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 十分政策空家の位置付けは理解しているつもりです。

工事の方が、なかなかきちんと住民の方にはわからないということもあるものですから、どうして空いているのに貸していただけないのだろうか、単純なことなのです。

だから、最低限に抑えられて取組んでいらっしゃると思うのですけれども、可能な限り事業計画と改善計画を合わせて、多少でも提供できるような状況があれば、積極的に提供していただきたいという希望ですね、そういうことを申し上げておきたいと思います。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 118ページの2目の地籍調査費のことなのですが、詳しい説明はあまりなかったのですけれども、本年は新規にやられるところはあるのでしょうか。

それとあわせて、一般財源も出ていますけれども、これは当然交付税措置なされると、こう判断してよろしいでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 平成21年度で予定しています地籍調査につきましては、これは19年度に着手いたしました古舞地区の一部ということで、この1カ所でございます。

新規着工地区につきましては、これは道と協議をしたのですけれども、道の方でも、全北海道での予算枠の中で、幕別町の新規着工はちょっと見合わせてほしいということがありまして、先ほど言いましたように平成19年度に着工した古舞地区につきまして第3年度の事業として、平成21年度に取組もうと思っております。

それと地籍調査に係わる経費につきましては、これも一般財源を生じるわけでありまして、これにつきましては事業費に対しまして、4分の3が、国4分の2、それと道が4分の1の割合でまず補助金が入ります。

4分の1は町の負担ということが原則になっております。

人件費等につきましては、特別交付税の中で措置されるという制度になっております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 今回も新しくできないということでありまして、これは1カ所終わるのにたぶん4年か5年かかりますよね、全部作成するまでに。

前に、前川議員でしたか、一般質問したときに、幕別町全部終わるのはいつになるんだという話もあったのですが、こんな調子でやりますと私どもが生きているうちには、恐らく終わらないのではないかと思うのですが、その辺の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 地籍調査、非常にこれは幕別につきましては全部で59のブロックに分けております。

委員おっしゃられますように、ひとつのブロックにつきまして、4年をかけて調査を行うという関係からいきますと、62年を要すると、非常に長期間に渡って進めていく事業であります。

前にもお話したことあると思っておりますけれども、ひとつの地区につきまして、4年かけて調査が行われますが、4年かけて調査が終わりましたら、それにつきましてはその成果は反映することはできません。

それは法の閲覧が終わって国の認証を受けた場合につきましては、全てその成果は法務局の方に登記簿に当然反映されていくということで、少しずつ地籍の成果というものが、そういうものに反映されていくということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） あの参考にまでにですけれども、一番最後に土地の境界ですから、これが私の、これが私ではない、色々あるという話もよくあるのですけれども、最後話合いで決めるというお話になっているようなのですが、この辺、最後だけお願いいたします。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 今、4年くらい地籍調査続けてきておりますけれども、特に大きな問題は木間のところ発生しておりません。

境界を確定していくにあたりましては、これは調査の過程でまず町の方としては、地図を用意いたします。

そしてその地図に基づきまして、現地立会をその地権者、その隣通しになっている地権者に実際に現地にきていただいて、そして十分に説明を行ったうえで、お互いの境界線はここですよ、そしてその境界線にあたりまして、お互いが納得した形で杭を所有者に打っていただくという作業を進めておりますので、これにつきましては十分地権者の皆様方にはご理解をいただきながら、調査は進めていくと理解しております。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

ないようですから、8款土木費の質疑を終わります。

次に9款消防費に移ります。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

130ページをご覧ください。

9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、5億3,063万6,000円であります。

本目は東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費などの共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係わる費用であります。

2目非常備消防費、3,258万2,000円であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等、通常団費といわれる経費の分担金であります。

3目水防費、76万4,000円。

災害に備えての費用であります。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 9款消防費の説明が終わりました。

質疑を行います。

中野委員。

○委員（中野敏勝） 予算には直接関係ありませんけれども、今町の中では難聴者に対する耳マークというのを付けていただきました。

難聴者の方から要望があるのですが、救急車を呼ぶときに非常に困るということなのです。

電話をかけても、自分が聞こえない関係で子どもが具合悪くても救急車を要請できない、ファックスかなんかですることができる方法はないだろうかということがあるのですが、消防にはファックスがついていると思いますけれども、ファックス番号等お知らせしているところはあるのでしょうか、伺います。

○委員長（杉坂達男） 消防署長。

○幕別消防署長（稲上隆雄） 今のご質問でございますけれども、消防にはファックスはございます。

それで難聴者の方には、ファックス番号は教えることはできますので、ご連絡をいただければ連絡を取ってやりたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 中野委員、よろしゅうございますか。

前川委員。

○委員（前川雅志） 6番前川雅志です。

今お話を聞きながら、先般、横浜市でしたかファックスで出動を要請して、それがなかなか手元に届かなくて、40分以上出動が遅れたというケースがあったようであります。

幕別の消防署で、このファックスでも出動要請に答えていただける整備体制を整えるうえでは、やはりそういうところも気をつけて、整備をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 消防署長。

○幕別消防署長（稲上隆雄） 緊急通報システムの中で、老人の方に個別につけている緊急通報システムの中には、老人の方ではなくて難聴者方もいるのですが、その方々には2件ほどファックスで連絡をいただくような形を取っております。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

それでは9款消防費についての質疑を終わります。

次に10款教育費に移ります。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（米川伸宣） 10款教育費についてご説明を申し上げます。

131ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額は、256万6,000円であります。

本目は教育委員4名の報酬、旅費、交際費などであります。

2目事務局費、本年度予算額、2,797万8,000円であります。

本目は教育委員会事務局の管理運営及び事務、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金などに係る費用であります。

132ページになります。

下段の19節、負担金及び交付金のうち、次の133ページになりますが、細節11、駒島小学校閉校記念事業補助金につきましては、平成22年3月31日をもって閉校となります駒島小学校の閉校記念事業に対し補助するものであります。

次に3目、教育財産費、本年度予算額、4,230万1,000円であります。

本目は学校及び教員住宅等の維持管理に要する費用であります。

11節需用費、細節40の修繕料は、町内15校の学校施設あるいは教員住宅等の修繕に要する費用であります。

134ページをお開きください。

15節工事請負費につきましては、学校及び教員住宅の維持管理上、緊急を要する臨時的工事について対応するほか、旧駒島中学校施設の解体工事、教員住宅浴室改修工事、明倫小学校体育館の屋根塗装工事などに要する費用を計上しております。

4目スクールバス管理費、本年度予算額、6,392万6,000円であります。

本目はスクールバス12路線の運行に係る費用であります。

スクールバスの運行につきましては、12路線の全てを委託しておりますが、うち8路線は町所有のバスを貸与しての運行委託であり、4路線については、車両を含めた全面委託により実施しております。

次に135ページの5目、国際化教育推進事業費、本年度予算額、1,218万9,000円であります。

本目は国際交流員2名に係る費用であります。

現在、国際交流員はそれぞれ分担して各中学校の英語授業や、国際理解教育の助手として従事しておりますが、新年度は平成23年度から小学校5、6年生に取入れられる外国語活動の移行組織となりますことから、2名の勤務時間を拡大し、活用の充実を図ってまいります。

136ページになります。

6目学校給食センター管理費、本年度予算額、2億1,650万6,000円であります。

本目は幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの管理運営に係る費用であります。

新年度の給食数につきましては、児童生徒、教職員等合わせて幕別は2,700食、忠類は260食、合計2,960食と予定し、年間の給食日数を幕別は196日、忠類は195日と見込んでおります。

7節賃金は、幕別13名、忠類5名の調理員の賃金であります。

11節需用費は、光熱水費及び給食材料費が主なものでありますが、新年度からのアレルギー対策として、牛乳アレルギーの代替飲料代を計上しております。

また新たに、地場産食材料費を計上し、地元食材の更なる利用拡大に努めてまいります。

137ページ13節委託料は、給食配送及び各種機器の保守点検が主なものであります。

138ページになります。

18節備品購入費では、細節1で忠類給食センターの厨房機器の更新を、細節2では幕別給食センターの保温食缶の更新を予定しております。

次に2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額、1億2,900万3,000円であります。

本目は小学校10校の管理に要する費用であります。

主なものとしたしまして、7節賃金のうち細節2は、町単独で任意をしております5校4名分の学

校事務補助職員の賃金を、細節 6 では 5 校 8 名分の特別支援教育支援員賃金を計上しております。

なお、小学校の児童数は1,684名、教職員数は140名の見込みであります。

140ページをお開きください。

2 目教育振興費、本年度予算額、5,153万5,000円であります。

本目は小学校の教育振興に係る費用であります。

主なものといたしまして、18節備品購入費のうち細節 1 義務教育教材では、新学習指導要領への移項処置に伴う理科の授業時数増加に対応するため、国の補助金を活用して、観察実験用器具の購入費用を計上しております。

同じく細節 2、教育用コンピューターには、平成16年度より市町村備考資金組合の譲渡事業を活用して、購入を進めております児童用コンピューターの償還金、5 校125台分、それと新年度更新を予定しております札内北小学校のコンピューター42台分の償還利子を計上しております。

細節 3 の学校図書につきましては、平成20年度に引き続き学校図書標準の達成率の低い小学校に対し、重点的に予算を配分し、図書標準の達成に努めてまいります。

141ページ20節扶助費には、準養保護対象者を20%と見込み、就学援助に係る費用を計上しております。

次に 3 項中学校費、1 目学校管理費、本年度予算額、9,293万2,000円であります。

本目は中学校 5 校の管理に要する費用であります。

7 節賃金のうち、細節 2 は 4 校 2 名分の校事務補助職員の賃金を、細節 7 は 3 校 3 名分の特別支援教育支援員賃金を計上しております。

なお中学校の生徒数は873名、教職員数は92名の見込みとなっております。

143ページになります。

2 目教育振興費、本年度予算額、4,093万5,000円であります。

本目は中学校の教育振興に係る費用であります。

8 節報償費のうち、細節 3 全道全国文化スポーツ大会参加奨励金は、部活動が学校教育の一環として位置付けされたことから、中体連等が主催する大会における旅費等の参加助成を 2 分の 1 から 3 分の 2 に増額するとともに、大会参加負担金についても新たに 3 分の 2 を助成するもので、平成21年度は 5 校社会教育費から予算を組み替え、本目に計上いたしております。

18節備品購入費のうち、細節 1 義務教育教材には小学校費と同様に国の補助金を活用して理科の観察実験用器具の購入費用を計上しております。

同じく細節 2、教育用コンピューターには忠類中学校の生徒用コンピューター24台分の償還金、それから新年度更新を予定しております糠内中学校と札内東中学校、合計52台分の償還利子を計上しております。

20節扶助費には、小学校費と同様、準養保護の対象者を20%と見込み、就学援助に係る費用を計上しております。

144ページをお開きください。

3 目札内中学校大規模改造事業費、本年度予算額、1 億9,317万7,000円あります。

本目は平成20年度から 2 回に渡って実施する札内中学校の大規模改修に係る工事費が主なものでありますが、新年度は 2 年目として主に普通教室等部分の改修を実施するものであります。

次に 4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費、本年度予算額、973万3,000円あります。

本目はわかば幼稚園の管理に係る費用であります。

主なものといたしまして、7 節賃金細節 2 臨時職員賃金では、個別の支援が必要な園児への対応のために配置する臨時教諭 2 名と事務補助職員 1 名の賃金、細節 4 では嘱託職員である園長の賃金を計上しております。

なお平成21年度の園児数は 3 歳児12名、4 歳児20名、5 歳児18名、合計50名となる見込みであります。

145ページの下段であります、2目教育振興費、本年度予算額、2,490万円であります。

本目は幼稚園の教育振興に係る費用であります。

146ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金では、私立幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、入園料、保育料の一部について町単独の補助金を計上しております。

20節扶助費は、公立及び私立幼稚園の就園奨励費であります。

次に5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額、1,832万2,000円であります。

本目は社会教育委員15名の報酬のほか、生涯学習アドバイザー2名分の人件費、各種団体への補助金等であります。

2年目を迎える学校支援地域本部事業につきましては、受託事業収入として149万5,000円を見込み、学校と地域の関係がより密接なものとなるよう、事業を推進してまいります。

9節旅費細節3特別旅費は、小中学生国内研修、中学生高校生海外研修の引率者分であります。

147ページ、19節負担金補助及び交付金の細節7は、オーストラリアへ中学生16名、高校生2名、細節10は、宮崎県日向市へ小学生20名、埼玉県上尾市へ小学生15名のいずれも研修参加に係る補助であります。

平成9年度から交流を続けておりますオーストラリアとの交流事業の受け入れが、隔年から毎年受け入れとなりますので、中高生にとって国際理解がより深まるものと期待しております。

20節扶助費は、海外研修の参加負担金扶助として1名分を計上しております。

次に2目公民館費、本年度予算額、882万1,000円であります。

本目は糠内、駒島の両公民館と少年自然の家及びまなびやの管理運営に要する費用であります。

下段の8節報酬費細節1の講師謝礼は、しらかば大学の各種講座に要する費用であります。

149ページになります。

149ページの一番上です。

19節負担金補助及び交付金、細節3地域生涯学習推進委員会補助金は、公民館3館の運営委員会に対する活動費補助、細節4家庭教育学級運営費補助は、幕別地域の小中学校13校と忠類地域の小中学校の家庭教育学級に対する活動費補助であります。

次に3目保健体育費、本年度予算額、4,568万7,000円であります。

本目は体育指導員12名の報酬及び各種スポーツ大会の参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理用に要する費用であります。

150ページになります。

13節委託料細節11、運動公園施設管理委託料は運動公園内の野球場、陸上競技場、多目的広場の管理委託に要する費用であります。

151ページの15節、工事請負費細節2は、札内南町民プールのトイレ水洗各工事に要する費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、各種団体への活動費補助、体育施設管理に対する交付金であります。

次に4目青少年育成費、本年度予算額、252万9,000円あります。

本目は青少年問題協議会委員20名の報酬のほか、青少年指導員謝礼、児童生徒健全育成団体への活動費補助であります。

152ページをお開きください。

5目町民会館費。

本年度予算額、1,805万7,000円あります。

本目は町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。

153ページ6目、郷土管理費、本年度予算額、954万8,000円あります。

本目は文化財審議委員5名の報酬、及びふるさと館、蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。



155ページになります。

7目ナウマン象記念館管理費、本年度予算額、1,009万8,000円であります。

本目はナウマン象記念館の管理運営に要する人件費や、光熱水費が主なものであります。

新年度におきましては、町内の小学校高学年を対象として、実践的な化石体験学習などの授業に組んでまいります。

156ページをお開きください。

8目スポーツセンター管理費、本年度予算額、4,864万7,000円であります。

本目は農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要する費用であります。

主なものといたしまして、7節賃金はトレーニング補助員2名と、トレーニングアドバイザー指導員の賃金、11節需用費の光熱水費、13節委託料の施設管理委託費などがあります。

158ページになります。

15節工事請負費は、札内スポーツセンターと忠類体育館のフロアウレタン塗装工事、札内武道場のトップライト補修工事に要する費用であります。

次に9目図書館管理費、本年度予算額、3,421万6,000円あります。

本目は図書館の管理運営に要する費用であります。

7節賃金は、臨時司書5名、ブックモバイル運転手1名及び臨時職員1名の人件費であります。

11節需用費細目5、ふれあい子育て読書推進事業消耗品費につきましては、マイファーストブックサポート事業に要する費用であります。新年度は新生児200名を想定しております。

159ページ13節委託料につきましては、清掃警備など施設の維持管理と図書に関する情報を登録するためのマーク制作の委託費用などあります。

18節備品購入費は、閲覧貸出し用の図書資料、4,235冊と音響映像資料61タイトル分の購入費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細目6図書館事業員活動費交付金は、町民文芸誌発行に係る印刷代に対する交付金であります。

最後に160ページをお開きください。

10目百年記念ホール管理費、本年度予算額、7,692万円あります。

本目は百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

8節報償費は、忠類地区の各種講座、講演会の講師謝礼であります。

13節委託料は、指定管理に要する委託料であります。新年度から舞台機器操作の委託業務についても指定管理に移行いたしますので、更にきめ細かな事業が展開できるものと考えております。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 10款教育費の説明が終わりました。

この際お諮りをいたします。

教育費の説明が終わりまして、区切りのつきましたところで本日これにて延会をしたいと思いたすが、異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） 異議なしといたします。

よって明日は午前10時より開会をいたします。

（17：00 延会）

# 平成21年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成21年3月18日  
開会 10時00分 閉会 17時24分
- 2 場 所 幕別町役場5階議事堂
- 3 出 席 者
- ① 委 員 (17名)
- |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 中橋友子  | 2 谷口和弥  | 3 斉藤喜志雄 | 4 藤原 孟  | 5 堀川貴庸  |
| 6 前川雅志  | 7 野原恵子  | 8 増田武夫  | 9 牧野茂敏  | 10 前川敏春 |
| 11 中野敏勝 | 12 乾 邦廣 | 13 芳滝 仁 | 16 大野和政 | 18 助川順一 |
| 19 千葉幹雄 |         |         |         |         |
- ② 委員長 杉坂達男
- ③ 議 長 古川 稔
- ④ 説明員
- |                  |                  |                  |
|------------------|------------------|------------------|
| 町 長 岡田和夫         | 副 町 長 高橋平明       | 副 町 長 遠藤清一       |
| 教 育 長 金子隆司       | 会 計 管 理 者 菅 好弘   | 総 務 部 長 増子一馬     |
| 経 済 部 長 飯田晴義     | 民 生 部 長 新屋敷清志    | 企 画 室 長 佐藤昌親     |
| 建 設 部 長 高橋政雄     | 札 内 支 所 長 久保雅昭   | 教 育 部 長 米川伸宣     |
| 総 務 課 長 川瀬俊彦     | 税 務 課 長 姉崎二三男    | 糠 内 出 張 所 長 所 拓行 |
| 企 画 室 参 事 長谷 繁   | 保 健 課 長 羽磨知成     | 町 民 課 長 田村修一     |
| 水 道 課 長 橋本孝男     | 保 健 福 祉 課 長 野坂正美 | 経 済 建 設 課 長 古川耕一 |
| 学 校 教 育 課 長 伊藤博明 | 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦 | 図 書 館 長 前川満博     |
| 学校給食センター所長 稲田和博  |                  |                  |
- ほか、関係課長及び係長
- ⑤ 職務のため出席した議会事務局職員
- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 局長 堂前芳昭 | 課長 仲上雄治 | 係長 國安弘昭 |
|---------|---------|---------|
- 4 欠 席 者 14 永井繁樹
- 5 審査事件 平成21年度幕別町一般会計ほか10会計予算審査
- 6 審査結果 一般会計質疑
- 7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 杉 坂 達 男

# 議事の経過

(平成21年3月18日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○委員長(杉坂達男) ただいまより、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、予算審査特別委員会の審査を行います。

報告をいたします。

永井議員より欠席する旨の届がありましたので、ご報告を申し上げます。

それでは早速、昨日の段階では、教育費の説明が終わっております。

これより質疑を行います。

前川雅志委員。

○委員(前川雅志) 6番前川雅志。

136ページ、6目、給食費に係わって質問をさせていただきたいと思います。

食材費の高騰ということで、今回予算も大幅に上げて計上されております。

年末に一度決めた金額から努力していただいたということは、大変評価をさせていただいているところでありますが、年間の負担額の増減幅をお伺いしたいと思います。

それと、地場産食材費ということで173万円計上されております。

これも政策的に配慮して予算付けをしていただいたということでありますが、この食材を利用してどのように児童、生徒に食育の活動をされていくのかお伺いしたいと思います。

次に、141ページと143ページに係わります、扶助費であります。

小学校、中学校に両方とも扶助費ということで、給食費の扶助、学用品等の扶助と上がっているわけですが、これも昨年から見ますとかなり予算が増えてきていますが、これはどういった背景のなかでその扶助費が上がってきたかということと、それと子どもを持つ親からですね、伺ったのですが例えば運動用品、体育用品ということなのですけど、毎年扶助費でスケートを買っているように伺っております。

扶助費をいただいている家庭は、兄弟がいればお下がりを使ったりですとか、いろいろ我慢しているということなのですが、扶助費であると毎年買ってもらえるからということで、新品のスケートを買っているとかという話も聞いておりますので、そういった実態も分かれば教えていただきたいと思います。

次に、144ページになります。

3目、15節の札内中学校の大規模改修工事に関連して質問をさせていただきたいのですが、昨年の12月に小・中学校の耐震化に向けての調査をかけるということで、補正予算を組みました。

それを受けまして、本年度21年度中にその調査結果が出てきて計画を立てていくという、総務文教委員会でもそういった説明がありました。

その計画を立てて、それから設計して施工していくという流れになると思うのですが、その21年度中はどこまでの作業をされていくのかお伺いをしたいと思います。

○委員長(杉坂達男) 学校教育課長。

○学校教育課長(伊藤博明) 私からは一つ目、二つ目の扶助費の質問にお答えさせていただきます。

扶助費は、小学校、中学校共に大変増えております。

その大きな要因は、今回の給食費の改定の方でございます。

具体的に申し上げますと、小学校では給食費の改定分で約300万、中学校では160万でございます。

それと19年、20年、18年からですけれども、申請者の数が増えております。

認定率も20年度にあつては、20%を超える状況にありますことから、認定率も当初予算におきまし

て、生活保護を除く準要保護にあつては、小学校分で20%、中学校分で21%を計上していることから扶助費は伸びていることとございます。

それと二つ目の体育用品費ですね、これは幕別地区にあつてはスケート、それから忠類地区にあつてはスキー、スケートと言いましても実際に学校の教育活動のなかで、スケートを実施していない学校については、給付をしておりませんので、実際に授業としてスケート・スキーを行っているところにのみ給付をしておりますが、小学校を言いますと1年生と4年生、それから中学校1年生に給付をしておりまして、毎年ではございません。

それと三つ目の札内中学校の大規模改造の関連でございますけれども、今年度中には2次診断の結果がまいりまして、その後、公的機関の認証ということで、それに係わる予算も計上させておりますけれども、その結果が最終的にいつの段階でお墨付きをいただけるかというのがまだ明確ではありませんけれども、その結果を元に耐震に向けた計画を立てていくこととなりますけれども、I s 値という構造耐震指標というものがあつて、それが0.3を下回った場合には今年度までは、財源措置が手厚いという状況であります。

ですが札内中学校の状況等からみても0.3を下回るということは、我々も素人認識でありますけれども無いと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもその結果を見たなかで緊急を要する場合には、対応していかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 1点目の年間の増減額ということでご説明をさせていただきます。

まず、幕別センターにおきましては、小学校が34円、6,664円となります。

中学校については、42円、8,832円であります。

忠類センターでは、小学校が32円、6,240円。

中学校が39円、7,605円となります。

それから2点目の地場産食材費の関係でございますが、利用活用についてでございますが、最近食育あるいは地産地消という観点から叫ばれております。

これらにつきましても、旬の時季の物について旬の時季ですとか、旬の味を大切だということを見学児童に知ってもらおうということから、そのようなものを主体に考えております。

しいては、地場産についての理解を深めるということで、地元で生産された農産物等を使用するという考えでおります。

予想される食材等につきましては、アスパラ、ニラ、ユリ根、カボチャ、長イモ、レタス、その他を予定しております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 前川委員。

○委員（前川雅志） 扶助費については、分かりましたので、お話のありました父兄には私の方から説明をさせていただきたいと思つております。

給食費についてであります。

様々努力していただいて値上げ幅も最小限に抑えていただいたのかなというふうに思つておりますが、値上がりしたのは確かでありまして、こういったことで保護者に係る負担というのもやはり大変かなというふうに思つております。

そういった意味でこの給食費を払う中で、保護者の負担を軽くすることではなくて、払いやすくするような工夫を何かされるのかな、そういうことを考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

それと、食育への取組みということなのですが、様々な幕別産の農産物を使いながら子どもに理解を深めていただくというようなお話でありました。

その食材を使うたびに何か、先生からになるのか給食センターからなるのか分かりませんが

そういった説明がありながら、これはどこで採れたアスパラですよとかそういう話のなかで理解を深めていくような取組みをされていくのかどうかお伺いをしたいと思います。

次に耐震化についてお伺いします。

これから2次診断が出てきてなかなか見えてはこないようではありますが、去年19年、20年と札内中学校の改修工事をやってこられました。

21年度中に、次の順番が決まって設計ぐらいまでいかないと、この22年度にまたその工事を進めていくということにもなっていないのかなというふうに思っております。

そのような観点から作業がどの位のペースで進むのか再度お尋ねをしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 1点目の納め方の関係であります、納期につきまして、現行10期から11期に増やしたいと考えております。

そうすることによって先ほど年間の増減額については、変わりはないのですが、1回当たりの納めただく額が幕別では小学校で456円、それから中学校で554円、忠類では456円のそれぞれ1回当たりの額が減ることになりますので、そういったことをご理解いただきたいと考えております。

それから、食育の説明の関係でございますが、現行でもそうなのですが、給食だよりにはこの野菜は幕別産ですというような説明を付けて出しておりますので、そのようなことで対応したいと考えております。

以上です。

なお、学校訪問の際にも毎年行っております、その時にも改めて学校の方には説明をしたいと思いますと思っております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 2次診断の結果が出てからということになりますけれども、子どもの生命にかかわる問題でもありますので、緊急を要するというふうに判断した場合には、前川委員おっしゃられたこともあり得るのかなと思っておりますが、いずれにいたしましても3カ年実施計画の中で位置づけをした上で取組んでまいりたいと考えております。

○委員長（杉坂達男） 齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） 給食に係わって関連質問をいたします。

過日の新聞報道によりましたら、幕別幼稚園が給食の提供をということでの記事が出ていたのですが、その後の経過について何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 教育部長。

○教育部長（米川伸宣） お話にありました件でございますが、先月下旬に私立幕別幼稚園を運営しております学校法人の理事長、園長、父母会の会長さんの連名で学校給食の提供を求める要望書が提出されております。

現在、幕別学校給食センター、調理能力が1日3,000食ございまして、それに対して2,700か2,800食の調理でございますので、幕別幼稚園分が180食位予定されておりますから能力的には調理をするのは可能でございます。

幕別幼稚園は、札内地区唯一の幼稚園として施設の役割を果たしておりますし、また通園されているお子さんも幕別のお子さんでございますので、教育委員会といたしましても給食の提供に向けては前向きに考えているところでございますが、その中で何点か課題がございまして、一つには配送の問題がございまして、

現在札内方面に配送しております車両には、搭載しきれないという実態がまずございます。

それで配送用の車両も含めて、配送体制をどうするか。

それから更には、食器、食管、それと食器の保管庫と配送用のコンテナこれらの備品購入費の問題をどのようにするかということで幼稚園側との調整も必要となってまいりますので現在そのような中

身について精査しておりまして、今後相手方の準備のご都合もあるでしょうからできるだけ早いうち、今月中には、ご報告したというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） 私は、新聞記事を見た時に、いい事だなと公私の別なく幕別町に住んでいらっしゃるお子さんが、そういう便宜を受けるということについては、大変いいことだなと思いながらいろんな文色はあるのでしょうかけれども、ぜひそれを実現してあげたいもんだなという思いで見えておりました。

食缶だとか、そんなに大きな金額でない、そんなこと言ったらあれですね。

非常に公私の別なく私立、わたくしりつ、それから公立の別なく要するに町に住んでいらっしゃるお子さんたちが便益を受けるという観点でいえば食缶だとか等々の部分については、十分意味があるのではないかなとそんなふうにも思っているところですので、ぜひ実現してあげたいものだなとこんなふうに思っているところです。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 給食費の値上げのことなのですが、今、前川議員がご質問されましたけれども、当初の提案よりも若干引き下げられたということではありますが、この給食費の改定の提案に当たっては、理由として食材費の高騰というのが一番大きな理由だったと思うのですね、それでそこを根拠にされてかなりの引き上げが提案されてきました。

今、努力されて最初の提案よりは若干下がってはいるのですが、さりとて中学校等は、45円上がるところが44円、一番大きいところの調整が少なかったなと思うのです。

それでこの調整は何によってされたかということをお伺いしたいのですが、一つには政策として、ふるさと給食等を増やして、そしてその分は政策であるから町として出すという考え方の一つがあったと思うのです。

もう一つは、この提案のときには、原油の高騰から始まっていましたからかなり食材が引き上がってございましたけれども、現時点ではその時から比べると落ち着いているというふうに思うのですね。

その辺の加味もされたのかどうか伺います。

○委員長（杉坂達男） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 1点目の減額の関係でございますが、今、委員おっしゃったように、昨年の10月に運営委員会に諮った時点と、今の時点では確かに落ち着いているということがあられるかもしれませんが、状況としては高止まりという状況にあります。

それで、今回の3円分につきましては、ふるさと給食の充実を図りたいというようなことから、政策的に3円を下げたということでもあります。

それから、今言いましたように状況としては高止まり、1月になりまして総務文教委員会でもご説明したかと思うのですが、新しい単価について設定を再計算したところ10月にお知らせした金額と大差はなかったという状況にあります。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 高止まりであるというのは自分も認識しているところなのですが、しかしその総務文教常任委員会のご説明いただいたときよりも感覚的に今の食材の価格というのは、さらにあのときよりも若干下がっているように一般的に感じとるわけです。

それで、この状況は、この給食費は1年間を通しての費用になっていきますけれども、その仕入れは毎月毎月ということですから、今よりも安く、状況によっては想定されなかったような高いときもありましたけれども、現状のなかではこれだけの経済状況のなかで、そんなにそんなに上がっていくということは考えにくい状況だというふうに思うのですよね。

そうなりますと、もっと政策的に頑張れたのではないかとというふうに思うのですけどいかがで

すか。

○委員長（杉坂達男） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 価格の動向につきましては、先ほどご説明したように高止まりという状況にあります。

これは一般市場についても値段は据え置きでも中の量が減っているという状況が物によってはあるかと思えます。

ということを見ますと、やはり単純に価格だけではなく全体の量を考えていただくと、やはり高止まりの状況にあるということをご理解いただきたいと思えます。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 食の安全ですとか、それから食育の面からいって、一定の費用が掛かるということは当然のことだというふうに思うのです。

だから、給食費であるからただ安ければいいというふうにも思っているわけではないのです。

でも、今の経済状況のなかで、年間通して例えば回数が10回が11回になったとしても総額で一番多いところでは、8,832円の値上がりになっていくという事実はやはり変わらないわけですよね。

ですから、一般質問でも野原議員がお話したのですけれども、食材についてはそういう変動等も勘案するのであれば、学校給食法の付帯決議にあるように行政として支援していく、頑張っていくというようなことも組み込んで妥当な値段にしていくということが大事だと思うのですけれども、その点でもふるさと給食がその一部だとは思いますが、その点でも検討はされたのでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 教育部長。

○教育部長（米川伸宣） 今回給食費の改定にあたりましては、学校給食センター運営委員会の中で様々なご提言もいただいていたところであります。

先の総務文教常任委員会においても、皆様からいろんなご提言をいただきました。

子育て支援政策としてもどうかというお話もございまして、検討させていただきましたが、仮にですが2人目以降半額助成した場合1,730万、2人目以降3分の1に助成した場合ですね、となるように助成した場合も1,150万経費が必要ということもございまして、学校給食センター運営委員会からの答申書の中にご提言もございましたので、それらも含めて総合的に考えさせていただきました。

今回そういったご意見を尊重するとともに、食育の観点でも町内3農協と地産地消の食育に関する協定も結んでおりますし、保護者の負担軽減を図るという総合的な観点から検討した結果に、そのように今回させていただいたものでございますので、どうぞご理解いただけますようお願いいたします。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 終わります。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点についてお伺いいたします。

158ページ図書館費の11節、需用費でふれあい子育て読書推進事業消耗費という項目がありまして、この制度は若い子育て中のお母さん達には大変好評だと思います。

それに加えて、今、日本の古くからあるわらべ歌ですとか、童謡ですとかそういうCDを配布している自治体もありまして、加えてそういう政策も実施したらいかかかなというのが1点。

あと、もう1点は学校施設全般についてなのですが、そういう施設の中でたばこをということで分煙施設を行っているのですが、その教職員のなか、保護者のなかから敷地内禁煙にしていくべきではないかという声も多数寄せられておまして、芽室等ではそういう方向になっているということで、今後の施策として、施策というかその敷地内禁煙という方向性はどうかその点お伺いしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 図書館長。

○図書館長（前川満博） ただいま野原委員からご質問ありました子育てふれあい推進事業、図書館では、マイファーストブックサポート事業ということで実施しているのですが、この事業については絵本を6、7カ月から8歳児検診のときに、検診に来ていただく子どもさん、そして親御さん、その方達に本の読み聞かせをするなかで、本とふれあう、親しむ、親と子がふれあうような事業ということで実施しているわけでございます。

現在は、絵本を1カ月貸し出して、貸し出した絵本のうち1冊をその後プレゼントするというような形なのですが、これにCDを加えてはということでございますけれども、これらCDの中身ですね、それはまだ実際私ども、今やっている事業につきましては、本と親しみを持っていただく小さいときから親しみを本と持っていただくというような形で、それが将来的には本とふれあうことによって子どもさん方が表現力や想像力、あるいは感性を磨いていただくということが目的で実施しておりますので、それにCDを加えるということになると今回予算の中ではそのようなことは今のところは予定はしていないわけでございますけれども、それらお母さん方の意見を聞きながら今後どのような形がいいのか、またこの事業のどのような形で進めていくのが一番効果があるのかということをこれから検討してみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 学校の敷地内禁煙の問題でありますけれども、まず敷地内という前に学校施設の禁煙の状況についてお知らせをさせていただきたいと思いますが、現状はわかば幼稚園も含めまして16校ございますが、その内校舎内を完全に禁煙にしているところが、今までよりも増えまして9校ございます。

後の5校につきましては、7校につきましては、子どもたちに煙の害が及ぼさないように、部屋を特定をして完全分煙という形で実施しているという実態でございます。

これらの学校、まだ全面禁煙にいたっていない学校におきましても、やはりそこで働く教職員、それからPTAの方々、さらには学校運営協議会の方々の意見をいただきながら最終的には公務を掌る校長が判断をするということで、幕別町教育委員会として上から一律に学校内禁煙、さらにはもう一歩踏み込んで敷地内禁煙というところには、現状いたっておりません。

ただ敷地内禁煙に関して申し上げますと、運動会の際にはかなりの市街地の学校におきましては、運動会のときは、喫煙場所を特定していわゆる観覧席では喫煙をしないようにということをPTAに呼びかけているところが増えてきているものと認識しております。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） 1点目のわらべ歌、動揺のCDですが、幕別町から町外に出た方で浦安市に住んでいる方がいらっしゃるのですが、そこでは若い保護者に絵本と同時にCDも一緒に希望される方にはお届けして大変喜ばれているということも聞いております。

そういうことで、今CDはそんなに予算も掛からないのでできるのかなと思うのです。

わらべ歌や何かあまり聞く機会が今子どもたちは少ないものですからそういう点では情操教育ということでぜひ前向きで検討していただきたいなと思います。

それから敷地内禁煙で私言いましたが、校内の校舎内の禁煙も進んでいるという状況でぜひこれ、敷地内はもうちょっと先なのかなと思いますけれども、施設内での禁煙をまず早急に全校実施していただきまして、それから敷地内というふうになるのかなと思うのですが、ぜひそのところも要望も多々ござっておりますので、早急に進めていただくように検討を進めていっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 図書館長。

○図書館長（前川満博） 今、大変埼玉の方で効果があるというお話をお聞きしました。

正直申し上げます、今までやっている事業の中で私たちどもCDというのは余り頭の中にあいりませんでしたけれども、それらも含めてお母さん方にそのような話も、いろんな話が司書が読み聞かせ



に出かけていった場合、いろんなそういうようなお話も聞きながらどのようなことがお母さん方が望んでいるか、それらも合わせましてお聞きする中で今後一番良い方法という、皆さん方に喜んでいただける方法を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 公共施設の中でも小学校、中学校その他図書館もそうでしょうか、特に子どもが多く利用する場所ですので、当然として煙の害が子どもに及ぼすことがあってはならないし、当然避けるべきであります。

ですが繰り返しになりますけれども、学校に務めている教職員、それからそこを訪れるPTAの方々の意見を聞きながら、さらには学校運営協議会等の意見を聞きながら、方向としては当然認識はしておりますけれども、皆様のご理解をいただいたうえで校長が進めているという実態をどうかご理解いただきたいと思います。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） 3点をお伺いをいたします。

1点目は138ページ並びに141ページに係わって、小中学校費の中の賃金、そのところでお尋ねをしたいというふうに思いますが、去年も触れたところでありますけれども、この学校事務補助職員これ昨日もご説明がありましたけれども、もう少し具体的にその配置状況についてお聞かせをいただきたい。

2点目は、140ページから143ページこれも小中学校に係わりますが、学校図書費であります。

教育振興費の中の学校図書費、これはそれぞれの学校図書標準がありますが、それに照らして蔵書達成率がどういう状況になっているかお聞かせをいただきたい。

合わせて、この中に職員図書は含まれるか含まれないか、職員図書が含まれるか含まれないかを含めてお聞かせいただきたいと思えます。

3点目まいります。

143ページの報償費のところ、今年度はいわゆる全道全国の文化スポーツ大会、参加奨励金を学習指導要領がいわゆる部活動だとかの持つ教育的な価値だとか効果だとか意義だとかそういったものがしっかりと記述されていてそれを受けて見直しを図ったということでありましたが、昨日の説明によりますと中体連というふうに限定していたかに聞くわけでありまして、私の聞き間違いがどうかも含めてそのあたりをもう一度お願いをしたい。

合わせて、部活動の指導員謝礼あるいは少年団の指導者の謝礼、この部分が具体的にどのような状況になっているかお聞かせをいただければとこんなふうに思えます。

以上3点についてお尋ねいたします。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 一つ目の質問の事務職員の事務補助職員の配置状況についてであります。平成21年度におきましては、いわゆる道費負担の事務職員の配置がなかった駒島小学校と明倫小学校にそれぞれ1名ずつ、それから市街地の7校で4名であります。具体的には幕別小学校と幕別中学校で1人、白人小学校と札内東中学校で1人、札内南小学校と札内中学校で1人ということでこの6校につきましては、19年度以来そのように学校にお願いしているわけですが、2校で1人という配置になっております。

二つ目のご質問であります学校図書であります。達成率の状況であります。

20年度はまだ全て予算執行終わっておりませんが、それと学校図書につきましては、学級数に応じて蔵書の数が変わってまいります。

その際には、通常学級だけではなくて特別支援学級のクラスも1学級として加算をされます。

昨今、特別支援学級の数が大変増えておりますことから、蔵書の増がただちに達成率の増に結び付

かないというもどかしさはございますけれども、20年度の見込みでは小学校で少なくとも65%程度、中学校では85%程度と考えております。

昨年から小学校、中学校の配分の見直しをいたしました。現行の小学校に手厚くという措置を行い続けることによって、小学校の達成率も年々回復できるものと、蔵書できるものと考えております。

この中には、職員図書はふくまれてはおりません。

3番目に全道全国文化スポーツ大会の参加助成でありますけれども、これは中体連に限定しているわけではございませんで、中体連、中文連、それから吹奏楽連盟この三つに限定をさせていただいております。

具体的には部活動では、このほかに陸上競技連盟ですとか、サッカー協会ですとか、いわゆる中体連とは別の社会体育、社会体育という言葉が適切かどうかは分かりませんが、別の流れの大会が多数ございますが、そちらについては今回の中からは除かせていただいております。

中体連、中文連、吹奏楽連盟であります。

指導員謝礼につきましては、昨年度まで保健体育費のなかで、スポーツ指導員謝礼として計上しておりましたものを、この全国全道文化スポーツ大会参加奨励金の予算科目の移行に合わせまして移行させましたけれども、これは中学校の部活動の指導に携わっている教職員などに対しまして謝礼として現状平成20年度で言いますと1万5,000円を一人につき交付しているものでございます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 斉藤委員さんご質問のスポーツ少年団の指導者に対する謝礼の件なのですが、スポーツ少年団の育成補助金という形で各少年団の団体に助成金を出しております。

その中で、各団体さんやり繰りをしながら、指導者に何らかの謝礼をしているものと思われま

○委員長（杉坂達男） 斉藤委員。

○委員（斉藤喜志雄） 1点目について、これ良く見たら要するに前年度と全く変わらないと、この配置については変わらないということですね。

私は、この予算というのはあくまでも現場の実態に合わせて組まれていくべきだというふうに思っているのですよ。

そういう観点から言いますと、前年度と学校が置かれている状況が違うということをやはり把握しておかなければいけない。

どういうことかと言いますと、先刻ご案内のとおり、新しい学習指導要領、改定学習指導要領をあれされて、今年から移行措置が始まって実は現場は非常に多忙を極める状況になっている。

カリキュラムを開発しないといけない、23年度までにカリキュラムを開発しなければなりません。教材の開発もしなければなりません。

それから過日も申し上げましたけれども、指導時数が定数がさっぱり変わらないのに、定数が変わらないのに指導時数はふえているのです。

前倒しです。

前倒しで実施しなさいということで、例えば小学校で言えば算数、中学校で言えば数学あるいは英語、高学年5、6年の英語等々が常に増えている。

そうやって極めて多忙化が進行するなかで、取分け大規模校、大規模校と言われるところの先生方、特に小学校というのは定数に本当に余裕が無い。

6時間、高学年になったら6時間授業をやった後でいろんな事務量が作業が求められてくる。

そういう観点から言えば、前年度踏襲ということには私は決してならないだろうというふうに思っています。

従って予算を組まれる時に、ぜひそのあたりは現場の実態がいかにあるかということも含めて、考えていただきたいなとそんなふうに思うところであります。

要するに兼務校が6校ある。

昨年も申し上げましたけれども、連絡学校で管内で私の調べた限り兼務をしている学校というには、町村というのは一つもございません。

本町だけであります。

2点目いきます。

学校図書費の関係でありますけれども、蔵書数だけで言えばこれもいつか申し上げたかもしれませんが、あれなのですけれども、実は更新数も本当はしっかりと考えた蔵書数、蔵書率でなければならぬですね。

更新を含めて、学校行って見てみて図書館に見てみたら、例えば地図なんか載かった本なんかは、無い国のあれがそのまま載っているようなそういう資料、これは学校の責任でもあるのですが、教育委員会の必ずしも責任とは言いませんけれども、そういうものを廃棄しながら更新してって、その達成率というところをしっかりと踏まえてやって。

それにしても幕別町は達成率でいえば、全道全国平均をはるかに上回っております。

こここのところは、高く評価される場所だということふうに思っておりますが、これまた図書の持つ教育的な効果、価値、そういったものを含めて一層100%に近づける努力をお願いしたいものだなというふうに考えていますがいかがでしょうか。

それから3点目の、ごめんなさい僕、限定的に中体連と言いましたけれども、もちろん公的に位置付けられている中体連、中文連、吹奏楽連盟こここのところですね。

ところがですね、今もおっしゃっておられましたけれども、実は冠大会というのが非常にたくさんあるのです。

冠大会が。

しかし、事実上中体連と全く内容はその変わらないようなそういう質的なものを持ったその冠大会というのがいっぱいあるのです。

この冠大会のあたりの奨励金というか助成というかそういったところは、まだ考えていないのかどうか、あるいは将来展望として考える余地を残しているとかいうことも含めてお聞かせいただければというふうに思いますし、指導員でん札1万5,000円というのは、なんぼ出してもきりがないのでしょけれども、先生方ああやって放課後勤務時間を超えて頑張っているところに報いる金額としては、もう少し上げてあげればいいかな、しかし管内的にみれば1万5,000円というのは多い方かもしれませんね。

今一度頑張っていただければなという、これは現場の先生方の思いからそんなことを考えるとこです。

小学校のこれいくらか分からないので、申し上げようがございませんが、もし分かればまた教えていただければと思います。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 1点目の事務職員の問題についてであります。

私たちも予算編成するにあたっては、学校の現場の声、それは学校長のみならず団体の方々ともお話をした、さらには養護教員の方々ですとか、いろんな方々からご意見をいただいてなるべくそれを予算に反映できるように務めていえるところでございます。

現状の6校で3人という市街地の事務職員体制につきましても、6校の学校の方々には大変な他の学校から比べますと、例えば市街地にあっても札内北小は1人工配置しているわけでございますので、なぜ北小だけなのだというのを陰でおっしゃる方もいるようではありますけれども、私たちも予算編成にあたっては、今年予算の中でも特に私たちも同様に子どもに係わる時間、子どもに関わる先生の数を増やしたいという思いから、長短で特別支援教育支援員を9名から11名に2名増員しています。

それから定数の中でも、斉藤委員もご存知のとおり様々な教職員の加配制度というものがござい

ます。

これらもなるべく活用するように学校に対しては呼びかけをしているところ、さらには道教委が一昨年からでしょうか始めました、退職教員の活用授業につきましても平成20年度にあつては途別小学校に配置をしているということから、こちらとしては様々な教育の行政課題を斟酌ということばが適当かどうか分かりませんが、その中で学校長のご理解もいただいた上で現状のままとさせていただいたということでございます。

この点に関しては、6校の方々に対しては、正に十勝でこの6校だけでございます。

それは私も調べましたので、その点では申し訳ないと思っておりますけれども、それ以外の点では頑張っているつもりでございます。

それと学校図書についてでありますけれども、確かに学校それぞれ、学校図書の蔵書数は増えてはきているのですけれども、昭和40年代の本があつたりとかですね、確かに古いものもございまして。

学校の実態としては、まずは数を増やしたいというところがあるものですからなかなか捨てきれないというのが直接お聞きした中で出てきた考え方でございますけれども、斉藤委員のおっしゃられたように世界地図のような資料的なものにあつては、これはある面では1980年にはこんな国があつたのかという点でのそういう資料的な価値もあるかなと私は思いますけれども、更新については惜しまずに行ってくださいということは伝えております。

なるべくこれも今後とも100%に向けて努力してまいりたいと思っております。

全国大会の参加奨励金であります、中体連等以外につきましては、従来同様2分の1とさせていただいております。

今回は説明の中でもいたしましたけれども、旅費・宿泊費に加えまして参加費につきましても、中体連、中文連、吹奏楽連盟に関してですが、これの3分の2を公費で負担をするということもいたしております。

ですので、その点ではこれまでは学校の中でそれぞれこういう部活動の後援会の会計を持っておりましたが、その部分はかなり楽になってくるのではないかなというふうには認識はしております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 小学校の指導員謝礼につきましても、1万5,000円という形でやっております。

○委員長（杉坂達男） 斉藤委員。

○委員（斉藤喜志雄） 事務補さんの件でありますけれども、なかなか財政的なものもあつて、難しい部分があるのかもしれませんが、あその他のいろんな制度を利用して一生懸命定数に係わる部分で努力をされているということについては、私も認めるところであります。

ただ、仕事の性格上違うから、仕事の性格が違うということをやっぱりだから持って変えてその子どもの直接指導に係わる先生を増やしたからだからこのところはいいんだよということにはならないのであつて、こういう表現は適切か、あれだったら後で削っていただきたいと思つているのですが、駄目ですかそうですか。

されどやっぱり事務補さんなんですよ、先の方言いませんからあえて。

そういう意味でぜひぜひこれ現場の多忙との係わりの中で何としても考えていただきたいものだと、ちょっとひつこくなりましたがこんなふう考えているところであります。

後、職員図書どこに含まれるのかちょっと私わかりませんが、これも合わせて職員図書の部分は先ほども言いましたように今年度の移行措置から向こう3年間、向こう3年間というのはこれは新しい教育に変わっていくわけですから、従つて非常にその先生方の研修という視点からこの職員図書の強化というのは求められているところであります。

そういう意味では、ぜひ前年度踏襲なんていうことのないように、少しどこかで面倒みてあげるなりなんりのそういうその職員図書の充実に係わつての教育委員会の頑張りを期待しておきたいなごうなふうにおもいます。

終わります。

○委員長（杉坂達男） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） ページ数は140ページと中学校の方でもあると思うのですが、先ほど斉藤委員の若干関連すると思います。

18節の備品購入費、学校図書について私の方からもお尋ねしたいと思います。

図書標準の考え方については、学級数に準じてと言いましょうかそれに関して数字が決められているという説明には了解いたしました。

それでこの学校図書の購入について、改めて確認したいと思います。町内業者からの購入ということで全体が全体ではないと思うのですが、町内業者から主に購入されているということでしょうか。

お尋ねしたいと思います。

それから159ページ、図書館の管理費の中のこちらにも備品購入費、A V資料についてお尋ねしたいと思います。

部長の説明では、音響映像合わせて61タイトルの購入というふうにおっしゃられていました。

これもよく図書館に出向くと、絶えず見ていらっしゃる、視聴されているという人が見受けられるのですけれども、この平成21年度含めてほしい貸出といいましょうか館内でのご利用についてどの程度見込んでいらっしゃるのかお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 図書の購入先でありますけれども、町内の中学校の図書館につきましては、幕別町の公共図書館とオンラインで繋がっております。

ですので中学校から公共図書館にアクセスすることもできるわけで、公共図書館というのは幕別町図書館ですけれども、オンラインする際に蔵書を全てデジタル管理に移行しておりまして、新規に購入する場合にも通常ですと昔で言えば手書きで台帳つくっていたわけですが、今ですと例えばワープロソフトですとか、表計算ソフトですとかリストをつくるわけですけれども、そのオンラインにしていることから日本図書館協議会というところから本を買えば図書館と同じようにバーコードが貼り付けられておりますので、そのバーコードを読み取るだけで本のタイトルですとか、著者名ですとか全てが瞬時に読み込むことができます。

中学校についてはですね。

ですから中学校については、ほぼ100%に近い値で町内のその日本図書館協議会の受け口になっている町内の本屋さんのところから購入をしております。

小学校も我々も日頃から消耗品等を購入する場合には、町内の小売店等を活用してくださいとお願いをしておりますので、本もほとんどとは言えませんが、多くが町内から購入されているというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 図書館長。

○図書館長（前川満博） 21年度A V資料の貸出の見込みというお話だと思いますが、これからの見込みでありますので、私たち予算をつくる段階では今確実に数字の出ているところということで19年度のA V資料の貸出状況、これらを参考にして予算を組み立てております。

その19年度の数字で申し上げますとA V資料の貸出につきましては、3館合わせて1万3,371冊ということになっております。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 学校図書のことについては、オンラインで町内業者と最終的に繋がるということで了解いたしました。

後、買われた図書が僕もちよっと拝見させてもらったのですが、どういうふうにも今度学生側に利用されているかについて自分も学生時代思い出すのですけれども、よく図書委員ですとか図書係ですとか、そういった学校図書館に常駐して図書に直接携わりながら皆で読書活動に励むというような活動をしていたのを思い出すのですけれども、そういう取扱いについて体制そういった体制を今とっていらっしゃるのかどうかもお尋ねしたいと思いますし、そういった体制をとっているのであればどのような指導方法をとっているかもお尋ねしたいというふうに思います。

それからAV資料については、かなりの需要の高さが伺える数字でした。

ただ、新年度については61タイトルという、その需要に対してはなかなか少ないと言いましょいかこれも予算上の関係で数が少ないのかなというふうにも推察されるのですけれども、ということは需要が高い半面で一つ当たりの単価が高いのかなというふうにも推察されます。

これは言いかえれば住民ニーズになかなか追いつけないところもあるのかなというふうに思うのですが、この単価が高いということにもしあれば、その要因の一つにどのような事が考えられるのか対応策について伺いたいというふうに思います。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 学校図書の活用の仕方でありまして、現在平成20年度におきまして、朝の読書等学校で一斉読書を実施しているのが、小学校が7校、中学校は4校、11校ございます。

ほかの4校につきましても、一斉読書ではないですけれども、当然読書活動は奨励しております。

実際にどのように図書館を運営しているのかということですが、一定規模の教職員学級数の大きな学校には、司書資格を持った教諭を配置しなければならないということになっております。

なっているのですけれども、実際には教職員の多忙な日常の中でなかなかその、中学校は先ほども申し上げましたように蔵書が全てデジタル化されておりますけれども、小学校におきましては手づくりのデジタル化と言いましょいか、ワードだったり、エクセルだったりしているものですから、日々入力していかなければならない。

ですから、そういうような作業は夏・冬休みに先生方が担っていただいているという実態もあります。

実際の活動、図書館の活動でありますけれども、これは児童会活動、生徒会活動の中で図書に係わる係りというものを私たちのときもありましたけれども、置いておきましてそういう中で児童・生徒の自主運営、これが将来的には地域の方々も巻き込んだ中で、地域図書館というような方向性になっていけばより良いとは考えておりますけれども、まだまだ現状ではそこまではいたってはおりません。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 図書館長。

○図書館長（前川満博） 今AV資料の購入タイトル数が少ないのではないかと、この少ない要因としては単価が高いのではないかとのお話がありました。

まさにそのとおりでございます。

AVソフト、これはご存知のことだとは思いますが、図書館で言いますか、そういう公け、不特定多数の人が利用するものについては、著作権が付いた資料でない駄目だと、これは著作権法あるいは著作権法の中でそのように言われておきまして、通常家電店だとか量販店こちら辺で売られているのは、あくまでも個人で楽しむということでこれについては著作権付きでないという、そういう資料ソフトが売られて意外と安く手に入れることができる。

ただ、不特定多数の人が見るものについては、やはり個人ではなくこれはもう著作権付きのものだと、ましてや図書館という公共性の高い施設でそういうものを視聴されるということになれば、当然法令を順守した中で著作権付きの資料を購入しなければならないというのが、これは法令を守る側の者としては、これは守っていかなければならないものだろうというふうに思っております。

それで、著作権付きのソフト、これを取扱っている販売店、これが非常に少ないというか通常皆個人で楽しむということで買われておりますので、ここら辺のそういう販売店あたりではもう著作権付きの資料は高いから売れないということで、まず取扱っているところがないというので、結果的には私どもは、こういう図書館を専門に図書館に資料を卸しているという販売店、そこから著作権付きの資料を買わざるを得ない。

今そういう現状でそちらの方から購入しているというのが実態でございます。

この金額についても概ね10%引きという形では、定価そのものではなくて10%そこら辺は間違いなく引いていただけるというような形の中で取引をしているところでございます。

対応策ということなのですけれども、いろいろ以前からそういうお話を聞いておまして、そういう著作権付きであっても安く買えるところはないかという、いろんな情報を近くの図書館だとかそういうものを購入しているところをいろいろ聞いてはいるのですが、今のところやはり著作権付きのソフトというのは、近くでは取扱っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（杉坂達男） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 学校図書の利活用については、今後についても期待したいと思います。

それから図書館の方のAV資料の関係は、図書館長の説明でだいたい理解できるところなのですが、インターネットや何かで見ると、この著作権承認済み資料というのでしょうか、それを販売している業者やはりなかなかヒットなくて、一つヒットしたところは図書館流通センターという団体でした。

これは組織的には、株式会社になっていて経緯も書いてあったのですが、株式会社になっていました。

公けのものを扱うにしては、財団法人でも公益法人でもない普通の株式会社という会社が利用するところに対して、妥当性があるのかというか、必然なのかも分かりませんが、最近例えば漢字検定でも賑わっているとおり、なかなかこういう組織については住民の目も厳しくなっていることから、その株式会社というものに対して特定するわけではないのですが、なかなか上手な説明がないと住民の方もこれが出てきたところで納得してくださる住民の方も出てこないとも限らないものですからお尋ねしたいというふうに思うのですが、今後もどのような要望になるのか分かりませんが、この著作権に関してもう少し幅広論議を元にごこの図書館の活動があるような図書館のあり方について、もう少し意見というか教育委員会として考え方があればお尋ねしたいというふうに思うのですがいかがですか。

○委員長（杉坂達男） 図書館長。

○図書館長（前川満博） 今お話ありました図書館流通センター、これは通常TRCという呼び名で広く全国に流通しているところでございますけれども、私どもも実はこちらの方からAV資料については、こちらを通してこちらの会社を通して購入している。

ここは図書館専門に本の販売をしている全国の図書館を対象とした、専門に販売している会社だということでございます。

特に本の販売については、大手の会社でございます。

それぞれいろいろな流通経路、いろいろあるかと思えます。

どのような流通経路をとって図書の購入をするのが最良なのかということにつきまして、今堀川委員の方からいろいろお話がありましたので、これからまた私どもの方でも、委員会の中でいろいろ話合っ決めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（杉坂達男） それでは生涯学習課長から答弁の訂正の許可を求められましたからそれを許します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 先ほど斉藤委員さんのご質問に、小学生の指導者に1万5,000円お支払し

ているという話を申し上げたわけなのですけれども、スポーツ少年団の指導者にかんして支払っておりません。

先ほども言いましたようにスポーツ少年団育成補助金、これは少年団の方に配布しているわけなのですけれども、その中からそれぞれの少年団で工面して指導者の方に謝礼として支払っているということでございます。

○委員長（杉坂達男） それでは訂正が終わりましたから、これより11時15分まで休憩をしたいと思います。

（11：06 休憩）

（11：15 再開）

○委員長（杉坂達男） 休憩をときます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、ページ数で133ページの教育総務費であります、19節の負担金補助金及び交付金の6 奨学資金交付金270万についてまずお尋ねいたします。

昨年予算は168万でありました。

それから比べましたら大変100万を超えて増額になっています。

今経済が厳しいということはずっといろんな角度から申し上げてきたのですけれども、全国で高校を中退される方が、経済的な理由で中退される方が7万人を超えていらっしゃるということもありまして、支援策の一つとしてのこの奨学資金の役割も大変大きいものでもあるというふうに思います。

そこです、これまで昨年までですと、昨年は168万の予算の内訳といたしまして、20名の奨学資金を支給する人を予定していて、金額は7,000円ということでありました。

今年は事業の中身は、どんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

それともう一つは、教育振興費両方に係わることなのですけれども、実は先ほど斉藤委員の方からも新しく学習指導要領が決められまして、準備として今年からスタートするというので、大変現場が厳しくなっていくお話がございました。

私はもう一つ教育振興に係わりまして、本年度より教職員の免許証の更新というのが開始されていきますね。

これは10年に1度ずつということで、10年経ったら更新しなければならないということで、お一人30時間位の講習が必要で、しかも定められた期間で受けるということで、新しく現場が厳しくなっていく中にさらにこういうことがスタートするというので、本当厳しいことが予測されるのです。

この制度事態には、私も非常に問題だというふうには思っているのですけれども、どんなふうに実施されていくのか伺いたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 一つ目の奨学資金交付金の件でありますけれども、昨年平成20年度は、46名の申請がありまして、その中で経済状況等を勘案した結果、生活保護基準の収入対比で1.5倍未満までの方、これ従来の基準でありますけれども、38名を支給対象者に決定をして結果的には6月に補正をさせていただきましたけれども、条例上7,000円以内という既定の中で月額5,000円を支給させていただきました。

奨学援助の認定率も今年は初めて20%を超えるという状況の中で、新年度もすでに募集をしておりますけれども、応募者の数は増えるものと見込んでおります。

以上のことから前年同様の5,000円として45名分を計上をしたところでございます。

次に教員免許の更新であります、これは今年から始まるわけでありまして、これらに関しましては、ご自分の身分、資格に係わるということから、それからその分を仮に予算措置するとなったときには、大変な金額だということもあるのだと思いますけれども、一切の金銭的な支援は行われません。



それで今年からは、釧路教育大と帯広畜産大学と大谷短期大学が連携をして、対象者の方々に帯広市内で講習を受けられるように、去年は無かったわけですが、そういうことになっております。

さらには、夏休み、冬休み中には、北海道教育大学釧路校が十勝教育研修センターでサテライト授業というのを実施しておりますが、それらもその免許に必要な単位の授業時数の中に含めることができないかというような運動をしているというふうには聞いておりますが、講習が基本的に夏休み中に行われるとはいえ、やはり幕別にあっては帯広に行くにあっては車賃程度しかかからないでしょうけども、それに当然参考書を買うですとかということも場合によっては発生するかもしれません。

ですから経済的な負担が発生するわけでありまして、国としても、さらには町としても、町としましては、これは果たしてそれに係わってということではありませんけれども、先ほどの図書館のところでも話がありましたが、教職員の図書購入費にあっては、別枠で学校運営交付金の中に毎年予算の中から、その時その時の予算の中から教職員の数で割り返して配分をしているものであります。平成20年度で申し上げますと、小学校の教員で一人当たり6,000円、中学校の教員で一人当たり7,000円というのを各学校に学校運営交付金の内訳として配分はしておりますが、これは従来からのものでありますので、決して新規ということではありません。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず奨学資金の貸付、奨学資金の交付金でありますけれども、昨年と同じということでありました。

そうでしたね、補正を組んでやっていたものね。

状況からいけば、この基準1.5倍未満、生保の1.5倍未満という方ここで線を引くとおのずとやはりそのラインの中に入る人がこの人数より増えていくことも現時点では予測されますので、その辺は柔軟な対応を求めたいということと、ぜひみんなが受けれるように努力をしていただきたいということが一つと、以前にもお話していたのですが、改善の検討課題として他の奨学資金を借りている方たちは、この対象にされないというふうになっておりますね。

この点も当然前回もお話しましたが、他の奨学資金を借りている人たちは全部お返しするわけですから、ですから厳しい状況ということはある意味では借りてないというよりもずっと厳しいということもありまして、この辺の基準の改善についてもぜひ議論をしていただきたいという思いがありますがその点ではいかがでしょうか。

それと教員免許更新であります。

聞きましたらお一人3万円の受講料がまず発生するというものであります。

離島であるとかあるいは障害者関係の障害者の先生方を採用した場合には、国からの支援があるのだけれども、それ以外については支援がないということでありまして。

今お答の中では、直接は難しいけれども図書ですとか、バックアップですよ弱いバックアップと言いますかそういう感じがするのですけれども、そもそもそのこの免許の更新制度そのものが本当に賛否両論の中で取入れられてしまった。

国家試験1回通って、いろんな試験を取って現場についていられるそういう職種はたくさんありますけれども、再更新というのは教員の中で初めて取入れられてきたということもありまして、このこと事態がどうなのか現場が非常に厳しくなっていくって、教員の方たちがそれこそ学習の暇もないような状況に置かれていく中で、10年経ったから更新だぞというようなことでいくことに私は非常に無理を感じるわけです。

そのことがさらに教員の方たちの大きな負担にもなっていくだろう。

もちろん資質の向上といいますか、技術は身に付けていかなければならないというふうに思いますけれども、そういった制度であるだけに、可能な限りのバックアップというのを今後も考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） まず初めに奨学金の問題であります。

現行生活保護基準対比に1.5倍未満の方々を対象としております。

昨年もこの基準自体がどうなのかというのは、選考委員会というの、民生委員の方々が委員に入っていていただいておりますが、その中で意見をいただきました。

しかしながら現状で、昨年46人の応募者の中で就学援助と同じ1.3倍の中に収まっている方が35人、1.3倍から1.5倍の方が3人という状況でありました。

ですから仮に就学援助と同じ1.3倍に下げたとしても、3人しか減らない。

38人中24名の方が生活保護基準未満の方でありました。

というような状況からこの1.5倍というのは、今後は確かに我々も今まで1.5倍だったのですけれども、それについては考えなおしていかなくてはいけないというふうには認識はしておりますが、仮にそれを1.3倍にしたからと言って急激に減るというものではないというふうに認識をしております。

それと他の支給対応者の規定であります。

私どもも昨年6月の議会の中で、補正予算の中でご質問いただきその後検討を進めてまいりました。

それでほかの貸与大きなものは、かつて日本育英会、今は日本学生支援機構となっておりますが、これは平成17年からは、その高校生に係わる奨学金の貸与については、北海道に移管をしております。

北海道はさらに財団法人に、財団法人北海道高等学校奨学会というところに事務を実施させております。

この北海道高等学校奨学会に確認をいたしました。

幕別町の中、町民かどうかということは答えられないけれども、幕別高校で何人、江稜高校で何人ということであればお知らせ教えますと、そのときに平成19年末で幕別高校で5人、江稜高校では54人が貸与を受けておりました。

さらに、ご存知のこととは思いますがけれども江稜高校は幅広く奨学金の対応制度というものを持っております。

ですから特待という世間では言われておりますけれども、特待から始まって本当に授業料の何分の一という貸与を受けている方が江稜高校の場合、昨年の5月で303人中約6割に奨学金を貸与しているという事実と言ったら大袈裟ですけれども分かりまして、町内からは昨年117人の新1年生のうち、江稜高校の117人のうち40人が幕別町出身でありますので、かなりの方がこの貸与を受けているのではないかと思います。

ですから今の条例の形のまま貸与規定を撤廃、貸与の方を除外するという規定を撤廃した場合には、桁が一つ増えるのではないかなということから今後とも継続可能な奨学金をどうやって維持していくべきなのかということから内部でも、財政当局とも協議を進めさせていただいております。

他市町村の例なども参考に、札幌市などはホームページを開きますと寄付をつのりますというのが載っています。

札幌市は本当にたくさん寄付が集まっているのですが、そういうのも一つのなのかなと思っております。

合併の時点で基金条例を一本化にしましたけれども、その時点では約2,000万の基金残高があります。

仮に1%だとしても20万しか花実ほうみませんけれども、様々なことで給与制度を実施している市町村の事例を参考にしながら今後とも検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） やはりそれだけ厳しい現状の中に、その子供さんが高校に通っているということなのだと思うのです。

先日もテレビ放映でしたけれども、親の仕事が無くなっていく中で、学校を辞めるか辞めないかという選択を迫られる大変厳しい高校生の姿が映しだされていましてけれども、やっぱり十勝でもそれは本当に所得水準からいけばさらに低いわけですから、当然予測されることだと思います。

私、奨学資金の基準を緩和を求めるところは、例えば今、江稜高校の事例をたくさん出していただ

きましたけれども、特待生で授業料が免除になっていくとか、現実にもその方が学校に通う上においての費用負担が軽減されるとそういうところについては私は外しても構わないというふうに思うのです。

ただ、借りて返していくということまで外してしまうと、その公平の原理からいったらやはり難しいものがあるなというふうに思うのです。

そういったところを精査していただいて、将来私は実はこの今年ではないのですが、このたまたま幕別高校に通っていた方から借りた結果こちらは受けられなかったという訴えを現実にもされたものですから、それで今は返しているのですよということで、町のは交付という形になっているのになぜ自分はそのからはじかれていくのだらうというような率直な訴えがあったものですから、現実的なことだなというふうに思ったわけです。

そういうふうにぜひまるっきり軽減されていく分野と、そうではなくて将来返していく分野というところ見極めていただいて、そして整理をされるということを求めたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 江稜高校もですね、基本的には奨学金貸与となっております。

ただ実態としては、学業をそれから部活に精励をした生徒にあっては、卒業時に貸与を免除しているというケースがあるというふうに聞いておりますが、特待は別としましても、その多くの方々は貸与ということなものですから、その奨学金を申し込んだ時点では江稜高校の生徒さんにあっても貸与をしているから返すのですという、返さなくてもいいという保証はないのです。

なかなか本当にそういう点では困難な部分はあるのかなとは思ってはおります。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 問題はそこの基準だと思うのですよね。

1.5倍という、借りている人もその貸与を受けている人も1.5の中にいるか、借りてない人でもいるかということですね。

困難だから借りるわけだから当然いると思うのです。

そういうふうに見たときに、たまたま学校のきちっと学校とお話合して、工面ができた、足りない分の方も借りることができたということの違いだけなのです。

受けてない人と受けている人というのは、そうするとやっぱり状況としては、保護者の状況ですけれど、保護者の状況としては同じ状況にあるというふうに思うのですよね。

借りてそこを埋めてやっている人と、そうじゃない。

数が増えるということが、切ないですけどね、何だかの限られた予算でありますから、だからそこでこの部分だけでもっともっと拡大するというのもストレートに求めることも何か厳しいものがあるということは十分理解するのです。

しかしこの現状も分かっていたいただきたいというふうに思うのですがね。

○委員長（杉坂達男） 教育部長。

○教育部長（米川伸宣） お話のありました、奨学資金の制度につきましては、教育再度の課題であると考えております。

今後とも持続可能な制度として、望ましいあり方について検討してまいりたいと考えております。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2番谷口和弥です。

140ページ教育振興費、役務費のコンピューターの廃棄料についてお尋ねしたいと思います。

143ページにも中学校の方の費用としてこの役務費150万が計上されているところであります。

15万ですね。

コンピューターを廃棄する古いものを新しく替えるということは理解のできることでもありますけれども、廃棄の基準ですけれどもどのように、どのような基準をもっていらっしゃるのかということと、それから廃棄の仕方ですけれども、どのような試算で廃棄をされているのかその2点まずお尋ねした

いというふうに思います。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 今回、小学校・中学校にコンピューターの廃棄の手数料を組んでおりますが、これは基本的には町内の学校8年間パソコンを丸8年間お使いいただいておりますが、その更新の際に今までのものを廃棄することになりまして、当然としてそれは廃棄専門の業者と言いましょいか、事業者と言いましょいかそういうところをお願いをしているところであります。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 8年ということであれば、相当進歩のパソコンの進歩というのは凄いものがありますから古いものであるなということが理解することができます。

とは言っても、廃棄してしまえばそれで全く使い道がなくなるということなわけなのですけれども、何か有効利用するようなそんな手だてがないものかどうか、ご返答いただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 今ネット社会でございまして、インターネットに繋げて、そういうインターネットを閲覧するとかかなりますと、やはりパソコンの能力からいって現状でもやっぱり5年目、6年目になりますと学校側からは、例えばメモリを増設してほしいですとか、場合によってはハードディスクの問題ですとか出てきます。

ですから、いわゆる一般的な今の活用のほとんどがインターネットを見る、閲覧するというパソコンの役割からいいますと、その部分ではかなり困難な点はあるのかな。

そうではなくて、スタンドアロンですと、自分で古いウィンドウズに乗っかって、古い表計算ソフトで何か家計簿でも付けるとかというふうにあっては、決して使えないものではないわけですけれども、現状では余りそういう、これだけパソコン自体が低価格化している中で、例えば無償で持って帰ってくださいと言ってもなかなか困難なのかなということから、資源を有効活用するという点から1台2,500円掛かるわけですけれども、廃棄をしているところでございます。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） パソコンの性能、学校の中でまた様々な使い方検討するといっても、なかなか難しいのかなというふうには思いました。

ただ、今ご答弁にありましたように、中には自分の家に持ち帰ってそれを練習用にしたりですとか、今老人クラブの中では、パソコン教室を独自にクラブの方にやっていたらっしゃるだとか、そのようなお話も聞いたりしますので、廃棄する前にそういったことの声掛けをしてみたいかというふうにするのですけど、その点ではいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 確かに高齢者の方々がパソコン教室などを活用されている。

これもやはり聞くところによると、高齢者の方が自分で中には小説を書く方もいるかたもしれませんが、やはりインターネットに繋ぐ楽しさというのが一番にあるのかなと思うのですよね。

そうなるとその仮にそういうどこかに何台か寄贈したとしても、そういうネット環境を整える、それから学校にあってはやはり8年目に入りますと故障がちであります。

この故障に要する修繕料にもかなり苦慮しておりますが、そういうその万一払い下げた場合に故障したときには、対応していただけないというような部分もあって、誰か持ってくれたらありがたいことではあるのですけれども、なかなか現実的な問題としては難しいかなというふうには考えております。

もし、誰か使いたいという方があれば、それは当然としてご相談にのることは可能ではありますけれども、一定の財務上の手続きをしてということになりますけれども、以上です。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませいか。

それでは、ないようですから10款教育費についての質疑を終わります。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に移ります。

11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11款公債費につきましてご説明申し上げます。

161ページをお開き下さい。

11款公債費、1項公債費、1目元金、21億9,689万7,000円、借入いたしております起債の償還元金であります。

なお、このうち8,136万1,000円については、財政健全化推進プランに基づく政府系資金の繰り上げ償還に係るものであります。

また、交際費の借入状況一覧表につきましては、別冊の予算積算基礎をご覧いただきたいと思っております。

2目利子、4億4,275万6,000円、借入いたしました、起債の償還利子であります。

次のページをご覧ください。

3目公債諸費、15万4,000円、起債償還に係わる支払手数料であります。

続きまして、12款職員費につきましてご説明申し上げます。

163ページになります。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、20億3,598万円、本目は、特別職を含め、224人分の一般会計から支弁する職員の人件費等ではありますが、退職者数に対して概ね4割の採用に止め人件費の抑制に努めたところでもあります。

2節の給料は、前年度比2名減で約800万円ほどの減となっております。

3節職員手当等のうち、細節11、時間外勤務手当につきましては、前年度と比較いたしまして、400万円ほど増額になっておりますが、新年度実施されます衆議院議員選挙に係わる時間外勤務手当が主な要因となっております。

4節は共済費でありまして、各種共済組合への負担金であります。

次のページになります。

7節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員に係る賃金。

19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が職員費であります。

続きまして、13款予備費についてご説明をいたします。

165ページになります。

13款予備費、1項予備費、1目予備費、500万円であります。

以上で公債費、職員費、及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました。

一括して質疑を行います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 始めに公債費の方で、一つだけお伺いいたします。

今回この予算を執行されまして、公債費比率というのは予測になるかと思いますが幾らになるか、押さえてられるのか伺います。

それと総括の方でもお伺いしようかと思ったのですが、今発生の予算のこともありましたので、財政健全化プランに絡めて、今年度は健全化プランの本格実施ということですよ。

それでこの数字の動きというのが、非常に健全化プランに照らしてどうかということも十分評価も必要ですし、気をつけなきゃならないところだというふうに思うのですが、その数値に照らしてもどうなのかということをお伺いします。

それと職員費の方です、費用ということではないのですが、職員の適切な配置ということにつ

いては、一般質問でもお尋ねしたところでありました。

もう一つ今年から行政改革プランの中に位置づけられておりました人事評価に手を付けられるということ、実は昨日の新聞でも報道されておりました。

具体的にどのようにやっていかれるのか、そしてそれがどんな結果に繋がっていくのかということ伺いたと思います。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） まず第1点目の実質公債費比率推移ということでありまして、これは19年度までは決算ということですのでこれ確定しております。

19年度におきましては、これ3カ年平均の数値ということでありまして、23.9。

20年度以降につきましては、現時点におきましては推計値ということにとらえていただきたいと思っております。

20年度は、23.9。

21年度は、23.5。

22年度は、22.8ということで少しづつ下がっていくものと推計しているところであります。

続きまして、財政健全化プランの数値のことでありまして、財政健全化法に基づくことにつきましては、うちはまだ健全化団体とかそういうことになっておりませんので、それについてはこのプラン上はないということになります。

続きまして、職員費の関係でありますけれども、人事評価がどのような形で今回行っていくのかという点につきましては、平成21年度は試行ということで実施したいと思っております。

試行にあたりまして、対象となる職員につきましては、これは主幹職以上ということで試行を行いたいと思っております。

4月から9月までの6カ月間につきまして実施したいと、その後10月から3月の中でその試行結果に基づきまして、いろいろと内容を分析し、そしてその22年度以降はこの係長以下の職員につきましても試行したいと思っておりますので、いろいろな課題とかそういう点がありましたら、これは試行を経た中で洗い直して、そして22年度に備えていきたいというふうには思っております。

人事評価を行うことによる効果ということでありまして、今回本町で行う人事評価につき増して、一番の狙いは人材育成ということに主眼を置いております。

これは人事評価を行う上で、評価としましては、大きく実績評価とそれと能力評価と2点から行おうと思っております。

能力評価につきましては、個々の職員の責任感とか、また仕事に対する取組みの姿勢とか、あと交渉力とか、あと色々な町民の皆さんとのコミュニケーション力とか、あと政策の形成能力とか、そういうものを評価することになろうかと思っております。

もう1点、実績評価につきましては、これは組織としての目標をしっかりと立てて、そして課であればその課としてどのような仕事にこれからテーマとして持って取り組むべきなのか。

そういうようなテーマをしっかりと課・部ごとに立てまして、そしてそれらにつきまして達成度はどうなのかという視点で評価をしていくことになろうかと思っております。

大事なことは、点数を付けるということではないと思っております。

あくまでも、そういう目標を持ってそして前向きに職員が取組んでいくんだと。

その中で、評価される側と評価する側は、これは十分なコミュニケーションを図らなければならないと思っております。

そのコミュニケーションを図ることによって、お互いに共通の組織のとしての目標を持ち、そして仕事に取り組んで行く、それが最大の効果だと思っております。

以上です。

○委員長 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず財政の方ですが、健全化プランにはもともと心配な自治体ではなかったわけ

だから健全化プランの計画とは心配ない状況にあるということだと思います。

私はこの、うちの町はずっと借金の多い町というふうに言われてきまして、現実にもそうでしたからね、頑張っていて、頑張っていて払ってきましたよね。

ところがこのところの国からの交付税がたまたま今年は2次補正という形でありますけれども、さりとて今まで下げられた分が戻ってきているかと言えばそうではない。

それともう一つ、この数字も昨年23.9%公債費比率ですね、19年度が、そして21年度が23.5%ということなのですけれども、これも事業全体の総額が変われば変わるのでよね。

分母が変われば変わっていくというのですか。

ですからずっと健全でないといけないと思いますが、そういったその計画を立てたりそういう数字に数字をもって当てはめて判断されていくことにずっと疑問を持ってきたのですよね。

でも現実にも国はそういうことを決めて、健全化プランに則してどうなのだとすることを判断していくわけですから、だから数字を出していくこともいたしかたない。

しかも連結になっていく、段々こういった公債費あるいは会計上全体もその一般会計だけでなく特別会計も全て含めたもので判断されていくというようなことで、特に病院を持っているような自治体やなんかの反発は大きかったですけれども、こういった健全化プラン、問題のある健全化プランに沿ってうちも将来的なまちづくりの在り方も決めているわけですから、この点ではぜひやっぱり努力しても数字で表れないという、うちの場合はあるわけですからこういう問題はきちっと国に上げていくべきだと、そして財政の保障をさせるべきだというふうに思いますがいかがでしょうか。

それと人事評価の方なのですけれども、非常に人が人を評価するということになるので、本当に難しいことだと思うのですよね。

それで私はもちろんその今お答にありましたように、その人材を育成するといいますかね、持っているちからを引き出していくために適切な対処をしていくということは異論はありません。

けれども、それが評価ということになっていくと、まずは評価する、だれが評価するのだということが一つありますよね。

そして評価される者、今はこの主幹職以上が今回は対象になり、次年度からは係長以上ということでもありますけれども、点数つけるわけではないですよということにちょっとホッとしましたのですけれども、あくまでも私は個々人の力があって要は組織でどういう仕事をしていくかということだと思うのですよね。

ここで言えば部だとか、課だとか。

だからそれぞれそこに管理職がいらして、いろんな能力を持ってられる職員の方がいて、それをそのそういう組織の中でチームの中で引き出して人材を育成して、職員の町民の付託に答えていくというか要望に答えていくということを今までもやってこられていたと思うのですよね。

ですから、点数を付けるわけではないということでもありますので、そうであれば尚のことこれが例えば賃金の格差ですとかそういうもの、昇給だとか本当にどこまで波及するのかという心配もありまして、その辺でもお答いただける面がありましたら答えていただきたいということです。

○委員長（杉坂達男） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） まず前段財政の関係でございますけれども、中橋委員からも毎度特に三位一体の改革等ですね、いろいろご意見等をいただいております。

町といたしましても、もちろん財政の健全化に向けたいろんな取組みですね、これ行改の推進計画にも載っているものもございましょうし、財政健全化推進プランの中で進めていかないとならないものが各種課題といたしまししょうか、そういったものに対処すべく行政運営を行っているというつもりであります。

ひとつにはその人件費の抑制これにつきましても、先の一般質問の答弁の中でもご説明申し上げたかと思うのですが、義務的経費ということで人件費、公債費、扶助費これは予算額が固まるとこれはどうしたってまずその部分については、お支払しなければならぬ予算組みをしないとしない。

その残り余剰財源を臨時的な経費、あるいはその投資的経費こういった事業なりに回していくという財源調整をする中ででも、非常に義務的な経費については、限られてしまうものですからその枠といたしましょうか、当然予算枠を確保しないとならないということからいきますと、非常に歳出のことを考えますと必ず予算組みをしないとならないということから、当然その人件費これについても職員数を一定程度削減しながら、そして組織の効率化を目指しながら組織機構の見直しも行った中で調整させていただいている、あるいはその公債費につきましても、今の実質交際比率の問題もございませけれども、当然分母分子の関係、元利償還金あるいは分母で言えば普通交付税等の歳入の関係でございませけれども、当然その比率を見間違いないように当然その将来的な負担になる公債費の繰り上げ償還、これ縁故債もそうですし、あるいは公的資金も繰り上げ償還、そして借り換え、これ議会にもお願いをしてやらさせていただいてきております。

あとさらには、歳入なのかも当然町税や使用料等の自主財源、これもさらに徴収率も上がるようにそして使用料についても行革の中で今後については、見直しをしていかなければならないだろうということもあり、そういった財政運営に意を用いていく必要があるのだろうというふうに思っております。

それともう一つ人事評価でありますけれども、これについては昨日ですか新聞報道にも出ましたけれども、これはどういう目的で行うのかということですがけれども、前段総務課長も申し上げましたように、職員の育成であると人材育成であるということでもあります。

いくなれば職員の資質の向上を目指すものであるということでございます。

そういうことによって、組織を活性化させようということが狙いでありまして、職員の給与だとか賃金これに跳ね返すのかというようなご質問ございましたけれども、今の段階ではそういうことは考えておりませぬ。

職員がどういう環境で、どういう状態で仕事をやっていけるそしてあるいは資質をもっともっと向上させるかということを考えますと、この人事評価というのも一つの手法なのだろうと思います。

職員の資質の向上ということに向けては、今までも例えば研修制度これも国の機関ですとか、道の機関ですとか今までも派遣もさせていただいております。

そして各種研修会も実施しまして、専門的な研修等も受けさせていただいている。

こういう資質向上に向けては職員の研修というのも一つあるでしょうし、後は日々先輩が後輩にいろんな事務を指導するというのも当然資質向上のための一環でありましょうし、ましてや上司が部下に指示するともについても当然資質向上のための一つの方策だというふうに考えております。

さらには今申し上げましたが職員研修なんかもそうでありますし、あと直接住民対応させていただく中で接遇ということも含めていろいろな資質向上に役立つ面があるのだろうというふうに思っておりますし、そういう中で一つの人事評価という制度の中で、あくまでも職員がやる気を起こすですとか、いろんな企画政策立案に繋げるとか、そして組織がそれによって活性化する手法として考えておりまして、今後とも当面は試行という形でありますけれども、この試行の中で実際やり始めるといような問題点・課題これも出てくるのだろうと思っております。

そういったものもまた踏まえて、さらに職員の資質向上のための施策として、考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長 中橋委員。

○委員（中橋友子） その職員の方の資質の向上という点は、行革の中の24番目に位置づけられておりまして、7つの育成のための手法、初任者研修から今部長がお答になった各種の研修や人事交流も含めて取組んで、そこで成果を見ていくということだったと思うのですよね。

そのこと事態は本当に頑張っていたきたいと思いますし、今よく私たち住民の方からその職員の方とのコミュニケーションという点ではもっともっと寄り添った形での対応を求めるといことも実際にあります。

だからそういう点で指導も必要ですし、そういう点では資質を上げていくというか大事だと思うの



ですが、こと評価ということになっていくと頑張って頑張っていったその結果がそのとおりに反映することを期待するわけですが、ままたま仕組的につくられたいくとなかなかそういうことにならないことも予測されるわけです。

そうなった時のこれからやることですから、スタートの段階から弊害っていうのもおかしいけれども、本当に人が人を評価する砂漠というのですか、新聞によりますとまず部長職については町長と副町長が評価すると、課長職については部長と副町長ですかがやると、それから主幹は課長と部長でやるというようなことがこれ報道されておまして実際そういう仕組みでやられるのだろうなというふうに思うのですけれども、その結果が点数つけるわけでもない、給料に反映させるわけでもないということで、そこはちょっと安心しますけれども十分その辺本当の意味の人材育成になるような注意を払っていただきたいという希望です。ね申し上げたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 途中ではありますが、1時まで13時まで休憩をいたします。

(12:01 休憩)

(13:00 再開)

○委員長（杉坂達男） それでは休憩を解き午前に引き続き11款、12款、13款の質疑を続けます。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 先ほど人事評価制のご当然ありましたけれども、人材育成に主眼を置きたいというふうなお話でありました。

大企業でありますとか、今JAあたりもかなり人事考課というのはやっているわけですが、先ほど言われたような言ってみればそんなに点数もつけないとか、あるいはいろんな面で人の評価を私にはあまり大きく評価しないというような感じを受けたわけですが、普通やる時は何項目か項目数は相当多いのですけれども、項目数に応じて点数をつけながらそしてその人の仕事の適正であるとか向きであるとか、この仕事につけた方がいいとかそういった面でいろいろ人事考課性というのはあると思います。

本町の場合は、給与には反映しないそんな話でありますけれども、それを反映しないにしてもそういった意味ではやはり相当な面から評価をして点数をつけなければ私はできないと思うのですけれどもその辺についてはいかがお考えでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の最初の説明ちょっと誤解を招いた面があるかと思えます。

基本的には人事評価でありますので、一定の基準に基づきまして評価を行いますので当然その中にはよく達成されているとか、あまり達成度が十分でないとか、そういうようなことにちゃんと評価をして一定の点数と言いましょうかそういうものは出すことになることになります。

私が言いたかったのは、点数はそういうことで客観的につけてはいきますけれども、一番大事なものはその自己評価をすることになります。

そしてその上司がさらに第一次評価者、第二次評価者となってその自己評価を一つの参考にし、第三者の目からみたときに、それがどうなのだという視点で評価をすることになります。

そして評価するものと評価されるものがお互いによく面談をして、どういふところに至らない点があるのか、そしてまた逆に一生懸命職員がやっていふことはこういうことなのだと、そういうことも認めてあげる。

そういうようなことを十分コミュニケーションをとってそして前向きに職員がやる気を起こさせるようにそういうふうなことに活用したいということで申し上げたつもりですので、まずご理解いただきたいと思えます。

そして評価の項目につきましては、大きく10項目あります。

これは能力評価の方ですが、大きく10項目がありまして、その10項目につきましてそれぞれ細分化して3項目ずつ、合計30項目に渡りまして評価をまず能力評価につきましてはやろうと思っております。

それと実績評価の方につきましては、これは組織としての目標を設定してそしてそれがどれぐらい達成されていくのかという評価になると思いますが、その目標の達成の仕方につきましては、これは目標が難易度が高いものとそれほど難易度の高いものとそういうまず難易度はどうなのだという視点、それと業務として目標を立てたものがどれくらい達成されたのか、十分達成されたのかそれともまだ不十分な点があるのかそういうようなこと、難易度と合わせた評点を一定の基準を持ちましてやっていこうとそういうことでございます。

○委員長（杉坂達男） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） よく分かりました。

1回目のお話ですと、これでは人事評価・人事考課にはあまりならないと思ったわけですから私の方から再度質問させていただきました。

以上です。

○委員長（杉坂達男） ほかがございせんか。

ないようですから11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、以上で質疑を終結いたします。

以上で歳出1款議会費から13款予備費までの審査が全て終結をいたしました。

引き続きこれより一般会計歳入の審査に移ります。

1款町税から22款町債まで、一括説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 歳入につきましてご説明いたします。

14ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人、9億6,791万4,000円。

依然として景気回復の兆しが見えない状況により給与収入の減少等が見込まれることから、前年対比1,670万2,000円の減で計上しております。

2目法人、1億3,477万3,000円。

法人数は若干の減少であります。不況等の影響により全般的に企業業績が悪化しているということから前年対比8.2%の減で計上したところであります。

2項固定資産税、1目固定資産税、10億5,200万円。

3年に一度の評価替えがあったものの土地価格の下落や家屋の経年経過等により3.1%の減で計上いたしております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、1,681万4,000円。

8.3%の増で見込んでおります。

15ページになります。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、4,502万6,000円。

保有台数の増加により3.6%の増で計上しております。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、1億5,177万8,000円です。

喫煙率の減少を考慮いたしまして、1.3%の減で計上いたしております。

5項入湯税、1目入湯税、1,107万2,000円。

宿泊客は若干増加傾向にあるものの、日帰り入浴客が減少していることから、21.0%の減で見込んでおります。

次のページになります。

6項特別土地保有税、1目特別土地保有税、1,000円であります。

平成15年度税制改正によりまして、それ以降新たな課税は行っておりません。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、7,700万円であります。

道路特定財源の一般財源化に伴い、本年度から新たに制度化されたものであります。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、2億5,000万円であります。

自動車重量税の総額の3分の1が市町村の道路財源として譲与されるものであります。

3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、500万円であります。

これも道路特定財源の一般財源化に伴いまして、今後は地方揮発油譲与税に改められるということになっております。

次のページになります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、1,600万円。

交付実績等を考慮いたしまして、前年同額で計上いたしております。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、400万円であります。

平成15年度の税制改正により新たにつくられた交付金でありますけれども、交付実績等を考慮いたしまして、計上いたしております。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、100万円であります。

これも配当割交付金と同様に平成15年度の税制改正によりまして、新設されてものでありますけれども、交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、2億4,000万円であります。

交付実績等を考慮いたしまして、前年同額で計上いたしております。

次のページですが、7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、3,000万円であります。

利用実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、8,400万円。

交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

2目旧法による自動車取得税交付金、400万円であります。

道路特定財源の一般財源化に伴い、用途を道路に関する費用に限定する用途制限が廃止をされましたことにより、新たに出てきたものであります。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、20万円であります。

前年と同額であります。

次のページです。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、4,550万円であります。

平成18年度の税制改正により所得税から住民税の税源移譲により地方税減収分の補てんをするものであります。

また本年度における税制改正における自動車取得税の減税に伴う減収の補てんとしても一部交付されているものも含むということになっておりまして、前年度より若干増額となっております。

2項特別交付金、1目特別交付金、400万円であります。

平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴う、地方税の減収額の一部を補てんするために、交付された減税補てん特例交付金に代わりまして、平成19年度から平成21年度までの間、特別交付金として段階的に縮小して交付されるものであります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、54億3,000万円ありますが、前年度当初比1.8%の減で計上いたしております。

なお、先の予算積算基礎のところでご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、650万円あります。

交付実績等を考慮いたしまして、前年度同額で計上いたしております。

次のページですが、13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金、7,916万3,000円で

あります。

農業基盤整備事業に係わる分担金であります。

2項負担金、1目民生費負担金、1億330万6,000円であります。

障害者措置費に係わる負担分や、常設保育所の保育料等となっております。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、168万8,000円ありますが、近隣センター使用料が主なものとなっております。

次のページになります。

2目民生使用料、2,696万3,000円。

1節の保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会に係わる使用料、2節児童福祉使用料のへき地保育所保育料、学童保育所保育料が主なものであります。

3目衛生使用料、181万円、葬祭場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料、3,114万8,000円ありますが、入牧料が主なものであります。

5目商工使用料、1,322万円、スキー場リフト使用料、これは明野ですけれども、明野とそれから白銀台スキー場にあり、宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6目土木使用料、1億6,727万円あります。

次のページになりますが、4節の公営住宅使用料が主なものであります。

7目教育使用料、905万7,000円、幼稚園保育料やナウマン象記念入館料が主なものとなっております。

次のページになります。

2項手数料、1目総務手数料、970万1,000円、戸籍住民票手数料及び諸証明に係ります手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料、2,586万6,000円、通所介護に係わる介護サービス料が主なものであります。

3目衛生手数料、5,670万2,000円あります。

主なものはゴミ処理手数料であります。

4目土木手数料、299万1,000円、建築確認申請の手数料及び完了検査に係ります手数料等であります。

次のページですが、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、2億4,740万7,000円。国からの負担金であります。

主なものとしたしましては、障害者自立支援給付費、それから児童手当等に係る国の負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金、81万円、防犯と整備に係るまちづくり交付金であります。

2目民生費補助金、1,701万5,000円、地域生活支援事業や次世代育成支援対策に係る国庫補助金であります。

3目衛生費補助金、33万7,000円、太陽光発電システムに係る補助金であります。

4目土木費補助金は、2億3,228万4,000円、1節は除雪用トラック及びグレーダーの購入に係るもの、それから次のページになりますが、2節は北栄大通や札内西緑化重点地区整備事業等に対する補助金であります、3節は公営住宅に係る補助金等となっております。

5目教育費補助金、6,734万6,000円、3節中学校費補助金のうち、細節4札内中学校大規模改造事業に係る補助金が主なものであります。

次のページですが、3項国庫委託金、1目総務費委託金、155万2,000円、国民投票システム構築事業に係る委託金等となっております。

2目民生費委託金、627万1,000円、基礎年金事務等に係る委託金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、2億4,867万6,000円、国民健康保険基盤安定費、障害者自立支援給付費、それから後期高齢者医療保険基盤安定費等が主なものであります。

次のページです。

2目農林業費負担金、605万7,000円、農業委員会委員手当及び職員設置費に係る道の負担金が主なものであります。

3目土木費負担金、2,975万5,000円、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目民生費補助金、8,675万4,000円、障害者に係る各種事業及び各種福祉事業に係る補助金並びにひとり親家庭等医療費、それから乳幼児等医療費等、また子育て支援センターの事業に係る道からの補助金となっております。

2目衛生費補助金、次のページになります。364万6,000円、妊婦一般健康診査に係る補助金が主なものであります。

3目農林業費補助金、9,212万7,000円、主なものといたしましては、1節農業費補助金の細節5忠類地区における中山間地域等直接支払交付金であります。

4節の林業費補助金につきましては、各種造林事業に係る道補助金であります。

次のページです。

4目土木費補助金、810万円、除雪機械に係る補助金等であります。

5目教育費補助金、710万円、札内中学校大規模改造事業に対する道補助金となっております。

総務費補助金は廃目であります。

3項道委託金、1目総務費委託金、6,187万1,000円、2節の道民税徴収事務委託金が主なものとなっております。

2目衛生費委託金、1万5,000円、公害防止条例に係る道委託金であります。

3目農林業費委託金、25万8,000円。

次のページですが、有害鳥獣捕獲許可事務道委託金等となっております。

4目土木費委託金、195万3,000円、樋もん管理業務に係る道委託金が主なものであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1,887万円、土地及び建物の貸付収入であります。

2目利子及び配当金は、170万3,000円で、各種基金等からの利子収入を見込んでおります。

次のページになります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1,057万1,000円、皆伐材等の売払収入を見込んでおります。

2目物品売払収入、6,618万9,000円、忠類の育苗センター苗木売払収入、それから公社貸付牛譲渡代が主なものであります。

18款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金、10万円であります。

2目総務費寄付金、300万円、まちづくり基金への寄付金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、9,370万3,000円、公的資金繰上げ償還のための繰入約8,100万円及び財源対策債等の償還に充当するための減債基金から繰入をしまして、各会計の公債費の支出にあてるものであります。

2目財政調整基金繰入金につきましては、3億7,000万円ではありますが、平成21年度予算に係る一般財源として、財政調整基金から繰入をするものであります。

次のページですが、3目まちづくり基金繰入金、1億円あります、福祉、農業、教育等各種施策に対する財源充当分として繰入をするものであります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、20万円あります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、3万円。

2目の加算金は、1万円、3目の過料1,000円あります。

次のページになります。

2項町預金利子、1目町預金利子、1,000円あります。

3項貸付金元利収入、1目社会福祉金庫貸付金元金収入、50万円あります。

2目ウタリ住宅貸付金元利収入は137万円です。

3目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては、769万2,000円、ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

4目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては、20万円ではありますが、トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

5目勤労者福祉資金貸付元金収入は、1,000万円であります。

6目農業ゆとり未来総合資金貸付金元利収入につきましては、4,966万5,000円であります。

7目中小企業貸付金元利収入は、2億5,000万円であります。

次のページですが、8目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、1億5,652万8,000円です。

4項受託事業収入、1目農林業費受託事業収入、4,099万9,000円です。

畜産担い手育成総合整備事業に係る受託事業の収入です。

2目衛生費受託事業収入、58万4,000円。

3目教育費受託事業収入、149万5,000円です。

民生費住宅事業収入につきましては、廃目です。

5項雑入、1目滞納処分費、52万7,000円。

2目弁償金は1,000円。

次のページになりますが、3目の違約金及び延滞利息は1,000円です。

4目雑入、2億5,006万1,000円です。

1節は水道企業団派遣職員の給与費負担金分です。

2節は住民検診等負担金。

3節は学校給食費、4節につきましては、各施設の電話使用料となっております。

36ページになりますけれども、5節雑入につきましては、他の科目に属さない収入です。

続きまして、38ページをご覧ください。

5目過年度収入、1,000円です。

22款町債、1項町債、1目衛生債は、1,830万円です、葬祭場改修事業に係るものであります。

2目の農林業債は、6,340万円で、各種土地改良事業に係る起債です。

3目土木債、1億9,530万円で、道路整備事業、街路整備事業等に係る起債です。

39ページになります。

4目教育債、1億3,470万円です、札内中学校大規模改造事業に係る起債です。

5目臨時財政対策債は、4億9,000万円で、地方交付税の財源不足を補うのに市町村自らが臨時財政対策債を発行いたしまして補填する起債です。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

総務債、まちづくり基金造成債については、廃目です。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました。

これより歳入一括して質疑を行います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点目なんですけれども、14ページの町税に係りまして、ご説明では給与収入の減少、あるいは不況の影響による法人の税収の減少ということで、総額で6,400万の減額、町民税だけでは2,870万ということでありました。

町民税につきましては、個人町民税につきましては、06年に改正が行われまして07年から適用されているわけですが、本来的に言えばには税収は改正によって上がるところだったのですよね。

ところがこういう状況になって下がったということでありまして、プラスの面もあり、マイナスの面もあるというふうに思います。

そこでその積算のここのこの減収で予算を計算されて提案されているのですけれども、その基礎となる数値ですね、町民の実態どのように押さえてこの数字にいたったのかをお尋ねいたしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 町民税の関係の減額になった基礎ということでお答えしたいと思いますけれども、まず町税の個人でございますけれども、基本的には平成19年の税源移譲によりまして、税額は上がってきているというのが基本でございます、これは平成19あるいは20年度の予算でもみられるところでございます。

ただ、平成21年度の予算につきましては、給与それから営業それから農業等におきまして、この景気でございますので、減額が予想されるという内容でございます、そのような形で計上させていただきました。

実は、積算の基礎でございますけれども、給与につきましては、基本的には18年度、19年度、20年度の推移を見ながら計算しているものでございますけれども、所得額におきまして2.68%の減を見込みさせていただきまして計上させていただいております。

それから営業の方でございますけれども、これも平成20年度に所得だいぶ盛り返してきたのですけれども、平成19年度が18年度に対しまして、落ちてきている、かなり落ちているという状況でございます、勘案しまして2.82%の減額を所得額で見込みさせていただいているという状況でございます。それから農業でございますけれども、農業につきましては、平成20年度がかなり落ちるのではないかというふうに見られていたのですけれども、実際20年度の課税状況を見ますと結構いい数値が上がってきているという内容でございます。

従いまして、去年肥料の高騰等がございましたので、ちょっと内容は予測で推値させていただいているのですけれども、所得額で5%の減額というふうに見込ませていただいている内容でございます。

それから法人の関係でございますけれども、法人につきましてもあくまでも推計なのですけれども、実はかなり金融機関の方が思わしくないのではないかというふうな予測を立てさせていただいております。

従いまして、金融機関の減になる分の数字、法人所得割、均等割には影響ありませんけれども、所得割の減になる数字を計上させていただいたというふうに見込ませていただいているのがこの実数で上がっている内容でございます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） はい、パーセントでお示いただきまして、それは金額の中で出ることであったわけですが、今決算ではありませんのでなかなか難しいかなとは思ったのですが、この数字から町民の暮らしの実態、所得別にどんな状況なのかなというところを知りたかったのですけれども、予算でありますので今の数字を受け止めて厳しい状況にあるということを押さえて終わりたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 前川雅志委員。

○委員（前川雅志） 6番前川雅志です。

1点お伺いをしたいと思います。

19ページ11款1項地方交付税であります。

地方交付税は今年1兆円、前年度よりも増額されて国の予算が組み込まれてきたわけではありますが、そういった中で本町はこのもっと増えるのではないかと考えていたのですが、その期待通りにはならなかったという背景には、やはりこの不況が影響をしてこれまで自動車産業ですとか、そういったところで税収の上がっていた不交付団体ですね、そういったところの税収の激減等が影響をされて、ほぼ前年度並みくらいの地方交付税になってきたのかなということは予測はされるわけではありますが、15兆から16兆に増額された全体枠なのですが、幕別町が今回このような地方交付税の算定をされてきたというところの積算の考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 交付税につきましては、まず基準財政需要額と基準財政収入額、両方につきましてマクロの視点から本町では積算をしてきました。

基準財政収入額につきましては、ほぼ平成20年度と21年度これはほぼ同額でないかと思っております。

基準財政需要額の方につきましては、これは大きく個別算定と包括算定、そのような形で交付税が制度改正されましたので、まずそれぞれについて積算をいたしました。

戸別算定の経費につきましては、これは国の方で示している地方財政計画に基づきまして、ある程度見込みを立てるわけなのでございますけれども、この中で21年度において特徴的な点ということになると思いますが、これは地域雇用創出推進費というのを新たに費目として新設されております。

これにおきましては、1億3,000万円本町では参入される見込みであります。

そして逆に本町で落ちる要素といたしまして、これ起債の交付税措置、主に地域整備総合事業債、過去平成7年、8年くらいに大きく活用している交付税、起債なのですけれども、これに係る事業補正、事業費補正としまして、8,700万ほど減になる見込みであります。

それと大きな算定項目の中の包括算定につきましては、これは人口と面積によって算定されるわけでありまして、これは国で示している中では、3%の減というふうに示されておまして、本町ではこれに伴いまして4,600万ほどの減になるというふうな見込みを立てているところであります。

そういうようなことと、後もう1点、臨時財政対策債の振替分ということがありますけれども、これは国では55%ほど増ということを示しております。

本庁におきましては、それに当てはめると1億7,500万円ほどの増というようなこととなります。

それらのことを全部総合的に勘案しまして、基準財政需要額の中では前年対比の中では1億2,700万円ほどの減になる見込みだというふうに思っております。

そのようなことで基準財政収入額、基準財政需要額それぞれ計算いたしまして、その差としてほぼ前年と同額くらいになったということになります。

○委員長（杉坂達男） 前川委員。

○委員（前川雅志） 普通交付税は、ルールで計算されますので、そういった予算化されるのかなと思います。

1点だけ確認をさせていただきたいのですが、21年度の行革分の査定ですね。

どのくらいになったのか教えていただきたいと。

○委員長（杉坂達男） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 交付税算定の中ではいわゆる、がんばる地方応援プログラムということで、算定されていると思います。

これにつきましては、本町におきましても平成19年から平成21年までの3年間事業計画いたしまして、これはそれぞれの年度で措置されるということになりますけれども、平成20年度におきましては、約6,600万円くらいの算定でありました。

21年度もこれは大きく変わることはありませんので、現時点におきましては、それと同額くらいが参入されるというふうに見込んでおります。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

それではないようですから一般会計歳入につきましての質疑を終了いたします。

次に一般会計歳入、歳出にわたり総括質疑を行います。

増田委員。

○委員（増田武夫） 1点だけ総括質疑をさせていただきます。

一般質問の中でも触れられていたわけですが、合併して3年が経ちまして、この時点に立って一度振り返ってみる必要があるのではないかと、そういうことで一般質問とは違った立場から質問させていただきたいというふうに思います。



合併の最大のメリットは、やはり財政効果だと、そういうことで住民に示されたその財政効果が114億からに上るといふ算定でございました。

先の一般質問の中で町長は、その財政計画の達成の関係では当初の推計値と現状においては解離が生じている状況にあると、そういう財政上の推計と現状との解離は認めておられるわけなのですが、その解離をどのように考えていくかということが必要ではないかというふうに思います。

町民それから村民、当時の村民は合併の協議の中で示されました財政シミュレーションその他を見てそしてそれぞれが判断していたことでありますし、平成32年度に向かって15年後に向かってこういう状況になるということを示した上で、その財政効果であればと考えた住民もたくさんいたのではないかというふうに思うのですけれども、しかしながらいろいろな推計値と現状との解離が、すでに3年経った今でもさうとう大きなものになっているわけであります。

財政シミュレーションもさうでありますし、その財政シミュレーションに大きくは関係してまいります人口の推移、人口の推計においても、相当大きな開きが出てきているわけでもありますけれども、その問題をやはりさうした解離は、住民に3年経った今日、それからこれからどういうことになっていくのか、そのことについて町長は説明する責任があるのではないかなと思いますけれどもそれについてはいかがが答えになるか。

○委員長（杉坂達男） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先般の一般質問で方向性をさせていただきましたけれども、合併当時と比べて今日までの財政状況と、ただ大きく解離があるという要因の一つは普通交付税、地方交付税において大きな解離があるということで、それ以外の合併特例債ですとか、合併に対する補助金ですとか、さういった財政的なものについては、逆に合併当初に計画したとおりの順調に推移をしているものというふうに思っております。

ただ交付税は先般も申し上げましたように、まさかと思われるような三位一体の改革での大幅な減ですとか、あるいはその後の景気停滞におきまして、なかなか税収が伸びないというような、いわゆるその時点、平成15年、16年当時では見込めない部分のいわゆる社会的変化というのも現実にはあったわけでありまして、さうかと思えますと今回のようにお年玉という言い方をしましたけれども、いきなり3億5,000万もポンと新たな財源措置がされたと。

そういったことを考えますと、これから先もさらにまだいろんな変化が起きてきているのかなと、例えば今朝の新聞に、幕別の特別交付税が4億9,600万、十勝ではこれまた帯広に次いで幕別は2番目の交付特交が認められた。

こういったことも私は、ある意味では合併効果の一つであろうかというふうにも思っております。

ですから、先におっしゃるように解離はあります。

特に交付税の面においてはありますけれども、さういたことも踏まえながら、今の合併3年目を迎えさせていただいて4年目に入ろうとしているわけですから当然さういった経緯についての説明責任もあるでしょうし、さらに今後に向かってこの財政運営がどういうふうに推移していくかと。

実はこれが一番難しいのは現実だと思います。

来年の交付税がいくら伸びるのだと言われた段階で、すでに頭をひねるようなのが現実なのだろうと思います。

さうかと言って計画を立てないわけにはいかないわけですから、それなりの試算をしながら今後の財政運営を立てていくわけでもありますけれども、そういった意味でいろんな課題ですとか、合併して問題点ですとか、新たなものもたくさんありますけれども、私はまだこの3年順調に進めさせていただけたのかなという思いではおります。

引き続き健全財政一番大きな課題だと思っておりますので、これに意を用いながら今後のまちづくりにあたっていききたいというふうに思っております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 予想以上にいいでしょうか、地方交付税その他の落ち込みがひどかったという、

そういうお答でありましたけれども、しかしながら合併の協議をしている当時も小泉内閣が三位一体の改革を打ち出して、そして地方交付税が大きく落ち込むということは予想されたことでありますし、それが各自治体の最も大きな危惧であったし、そのことのために合併だ合併だというものもどんどんと進められていった一つの要素になったと思うのですよね。

ところが、一般質問の杉坂議員に対する答弁の中では、とにかくそういう落ち込みが三位の一体で予想されるのだけれど、しかし不透明だからその合併に対して、交付税等への影響に関しては推計値に反映していなかったのだと、そう言っているのですよね。

国の三位一体改革の内容が不透明であったことから、この改革に伴う地方税、国庫補助金、地方交付税などへの影響に関しては、推計値に反映されていない、しなかったのだとこう言っているのですよね。

ところが一方で、幕別町、忠類村が合併したらどういふ財政状況になるかということも同時に出ししているけれども、これでは、極端に基金も取り崩されていって、平成21年幕別町本町では平成21年でもギリギリになって後は基金は赤になっていくのだと。

忠類村では、平成23年に底をついてそのまま下がっていくのだという、そういう批評も同時にしめされているのですよね。

これは正に、その地方交付税を削減していくということを反映した値だと思うのですけれども、一方合併した財政シミュレーションを見ると、なぜ合併したらこんなになるのかと思うほど、どんどん合併した直後から伸びて、32年には28億6,700万円の基金残高があるのだというような数字も出しているわけなのです。

やっぱりそういう一貫していない推計でないかなというふうに思うのです。

こっこの町がどういふ数字を出したか分からないのですけれども、しかしながらあれだけ三位の改革が三位一体の改革が取りざたされていたにも関わらず、推計にそれを反映しなかったということがまず1点問題だというふうに思うのと、もう一方で重大なのは、人口推計が平成32年には3万571人だったかな、まで増えていくようにしてあったのですけれども、こないだの答弁でも言われたように3年経過した現在171人減っていると、この勢いで減っていった場合と、それから平成32年に3万571人になるという推計との平成20年の20年度の末の幅というものは、マイナスとプラスと両方になって798人、800人くらい既に差がでてきているのですよね。

このことは合併協議会の中でも指摘しました。

本当にこんな現実に合わない推計で皆に示したものは、推計し直してくれとさんざん指摘しましたけれども、しかしこれは、これが現実に則した値なのだということで、突っ走ってしまったのですよね。

そういうふうにあれだけ三位の一体改革で地方交付税が下がる下がると言われていたにも関わらず、その推計値にはそれを反映させない、それから人口も日本中では減ることが心配されているのに、年に200人、250人という形で伸びていく数字を示してやってきたのですよね。

だから、そのことに対する反省があってもいいのではないかな。

やっぱりそのことに対する反省と同時にそうした形で、現在例えば基金で言えば、合併のシミュレーションの中の基金では平成20年度は42億6,400万基金が残るのだという、そういう数字を出していたのですけれども、これは決算ではないので差し引きで計算してあれですけれども、29億9,000万にしかありません。

すでに12億7,400万も基金がその計画よりも下がっているのです。

でも21年度末になると、24億2,900万になって、平成32年に28億6,700万で推計しているものよりもすでにそれを下回ってしまっているのです。

だからそういうことを考えれば、なぜそういう状況になってしまって、これからどういふふう到我が町が推移していくのかということをも住民に対して説明する責任があると思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどらいお話していますように、平成15年、16年当時のいわゆる社会情勢、経済情勢の中でいわゆるシミュレーション、合併後のシミュレーションを行ったわけでありますから、当時から三位一体の改革の話もでておりました。

ただこんなに落ち込むというような予測はもちろんありませんでしたし、シミュレーションの中でも現実に必ずしも交付税を右肩上がりで見えていったわけではありません。

マイナスで見えていった経緯もあります。

しかし、それ以上の落ち込みがあったのも事実でありますから、それが今になって先ほどの基金ですとかいろんなところに反映しているのは間違いないことなのだろうというふうに思っております。

従いまして、その今私どもはなんぼ頑張ったって、現実に与えられた財政、交付税なら交付税の中でしか仕事はできていかないわけですから、今おしゃったことに例えば基金が少ないのではないか、これも結局交付税なり町税が落ち込んで、補填を基金から崩して充てているわけですから、増えるどころか減っているのが現実ですけれども、ただこれがこのままずっと減って行って0になっていくのかという点必ずしも私はそうは思っておりません。

今の段階でなんとかこの厳しい状況を抜ければ、これからまた基金の造成ということも現実には増えていく可能性もあるのだろうというふうに思っております。

従いまして、合併当時、あるいは合併のシミュレーションの中で今お話あったようにいろんな面での解離があるのだろうというふうに思いますけれども、そのシミュレーション事態もこの説明の中では必ずこのとおりになるなんてことは言っていません。

シミュレーションの中でも現実にこの備考欄に今後の交付税や国の財政の動きの中で解離が生ずる場合も出てきますよ。

これは予測ですから、全くそのとおりになるとは思いませんし、人口もどこの町村もそうだと思います。

10年ごとに総合計画をつくって、人口の推計を出しますけれども、なかなかそれに到達するのは容易ではないのは現実だと思いますし、今お話あったように今日本の国は人口減少化傾向に入ってきているわけですから、なかなか他との競争の中で我が町だけ伸ばしていくのは難しいのかもしれないけれども、ただそのために努力をしていくためには、住みよいまちづくりをして、そのことに向かって我々がこういう仕事をさせていくことだけは変わらない事実だと思いますし、これからも努力をしていかなければならないとそういうふうには思っております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 先のことは読めないのだという、そういうことでもありますけれども、こっちの議会でもいろいろ意見でいたと思うのです。

この地方交付税がこんなに見込めるのかだとか、向こうでもいろいろ意見を出しました。

本当にそうした点で、現実にどうなのだと、こんな数字が本当に現実のものになるのかということ、当時から言っていたわけですから、やはり謙虚にそれに耳を傾けて財政シミュレーションにしても人口推移にしても出してもらわないとやっぱり住民にしてみればまだ3年しか経ってないのです。

合併して、住民にしてみれば何かだまされたのではないかというような思いを持っている人もたくさんいるのです、現実に。

だからそうした点から言えば、やはり1回ここで合併協議の中ではこうだった、だけれども現実は国の施策もあってこうなって、将来はどういうふうになっていく、どういうふうにしていくように町も努力していくのだというようなことで、住民にきちっと説明する責任があるのではないかというふうに思うのです。

そういうことをしながらやはり合併してこうやって、良い町にしようと、向こうの人たちも良い町にしようとみんな思っているわけですから、やはりそういう中でこういう状況になったけれども皆で努力してやっていこうではないかという、そういうものをつくっていくためにも必要でないかなと思

うのですよね。

やっぱりみんなが合併して良かったって言えるような形にしていくためにも、そういう経済状況だということもみんなに分かってもらいながら協力してもらうところは協力してもらってやっていくという、そういう謙虚な気持ちを町自身が示す必要があると思うのですけれども再度いかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 決して私は合併するために、だましたという思いはもちろんありませんし、シミュレーションも合併を進めるために架空の数字を用いてシミュレーションをつくったのではなくて、先ほどらい申し上げておりますように、その当時に与えられた数値の中での推計を行った、これだけは間違いのない事実で何回も当時の幕別の議会の中でもお話をしました。

まるでバラ色の虹を書いているのではないかというようなご指摘もありました。

しかし私は決してバラ色の虹を自分達が勝手に毎年交付税が上がるって決めたわけでもなくて、国から与えられた資料の中でこういう推計をしてもらったということをお願いしたつもりですし、現実にはその積み上げがあったわけです。

ただお話あったことは、間違いなく現実とこの3年間で多くの解離の部分があるということもこれ事実でありますから、それらは謙虚に反省しなければならない部分もあるのだらうと思います。

それからまた、丁度厳しい時代に入って例えば先ほどもお話ありましたように公債比率が23.9だともっといってしまうと25までいくのではないかというような厳しい中でなんとか減債基金も潰しながら繰上償還等に対応してきたというような部分もあります。

そういった面ではいろんな要素があって今があるわけですから、それらはそれとして十分反省をすべきものは反省をしていかなければならないし、住民の皆さんに情報を提供するということでは、お話あったようなこともいろんな形で話していく必要はあるのだらうと思います。

ただ今私どもは、そうした現状の中で与えられた財源の中で、よりよいまちづくりを皆さん方と進めていくと、そのことだけはこれからも変わらない理念として頑張っていきたいとそういうふうに思っております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） こういう現実になっているということは、我々も受け入れなければならないし、その上でどういうまちづくりをしていくかということをお皆で考えていかなければならないのだと思うのですよね。

そうした点で、10年15年後でこのいろいろその解離がどんどん大きくなっていく。

本当にその時振り返ったときに、合併が厳しい状況になったけれども、合併して最終的には良かったのだということに、この我々もしていかなければなりませんので、そうした点では僕らも一生懸命努力しなければならないと思っています。

そうした点で合併して3年経ったそしてこれから、岡田町政にしてみれば3期目の折り返し地点に立ったということで、この後の2年間しっかりと良かったと言えるような施策を続けてほしいと思うのですけれども、やはりその中で一番大事なことは新しい町がそれぞれの町民、一人一人の町民にしっかりと向き合っているのだと、やっぱり一人一人の町民が大事で大切にしていけるのだというそういう施策をいろんなところで出していただきたいと思うのですよね。

いろいろ減免制度だとかいろんなものを私たちが求めていくのですけれども、本当に1,000万、1億と掛けなくても本当に困った人に手当をするという施策は思いやり、優しさの気持ちが持ってやっていくことによって、一つ一つ実現していくことができるのではないかとというふうに思うのです。

やはり基金も少なくなってくるということで、大変な面はあるかと思うのですけれども、どうかそういう幕別の町が一人一人の住民にしっかりと向き合ってそして本当に困った人を助けていけるような、そういう暖かい町にしていきたいと思っておりますけれども、もう一度お願いいたします。

○委員長（杉坂達男） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたようなこと、特に私は先の選挙のときも住民の声を大切に一人一

人の声を大切にというようなことは当然公約の中でも上げさせていただきました。

引き続きそういった思いを大事にしながら皆さんと共にまちづくりに頑張らせていただきたいと思いますというふうに思います。

○委員長（杉坂達男） 前川委員。

○委員（前川雅志） 大変不況の中、例年とおりの税収もなかなか見込めてこない、そしてさらには社会保障が増加していくという中で大変苦勞されたこの予算編成だと思います。

予算全般にわたりまして、3点ご質問をさせていただきたいと思います。

始めに、先ほど町長の方から特別交付税のお話がありました。

昨年予算編成したときには、平成19年度の特別交付税の額も見えてこないということで平成20年度の特別交付税の予算は3億円ということで、計上されていまして。

結果として平成20年度の決定額は4億9,600万という、うれしい特別交付税の額ということになりました。

これも一昨年町長を先頭として、特別交付税の在り方ですとか、合併した町だということ強く主張されたことが後年次にわたって引き継がれてきたものだというので、改めて敬意を表するわけですが、ここで昨年は19年度は4億円の予算で4億8,000万の特別交付税がついて、そのうれしい差異の部分は財調等にあてられてきたということでした。

今年もこの大変うれしい1億9,600万の差異の部分はこれはまた財調等に充てて繰り入れてきたものを分をまた返していくという形になるのかなと思うのですが、あてにしていなかったわけではないのですが、これだけ大きな差異が生じた1億9,600万というのをやはり平成21年度の中で生きたお金として生かしていく方法が何かあるのではないかとこのように考えているところでありまして、このこれからの予算編成または補正なりこのところまでみていくことができないのか、お伺いをしたいと思います。

もう一つは、普通建設事業費全般にわたってであります。

これも先ほど町長の方からお話ありましたように、臨時交付金という形で3億5,000万という予算が措置されまして、普通建設事業費にも充てられてきたということでもあります。

町民の多くですとか、私もそう感じていたわけですが、通常の予算があつてさらにその今回の臨時交付金の分の事業が上乘せされるだろうと期待していたところなのですが、先ほどらいの説明によりますと臨時交付金と新年度の事業合わせると20年度並みの事業を確保できたという表現を何度かされております。

そういったことで大変厳しい民間企業の経営状態であります。

そういった努力する人たちが少しでも報われるように何らかの形で事業を起こせないかということと、合わせまして必要な公共事業というのは、まだまだたくさんあると思います。

住民の生活や安心を守るために必要な事業ですとか、あとは住民要望が強いものたくさんまだあると思いますので、こういった事業も補正等の中でも重要度の高いものを前倒ししていくようなお考えがあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

最後に先ほど財政健全化推進プランのお話がでておりました。

この計画期間の中、計画期間は19年から23年までの5カ年として、大きく分けて一つは人件費の抑制、二つ目に公営企業に対する繰出し金の抑制、三つ目に投資的事業の地方債発行を原則6億を基本とするということで、策定されているわけですが、職員の適正化については、合併効果の一つでもありますし、人件費の抑制を図るという意味でも最小限の職員の中で最大の効果が出るように、これまで以上に務めていただきたいと思います。

公営事業に対する投資的事業の精査を図ること、これまでも野放図にやってきたわけではないと思いますので精査した中で公営事業の投資的事業をやっていただきたいというふうに思います。

最後に投資的事業の地方債発行ということですが、この計画を策定したときと、先ほどから述べているように不況というのは、大きな解離が生じております。

そういった中で、それでもこの民間企業や町民が厳しくなっている中でも計画とおりに進めていくのかということの3点をお伺いしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） まず1点目の特別交付税につきましてでありますけれども、確かに今年の今回新聞で発表になりました額については、私どもの方では予想もしていなかった金額で大変有り難く思っているところであります。

予算額との差につきましては、委員がご指摘のとおり後わずかの年度末でありますけれども、いろんな事情が発生しない限りは、一応は基金に積み戻す予定をさせていただきたいというふうに思っております。

この基金に積んだ分を来年度の事業に充てるかどうかについては、今後の検討にもよろうかと思えますけれども、2点目の普通建設事業に係わってとありますけれども、今国の予算の中で21年度予算の審議に合わせて一時補正という形で国の補正予算20兆円が予測されているということになっておりますが、ただその中身について、市町村にいったいどういった形で交付があるのかないかも含めてですけれども、まだ分からない状況であります。

そういったものがおそらく国の審議が5月、6月頃を予定しているとお聞きしますので、6月の補正に間に合うようであれば、それらでもしかして充てられる新規な事業、今まで財源措置ができなかった事業、そういったものもあるとすれば、そういった時に合わせて検討させていただきたいというふうに現状では思っているところであります。

財政健全化につきまして職員数、それから地方債の発行額でありますけれども、職員につきましては、職員の適正化計画は持っておりますので、それに合わせた形で進めてまいりたいと思えますけれども、ただ今回のような、今回のようなというのはおかしいですけれども、特殊な事情が生じた場合、例えば後期高齢者医療保険のような新たな仕事が発生、あるいはそういった特殊な事情で職員あるいはいろんな仕事が増える、反対に減るということもあろうかもしれませんが、そういった事情に合わせて計画を進めていきたいというふうに思っております。

地方債についてでありますけれども、現状財政健全化推進プランの中で投資的経費に充てる事業の発行する額を原則6億円程度というふうにさせていただいております。

ただ、これはこの6億円を続けていけば財政健全化にとって、通常ベースの歳出歳入のバランスを考えたときに、6億円程度がまず原則的だと考え方で進めておりますけれども、ただ今申しましたように国の補正ですとか、北海道からの助成、あるいはいろんな形のことも考えられますし、さらには言ってみれば災害ですとか、そういった部分の何ていいますかやむにやまれない支出が生じる可能性ももちろんございますので、いろんな状況を見定めながら、原則は6億円としながらもその時々々の状況に合わせて執行に心掛けていきたいというふうに、そういうふうに考えているところであります。

○委員長（杉坂達男） ほかがございませんか。

ないようですから以上をもちまして、一般会計の総括質疑を終わります。

以上で、一般会計の審査が全て終了いたしました。

2時20分まで休憩をいたします。

(14:06 休憩)

(14:20 再開)

○委員長（杉坂達男） 休憩を解きます。

これより特別会計の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入、歳出一括して説明の後に、質疑も同じく一括して行います。

それでは、議案第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ31億5,849万円と定めるものであります。

前年度に対しまして、6,780万2,000円の増、率で2.2%の増となっております。

本年度の国保被保険者数総数の見込みは、8,850人となりまして、前年度に比ばまして56人の増、率にしまして0.6%の増となっております。

第1条第2項では歳入歳出の款、項の区分、及び金額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算によるとするものであります。

1ページの第2条では、一時借入金の借入の最高額は1億円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明をいたします。

初めに歳出からご説明いたします。

15ページをお開きください。

15ページ歳出、1款総務費、1項総務費、1目一般管理費、本年度予算額7,267万9,000円でありま

す。本目は一般職8人の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を計上しております。

16ページをお開きください。

2目連合会負担金、本年度予算額59万5,000円でありま

す。本目は北海道国保連合会への運営費負担金であります。

2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額656万8,000円でありま

す。本目は国保税の賦課徴収に係る経費を計上しております。

17ページになります。

19節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合負担金で、滞納整理機構に係る負担金でありま

す。3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額62万1,000円でありま

す。本目は国保運営協議会委員9人の報酬に係る経費を計上しております。

18ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額17億1,000万円でありま

す。本目は一般被保険者の医療機関での受診に対する診療報酬の支払い、いわゆる現物給付に係るもの

であります。一般被保険者数を8,470人、一人当たりの給付額を20万1,889円と見込んでおります。

前年度の見込み数より、47人の増となっております。

19ページになりますが、2目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額9,500万円でありま

す。本目は退職被保険者と退職被扶養者の現物給付に係るものであります。

被保険者数等の数を380人、一人当たりの給付額を25万円と見込んでおります。

前年度よりも9人の増となっております。

3目一般被保険者療養費、本年度予算額1,910万円でありま

す。本目は一般被保険者が柔道整復師の施術を受けた場合や、補そう具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付に係るものであります。

20ページをお開きください。

4目退職被保険者等療養費、本年度予算額100万円でありま

す。本目は3目と同様に、現金給付に係るもので、退職被保険者等の分であります。

5目審査支払定数料、本年度予算額654万円でありま

す。本目は診療報酬明細書に係る資格審査、並びに医療費の支払い等の審査事務に要する費用でありま

す。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額2億円でありま

21ページになります。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額1,600万円であります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額400万円であります。

本目は医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額となる場合に負担を軽減する制度としまして、平成20年の4月から施行されたものであります。計算期間を毎年8月1日から7月31日までの1年間として算定するものでありますけれども、昨年初年度のみ平成20年4月1日から21年7月31日までの16カ月で算定することになっておりまして、今年是最初の支給が今年度の8月以降になりますことから新たに予算を計上しているものであります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度予算額50万円であります。

本目は退職被保険者等に係る高額介護合算療養費であります。

22ページをご覧ください。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度予算額20万円であります。

2目退職被保険者等移送費、本年度予算額1万円あります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額1,900万円あります。

本目は被保険者の出産に対し、1件当たり38万円を出産育児一時金として給付するもので、50件分を計上しております。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額180万円あります。

本目は被保険者が死亡した場合、その被保険者の葬儀を行うものに、葬祭費として給付するもので60件分を計上しております。

23ページになります。

3款後記高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、本年度予算額3億7,991万9,000円あります。

本目は後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、後期高齢者支援金として、社会保険診療報酬支払基金へ支出するものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額5万2,000円あります。

本目は社会保険診療報酬支払基金が保険者から後期高齢者支援金を徴収し、それを後期高齢者広域連合に後期高齢者交付金として交付する業務、及びこれを付帯する業務を行うための費用に係る拠出金となっております。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、本年度予算額116万8,000円あります。

本目は65歳以上75歳未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る給付費及び後期高齢者支援金につきましては、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための費用負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ交付するものであります。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額4万7,000円あります。

本目は社会保険診療報酬支払基金が保険者から前期高齢者納付金として徴収し、それを保険者に対し、前期高齢者交付金として交付する業務、及びこれに付帯する業務を行うための費用に係る拠出金であります。

24ページをお開きください。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、本年度予算額4,355万1,000円あります。

本目は国保被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、社会保険診療報酬支払基金への拠出金であります。

なお、平成19年度で老人保健制度は終了しておりますけれども、老人保健医療費拠出金は概算で支出したのちに2年後に清算をすることとなっております。清算しました結果追加負担が発生しましたことから計上するものであります。



2目老人保健事務費拠出金、本年度予算額2万9,000円であります。

本目は1目に係る事務費拠出金であります。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、本年度予算額1億6,030万2,000円であります。

本目は国保被保険者のうち、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る介護保険料負担分を、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

25ページをご覧ください。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、本年度予算額6,418万7,000円あります。

本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う再保険事業に道内の市町村が拠出しているものであります。1件80万円を超える高額医療費が本事業の対象となっております。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額3億2,182万4,000円あります。

本目は1目同様、国保連合会が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業でありまして、本事業につきましては1件30万円を超え80万円までの高額医療費が対象となっております。

3目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額3,000円あります。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,704万9,000円あります。

26ページをお開きください。

13節の委託料は、昨年4月から実施いたしておりますメタボリックシンドロームの予防、解消に重点を置いた生活習慣病予防のための特定検診、特定保健指導に関する経費を計上しております。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額353万4,000円あります。

本目は健康の保持、増進を目的とした保健事業や医療費通知に要する経費を計上しております。

27ページになります。

9款公債費、1項公債費、1目利子、本年度予算額5万円あります。

本目は一時借入した場合の利子を計上しております。

10款諸支出金、1項償還及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額300万円あります。

2目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額10万円あります。

3目償還金、本年度予算額2,000円あります。

28ページをご覧ください。

4目一般被保険者還付加算金、本年度予算額5万円あります。

5目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額1万円あります。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1,000万円あります。

なお次の基金積立金は、基金残高がないことから廃目となります。

以上で歳出のご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして歳入についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

8ページ、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額8億6,451万8,000円あります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額3,747万6,000円あります。

9ページをご覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度予算額6億1,096万3,000円あります。

本目は一般被保険者の療養給付費及び老健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金に係る国の定率負担分となりまして、34%分となっております。

2目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額1,604万6,000円であります。

本目は高額医療費共同事業拠出金に係る国の負担4分の1分であります。

3目特定健康診査等負担金、本年度予算額240万円であります。

本目は特定健康審査及び、特定保健指導に係る国の負担、3分の1分であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度予算額1億4,270万円であります。

本目は市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために、国の方から交付されます財政調整交付金を計上しております。

10ページをお開きください。

3款療養費給付費等交付金、1項療養費給付費等交付金、1目療養費給付費等交付金、本年度予算額1億1,037万1,000円であります。

退職被保険者等の療養給付費と老健拠出金及び後期高齢者支援金を支払う財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付をされるものであります。

4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、本年度予算額6億2,284万8,000円であります。

前期高齢者の療養給付費等を支払う財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額1,604万6,000円であります。

高額医療費共同事業拠出金に係る道の負担の4分の1分であります。

2目特定健康診査等負担金、本年度予算額240万円であります。

特定健康診査に係る道の負担3分の1分であります。

11ページをご覧ください。

2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、本年度予算額1億2,500万円であります。

三位一体の改革によりまして、平成17年度から導入された都道府県の負担であります。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額7,500万円であります。

高額な医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となって行う、再保険事業による交付金で、1件80万円以上の高額医療費が対象となっております。

2目保健財政共同安定化事業交付金、本年度予算額3億円あります。

1目同様、国保連合会が実施主体となって行う高額医療費に係る再保険事業による交付金でありまして、1件30万円を超え80万円までの医療費が対象となっております。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2億3,260万円あります。

1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分は低所得者に対して実施している国保税の減額分、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減相当額のうち一般被保険者に係る額を繰り入れるものであります。

2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は、平成14年に新設された国保財政の基盤強化策でございまして、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するために保険基盤安定制度が拡充されております。

平成17年までの時限措置とされておりましたが、平成21年度まで延長することとされておまして、国が2分の1、道が4分の1を負担するものであります。

3節職員給与費等繰入金は、総務省が示しております国民健康保険特別会計に対する一般会計の繰り出し基準に基づきまして国民保険の健康保険の事務に要する人件費並びに物件費等を繰り入れるものであります。

12ページになります。

4節出産育児一時繰入金も同様に繰り出し基準に基づきまして給付いたしますが、1件38万円の3

分の2相当を繰り入れるもので50件分1,266万6,000円を計上しております。

5節財政安定化支援事業繰入金も同様に繰り出し基準に基づき国保財政の健全化、並びに保険税負担の平準化に資するために繰り入れるものであります。

6節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております重度心身障害者医療費助成等のいわゆる福祉医療の実施に伴いまして生ずる波及増加分の医療費の保険者負担分の相当額と、医療費の審査支払手数料相当額並びに昨年度から実施しております特定健康診査において、70歳以上の受信者がこれまでの基本審査同様無料で受診できるように自己負担相当額を繰り入れるものであります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1,000円であります。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額1,000円であります。

2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円であります。

13ページをご覧ください。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円であります。

3項受託事業収入、1目特別健康診査等受託事業収入、本年度予算額1,000円であります。

町内に住所を有する被用者保険の被扶養者に係る特定健康診査等を受託した際の事業収入としております。

4項雑入、1目延滞処分費、本年度予算額1,000円であります。

2目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

3目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

4目一般被保険者返納金、本年度予算額10万円であります。

5目退職被保険者等返納金、本年度予算額1万円あります。

14ページをお開きください。

6目保健医療機関返還金、本年度予算額2,000円あります。

7目雑入、本年度予算額1,000円あります。

10款連合会支出金、1項連合会補助金、1目超高額医療費共同事業交付金、本年度予算額1,000円あります。

本目は超高額医療費に係る共同事業に伴う交付金として北海道国保連合会から交付されるものであります。

次の財産収入、財産運用収入目の利子及び配当金は、基金残高がないことから廃目となります。

以上で国民健康保険特別会計のご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました質疑を行います。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） ページ数では26ページの13節の委託料になります。

昨日は衛生費と私勘違いいたしまして、大変申し訳なかったのですけれども、改めて質問をしたいと思っております。

特定健康診査委託料、昨年度から4月から始まった検査なのですけれども、これは40歳から74歳までの方が対象だと思っております。

まず最初に、本町での対象者数合わせてまだ年度末ではないのですけれども、審査を受けた方の人数、さらには受給率これについてお伺いをしたいと思います。

また、この制度は目標率の達成に応じて、後期高齢者医療制度への支援金が加算、あるいは減算されるというようなお話があったわけなのですが、本町としては25年が目途だそうなのですが25年までの間の数値目標はどのくらいに置いておられるか。

さらにもう一つなのですが、この町民への周知についてであります。

私どもよく聞く訳なのですけれども、これを受けに行かなかったら私の保険料上がるのかとか、あるいは電話等で職員にお聞きしたら、行っても行かなくてもいいのでないのかとか、そんなようなお

話がチラチラ聞こえてくるわけで、確かこの主旨の周知はまだかなり分かっていないような気がいたします。

この辺のことについてもお伺いをいたしたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まず20年度の実績なのですけれども、2月末現在で対象者が6,031人いらっしゃいまして、その内1,601人の方が受診されていると、受診率が26.55%ということになっております。

この特定検診の目標でございますが、24年度が目標年度と、平成24年度が目標年度ということになっておりまして、これが65%を目標としているところでございます。

周知の方法についてでございますけれども、これまで4月にまず対象者全員に個別の通知を出して、受診票と一緒に個別の通知を出して受診してくださいということをお願いをしております。

さらに広報、ホームページ等で周知すると共に、年度の途中で未受信者、受診されていない、対象であって受診されていない方に対しまして、また別に個別に監修をしております。

それと1点抜けましたけれども、対象年齢につきましては、40歳から75歳までということになっております。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 年度の途中でもあって26.55%ということですから、これはまだまだ行きわたっていないと思います。

人間ドックなんかですと、案内状の中に必ず診断券というのですか、これを一緒に持って来てくださいという案内があるので、これは分かる訳なのですけれども、先ほど言いましたように電話で対応した、これ職員の方どういうお答をしているのかちょっと分からないのですが、私の聞く範囲では、さっき言ったようにどちらでもいいですよというようなお話が相当あるとお聞きしているわけです。

たぶん聞く人は健康に自信がある人なのですよ。

だから行っても行かなくてもいいのかなという思いが自分の方にも結構あるものですから、そんなに強制されなくていいのかなとそんな気がすると思います。

これは一応義務ですよ。

義務ではない。

しかしながらこの保険料において加算、減算ということになりますと、保険料が上がるということも考えられるということで、数値目標64%というわけだから、これはいかにどのようにして上げていくかといのもひとつの大きな問題だと思います。

その辺のことについてもう一度お願いいたしたいと思えますし、この40歳から75歳、1,500円自己負担金掛かりますよね。

40歳から69歳ですね、この人は自己負担1,500円掛かりますよね。

この辺の金額については、帯広市だと思いますけれども独居の助成を止めてこちらの方へ振り向けたというようなお話も聞いているわけなのですけれども、この1,500円が妥当であるのか、もう少し下げてやれば皆さんが受けていただけるのか、この辺の判断もお願いをいたしたいと思えます。

さらにもう一つ、帯広市の契約病院、幕別町の契約病院ですね、帯広市には相当数数があるのでしょいか、お知らせ等に載っている大きな病院だけということになるのでしょうか。

その辺もお伺いいたしたいと思えます。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨友成） 最初の電話での対応のことでございますけれども、おそらく保健センターの方に入った電話ではないかなと思うのですが、ご本人の方からどういう状況からちょっとわからないのですけれども、推測するには私おそらく慢性的な疾患で病院に掛っているのだというようなお話があったのでなかったのかなと思えます。

そこで特定検診ではなくて、通常の血液検査とかは受けているのだというようなことで、おそらく

うちの担当の者が、それでしたらどちらでもよろしいですよというようなことを言ったのかもしれませんが。

いずれにせよ基本的には、特定検診という検診の名目で全員皆さんが受けていただくというのが基本でございますので、今後そのような場合がありましても、特定検診ということで当然受診票を皆さんに送付いたしておりますので、特別な理由がない限り受診を勧告するようにいたしたいと思います。

それから契約病院の関係でございますが、今帯広市内には協会、第一、厚生、北斗と私も契約しておりますが、そのほかの医療機関の契約については、なかなか市町村間、市町村でそれぞれ契約の単価が違うことがございます。

それから受診項目、追加項目を入れてるとこ、入れてないとこ、18市町村それぞれ様々な状態ございまして、なかなか医療個人、また大病院以外の医療機関に各町村が委託をするというのは難しいような状況だと思います。

管内の他市町村の例を見ましても、帯広市の4医療機関と契約しているのは私もただでございまして、ほとんどは帯広厚生病院との契約のみしかなされていないのが状態であります。

今後、帯広市医師会との話しにはなるかと思うのですが、なかなか進まないというのが状況でございますので、なんとかその辺の道は開いていきたいとは思っております。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 最初にちょっと訂正させていただきます。

先ほど私75歳までと申し上げましたけれども、75歳の誕生日の前日までと、対象者、そういうことになります。

被保険者の受診する義務があるのかということなのですが、これは被保険者に対しましては、義務はございませんで、保険者に対して実施する義務があると法律上はなっております。

牧野委員言われましたとおり、平成24年度までの目標達成率に応じてペナルティが課される見込みだと言われておりますが、そのペナルティの中身については、まだ詳しいことははっきりしておりませんで、国の方では平成22年度にその内容を決定するというふうに言っております。

自己負担が1,500円というのが妥当かどうかということでございますけれども、帯広市につきましては、人間ドックの料金をそこに振り向けたというのではなくて、以前私どもの町でもやっておりました、基本検診この時代から無料だったというふうに通っております。

本町におきましては、基本検診の時代、自己負担が病院での経費の約3割程度を皆さんにご負担していただきたいということで料金を設定しております、今回の特定検診を実施するにあたりましてもおおよそ経費の3割程度負担していただきたいということで1,500円と設定しております。

実際のところ帯広市内の病院につきましては、6,000円程度、町内の医療機関につきましては、6,000円程度、結核予防会で受けられますと、5,200円程度掛かるので、3割若干切る程度の負担となっております。

この1,500円が妥当かどうかということなのですが、平成19年度に実施前に被保険者の皆様方にアンケートを実施したところ、いくらぐらいが適当なのかということも実は聞いております。

その中で500円から1,000円、1,000円から1,500円と、1,500円程度までなら受けますという方が61%いらしたということで、以前の基本検診との考え方とも合わせまして、だいたい3割程度1,500円が妥当かなというふうに考えたところでございます。

ちなみに帯広市につきましては、無料にしておりますけれども、無料だから非常に受診率が高いというわけではなくて、逆に受診率がそんなに11月の23日現在で12.6%ということで、そのほか更別町、豊頃町、足寄町でも受診費用を自己負担を無料にしておりますが、この十勝毎日新聞の11月の記事の中では、いずれも無料のところ私の町よりも受診率は低いという状況でございます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） よく分かりました。

いずれにしても、この24年度に64%という数値目標を掲げているわけですから、ひとつ努力していただきたいと思ひますし、先ほどの課長の職員の対応について、私反論するわけではありませぬけれども、私のところに言ってきた人は、いたって健康な女性の40代の方でありました。

申しておきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） 国保全般にわたって、お尋ねしたいと思ひます。

今部長の説明の中では、国保世帯に加入している町民が町の健康保険に加入している人達から比べますと約50%以上になるのではないかと推測しております。

今8,850人という推測で56人が増えるという説明でした。

今町民の生活状況を見ますと、退職した方がこの国保に入るですとか、リストラですとか、会社の倒産ですとか、そういうことで国保に加入する人が増えている中で、その収入状況も低くなっているというのが現状ではないかと思ひます。

それで、そういうなかで今までずっと取り上げてきておりましたが、平成21年度も資格証明書の発行はどのような方法でしようとしているのか、発行するのかどうか、発行を止めるのかその辺のところをお尋ねしたいと思ひます。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 資格証明書の発行方法、やるのか止めるのかということでございます。

資格証明書につきましては、いわゆる悪質滞納者と言われるような方について発行させていただいております。

今年度についても同様の考え方でおります。

ただ福祉医療の助成対象者、あるいは相談のなかで生活困窮をしているというような方、さらには滞納率が5割以下の方については現在のところ発行する考え方はございません。

あくまでも、それぞれ皆様方個人個人の事情をお伺いしてそういう中で、お約束しても払っていただけない、さらには町と全然相談に応じてくれないと、そういうような方を対象にして発行していこうというふうに考えております。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） そういうお答はこの間ずっとこの資格証明書の点では伺っております。

それで今、国保の問題では他の健康保険と比べまして所得に占める保険料率というのは、国保は11.6%、政府管掌の保険は7.4%、組合健保は5.1%、これから見ましてもやはり収入の低い人のというか、国保に入っている方々の収入に占める国保税の割合が非常に高いということも、この点でも明らかではないかと思ひます。

それでこの健康保険、国保というのは、やはり国民の命と健康を守るための制度、ですからそういう方々に対してもきちっと保険に加入して命を守る。

そこが一番の原点だと思うのです。

それでこの滞納ということは、ほかの滞納と国保の滞納とは質が違うのではないかと思うのです。

命にかかわる問題であると思うのです。

この背景には、やはり今払いたくても払えない、今課長は説明しました。

悪質の方ということで、この間ずっとその悪質というその捉え方の認識というところでは、何回かここで取り上げてきているのですけれども、払いたくても払えないというのが一番の背景だと思うのです。

それで、訪問しても会えない、そしてなかなか応じてくれない。

そういうところのその悪質のところはずっとこの間問題になってきていると思うのですが、本当に町民の立場に立った、目線に立った対応をしていくことが非常に大事ではないかと思うのです。

それで、払いたくても払えない、何回か対応しても逃げてしまう。

そういう人の中にはなかなか高い立場から対応をしているという、これはその点は誤解を招いたらこまると思うのですが、その滞納している住民の方がそういうふうを感じるかどうか。そこが問題ではないかと思うのです。

ですから、その悪質と言われる人たちに対する滞納の改善とそれと同時にきちっと納めてもらうというのは当然大事なことなのですが、そういうことをやりながら、やはり命を守るという点では、全町民に健康保険証を渡していく。

そういうことが大事ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 国民健康保険は、日本の国の簡易保険制度の最後の砦というふうに言われておまして、まさしく国民、町民の命を守るための大事なものであるというふうには、もちろん感じられます。

命を守るためのものであるというふうにも感じております。

ただ、この資格証明書を発行した方につきましては、1日というかある日突然そういうような状態になったのではないということもご理解いただきたいと思います。

町といたしましては、滞納してそしてお支払いをお願いしますと、苦しい場合は分納してくださいというのをこれは長い方だと2年3年5年近く、ずっとお話し合いをさせていただいている結果でこうなっているということになります。

私どもといたしましては、資格証明書を発行するにあたりまして、今後資格証明書を発行することになりますよということで、予告措置を出させていただいて、そして何か事情があるのであれば申し立てて下さいということで、そういう相談する窓口もつくっているところであります。

なおかつ、それでも応じてくれないと、そういうような方に対して資格証明書を発行しているという状況でございます。

当然、国保税掛かった段階では収入はある程度あったと、さらに財産の条件も私ども調べさせていただいております。

町民の立場と申しますが、これは逆に言いますと真面目に納められていた方の税金に跳ね返っているということになります。

このような悪質な方々の滞納を放って置きますと、逆にいうと善良な方々の税に跳ね返ることになります。

町全体の町民を国保被保険者を守るという意味では、これはやもえない措置でないかと考えております。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） いつもそこで平行線かなというふうになるのですが、やはりこの国保というのは命にかかわる問題だということで、その点ではやはりそういう町民に対しても保険証は発行する、合わせて徴収をするというこの両面で対応していくことが必要ではないかと思います。

それで、どういうところに住んで、どういう状況かということが把握されているのであれば、いろいろな対応の仕方があると思うのです。

ですからそういう点で対策を今後とも考えていく必要があるのではないかと思います。

それで、悪質と言われる方以外の中にもなかなか払えないのではないかと、その中では国保に加入している世帯の中では、所得が100万円以下という方が60%以上なのです。

そういう中で、なかなか納めたくても納められないという町民もいるわけで、そういうところの対応はきちっとされているということをお話されているのですが、そういう点を考えましてもやはり本当に所得の低い、支払うのが大変だ、そういうところを十分に考えて対応するというのをまだ十分に対策が必要ではないかと思いますので、その点をもう一度お答え願いたいのと、それともう1点、医療費の問題なのですが、今町民の収入も大変低く抑えられているという、そういう中と、それから年金生活者の中では、入ってくる金額が変わらないのですけれども、支出がだんだん今多くなってい

るという状況が明らかです。

介護保険料ですとか、国保税も上がっています。

諸物価も上がっています。

そういう中では、大変生活も大変だということで、医療費の一部の減免政策も必要ではないかと考えております。

というのは、こういう方がいらっしゃるのです。

ご夫婦二人合わせて、70歳以上の方ですが、1カ月の年金が15万未満、そういう中で制度としてなんとか医療費の助成を町でもらえないだろうかという相談もあるのです。

計算してみますと、幕別町の生活保護の基準は3等級の1ですね。

ご夫婦で合わせますと、生活保護基準ぎりぎりのところで生活されております。

そういうところでは、1カ月の医療費がこの方たちはだいたい2万くらい掛かっていると、そういう中では本当に暮らしが大変ということで、医療費の減免制度も設けてほしいという声も出されておりますので、その2点についてお伺いいたします。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 始めに、資格証明書の関係なのですけれども、先ほど言いましたように悪質という話をさせていただいておりますけれども、相談に応じていただいた方、それぞれの家庭の事情で税金をちょっと納めるのがつらいと、そういう方に対しましては、私ども資格証明書は発行しておりません。

そうやって、ご案内して相談に来ていただいて家庭の事情をお話していただいた方については、短期被保険者証を私ども交付しておりますので、決して野原委員が言われているような一律苦しい世帯に全部出しているのではないかなというような実態はございません。

それと医療費の減免ということでございますけれども、これにつきましては、一部負担金の減免と、医療機関の窓口でお支払いただく負担金、自己負担金これの減免という制度がございます。

これは法律はもちろんなのですけれども、町の国保条例の施行規則の中にも謳っております。

特別な事情がある場合については、一部負担金をまずは猶予するという措置をとることになっております。

これは6カ月間猶予すると、その後暮らしの状況が改善されない場合には、減免するという条項があります。

ただこれは、一律減免するというのではなくて、これにつきましてももし、そういうような事情があるのであればご相談いただければ、個々の実情に応じて対応するということになります。

これまでも、広報でそういう制度があるということはお知らせしてきているところでございます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） そのいつも悪質というところの内容では説明の部分は承知いたしました。

しかし町民の状況や何かを聞きますと、もう少し対応をきちっとしていくべき、目線に立った対応を、先ほどから言っていますけれども、そういう対応が必要ではないかということ町民の声を聞きながら感じるところでありますので、そここのところも再度検討をお願いしていきたいなというふうに思います。

それと医療費の一部負担軽減策についてですが、その一部負担の軽減があるということですが、これは広報等でお知らせをしているということですが、なかなかそれだけでは、読んだだけでは理解できないという部分もあるやに思いますので、そういう点ではもっと分かり易いような宣伝、周知徹底も必要ではないかというふうに思います。

これも申請をきちっとしなければならないということでもありますよね。

それでそういう点では、ご相談を受けた方もこの制度知らなかったということになると思うのですが、そういう中で実際にこういう制度に実績として何人か何世帯か、あるのかお聞きしたいと思いま



す。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 過去3年間は、ございません。

○委員長（杉坂達男） 野原委員。

○委員（野原恵子） 3年間ないということであれば、その以前はあったということだと思いますが、そういう点では、もっと周知徹底をきちっとしていくべきではにかというふうに思います。

その点はいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 今後国保税の減免も含めまして、一部負担金の減免、さらに周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） ないようですから以上をもちまして、国保会計予算の質疑を終結いたします。

次に、議案第3号、平成21年度幕別町老人保健特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第3号、平成21年度幕別町老人保健特別会計予算についてご説明いたします。

35ページをお開きください。

老人保健特別会計につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、制度移行後の平成20年度から3年間は引き続き月遅れ請求等のために特別会計を設けて置く事となっております。平成22年度末まで設置をするものであります。

第1条では、歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ2,560万6,000円と定めるものであります。

第2項で歳入歳出の款等の区分、及び金額につきましては、36ページ、37ページの第1表歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、43ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額52万6,000円であります。

本目は老人保健の実施に係る事務経費のほか、13節委託料の国保連合会への共同電算処理委託料が主なものであります。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、本年度予算額1,800万であります。

本目は医療機関での受診に対する診療報酬の支払い、いわゆる現物給付に係るもので及び高額医療費の現物給付分となっております。

月遅れ請求分等を毎月平均150万円として計上しております。

44ページをお開きください。

2目医療支給費、本年度予算額600万円であります。

本目は柔道整復師による施術を受けた場合や補そう具を購入した場合の償還払い分いわゆる元金給付に係るもの、及び高額医療費の償還払いの支出分であります。

1目の医療給付費同様、月遅れ請求分等を毎月平均50万円として計上しております。

3目審査支払手数料、本年度予算額7万2,000円であります。

本目は国保連合会並びに社会保険診療報酬支払基金に対して支払う診療報酬明細書の資格審査、及び医療費の支払い等の事務手数料を記載しております。

45ページをご覧ください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、本年度予算額8,000円あります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額100万円あります。

以上で歳出のご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして歳入についてご説明をいたします。

40ページをお開きください。

40ページ歳入、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、本年度予算額1,242万円であります。

本目は医療給付費及び医療支給費の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

2 目審査支払手数料交付金、本年度予算額6万1,000円であります。

審査支払手数料の総額から柔道整復師による施術に係る審査支払手数料分を控除した分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目医療費負担金、本年度予算額772万円であります。

本目は医療給付費及び医療支給費に係る国の負担分であります。

3 款道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、本年度予算額193万円であります。

本目は医療給付費及び医療支給費に係る道の負担分であります。

41ページをご覧ください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額346万9,000円あります。

国と道と同様に町として医療給付費及び医療支給費に対して公費負担をするものであります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額1,000円あります。

6 款諸収入、1 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額1,000円あります。

42ページをお開きください。

2 項雑収入、1 目第三者納付金、本年度予算額1,000円あります。

2 目返納金、本年度予算額1,000円あります。

3 目保健医療機関返還金、本年度予算額1,000円あります。

4 目雑収入、本年度予算額1,000円あります。

以上で老人保健特別会計のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） ないようですから以上をもちまして、老人保健特別会計予算につきましての質疑は終わります。

次に、議案第4号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第4号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

46ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ2億5,783万9,000円と定めるものであります。

第2項歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、47ページ、48ページの第1表、歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたしますので、54ページをお開きください。

54ページ、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額925万1,000円あります。

本目は後期高齢者医療に係る一般職職員の人件費の他、事務に係る費用を計上しております。

55ページをご覧ください。

2 項徴収費、1 目徴収費、本年度予算額112万9,000円あります。

本目は後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る費用であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額 2 億 4,530 万 9,000 円であります。

本目は後期高齢者医療広域連合納付金で細節 3 の事務費負担金分は後期高齢者医療の運営主体である北海道高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村の負担分により全道の市町村が均等割につきましては 10%、75 歳以上の人口割といたしまして 40%、人口割は 50% の割合で負担するものであります。

細節 4 の保険料納付金分は、被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分として一般会計から繰り入れた金額を北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

56 ページをご覧ください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度予算額 200 万円であります。

2 目保険料還付加算金、本年度予算額 5 万円あります。

57 ページをお開きください。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 10 万円あります。

以上で歳出のご説明をおわらせていただきます。

引き続きまして、歳入についてご説明いたします。

51 ページをお開きください。

51 ページ歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料、本年度予算額 1 億 8,423 万 5,000 円あります。

保険料率は均等割り額が 4 万 3,143 円、所得割率が 9.63% で被保険者数 3,328 人、予定収納率につきましては、99% を見込んでおります。

1 人当たりの平均保険料額は、軽減前で年額 7 万 2,931 円となっております。

なお、軽減したのちは 5 万 5,168 円となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、本年度予算額 1,000 円あります。

納付証明に係る手数料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 7,143 万 9,000 円あります。

1 節事務費等繰入金は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村負担分並びに人件費や物件費等、後期高齢者医療の事務に要する費用を繰り入れるものであります。

2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料の減額いわゆる 7 割、5 割、2 割軽減の軽減相当額、及び被用者保険の被扶養者に対する保険料の軽減相当額を繰り入れるものであります。

52 ページをご覧ください。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額 10 万円あります。

5 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金、本年度予算額 1 万円あります。

2 目過料、本年度予算額 1,000 円あります。

2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度予算額 200 万円あります。

2 目還付加算金、本年度予算額 5 万円あります。

53 ページをお開きください。

3 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額 1,000 円あります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額 1,000 円あります。

2 目雑入、本年度予算額 1,000 円あります。

以上で後期高齢者医療特別会計のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました質疑を行います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 何点かお伺いしたいと思います。

後期高齢者医療制度、昨年の 4 月に始まりまして、なかなかお年寄りだけ 75 歳以上だけ切り離れた制度ということでありまして、今だになじむといたしますか多くの 6 割以上の世論調査の中ではこの制

度についての議論反対があるという制度でありました。

それで、そういうことがこの間ずっと議論になりまして、新年度におきまして軽減措置あるいは緩和措置といいますか改善に向けて大きく4点ほど事業が盛り込まれました。

それでその中では、市町村が直接実施していかなければならないというものがあるものですからうちの町で具体的にどのように実施されていくのかということをもっと伺いたいと思うのです。

その一つは、健康推進事業であります。

この健康推進事業というのが、スタートの時には75歳以上の慢性疾患を持っている人には、検診はいらぬよということで、広域医療制度と後期高齢者医療制度としてはしないということだったのですけれどもそれが実際には復活と言いますかやるようになったことと合わせて健康推進事業という二つのメニューがあるのですよね。

これはうちの町では具体的にどんなふうにされていくかということと、あともう一つ検診につきましては、利用者の1割の負担というのがありまして、これまでうちは独自に頑張って支援をしてそして1割分を町が持って推進してきた経過がありました。

このことも今年度の予算の中では、そのまま実施されていくというふうに考えていいのかどうかということですね。

それからお尋ねしたい二つ目はとにかく途中で何度も制度が変わって職員の方も相当ご苦労なされたと思うのですよね。

一つには徴収方法が、年金から天引きというのが原則になっていたのですけれども、それが不満が多かったということも反映して選択制でいいと、完全な選択制でなくて昨年は途中で一定の条件付けられて、今年4月からは選択制というようなことで住民の方に対する周知というのは、今の時点では新しく4月から、新年度予算ですから4月から変わっていくことについて随時きちっと住民の方にお知らせをしていくという仕事がたくさんあると思うのです。

それで、例えばその保険料の問題もそうですし、あと仮算定で保険料の徴収もやるので、変わっていくたびにお知らせしていかないとならない。

本決まりは8月ですか、そこまでの手立てだとか、かなり事務が煩雑しているがしかし被保険者の方にはきっと分かっていたかからないとしない、その手立ては市町村がやることになっているということなものですから具体的にどんなふうはこの予算の中ではそういったことに取組もうとされているのかということでもあります。

それからもう一つ、先ほどの国保にも関わって後期高齢者でも今まで老健のときになかった資格者書がここでは登場してきたのです。

それで収納率が予定では99%ということで見込まれていますから、普通召集の中の方のほんの一握りの未収というのをその見込まれているのだろうというふうに思うのです。

ただ、これも1年経っちゃうと資格証になるということなものですから、相手の方は75歳を超えたお年寄りの方なので、なんとか資格証の箱につながらないような手立てというのをやっていただきたいというふうに思うのですよね。

この点に関しては、厚生労働省もまた国保とは別な参酌基準といいますかそういうのを出示しております、相当な収入があるにも関わらず滞納した場合にはその止めるということなものですから、そういうふうになれば現実には1万5,000円以下の方の普通徴収の中での滞納ということでもありますので、特別財産あれば別ですけれども、相当な収入ということになりえない、実質的には発行はもうそういう解釈からいけばないというふうに思います。

この点でも広域連合の方では、市町村の判断を尊重するというようになっておりまして、その辺についてもぜひお考えを聞かせていただきたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まず健康推進事業についてでございます。

健康推進事業、今年の2月頃になって初めて私どもの手元に内容がはっきりしてきたという状況で、

今本町では、人間ドック、脳ドック、ガン検診、インフルエンザ予防接種、これらにつきまして、75歳以上の方も対象としてやっております。

後期高齢者医療制度に変わりました、それを止めた75歳以上を対象外とした市町村があったということで、委員がおっしゃられる問題が発生したと思いますが、本町におきましては、昨年度から対象としておりまして、この事業に経費を充当したいというふうに考えております。

それと制度改正等の周知ということでございますけれども、これはもちろん広報、インターネットはもちろんでSけれども、これまでその都度対象者にダイレクトメールという形で郵送で全ての方にお知らせしてきております。

例えば、普通徴収に替わるというような場合につきましても、3,000人くらい対象者がいらっしまったのですけれども、その都度、2回前年度はありました。

要件付きの普通徴収への切り替えと、要件撤廃と、その際全ての対象者の方に内容をお知らせしているという状況で今後も制度改正あった場合には、同様に周知をしていきたいというふうに考えております。

それと資格証明書の関係でございますけれども、委員がおっしゃられるように相当な収入があるにも関わらずということで、それで私ども聞いているのは、広域連合の方で全国的にある程度統一基準を設けて対応しようじゃないかという話し合いを進められているというふうに伺っておりますが、まだその話し合いがまとまっていないためどのような方向になるかというようなことは決まっていないというふうに伺っています。

ただいづれにいたしましても、町村の判断ということになればこれまでの国保と同様にそれぞれの方の事情の相談を受けて、それに応じてというふうに行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

検診の1割負担の助成ということで、これについては引き続き今年度も実施していく予定でございます。

○委員長（杉坂達男） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

ぜひ、うちがやっていたことは理解した上で聞いておりました。

検診ともう一つ健康推進事業という中には、例えばゲートボールに対する支援でありますとか、そんなことも広がっていつているのですよね。

そういう意味合いも含めまして、どんなふうに取り組まれるのかなというふうをことをお尋ねしたわけです。

もちろん検診のことも確認の上でお尋ねしたわけですから、今の回答で理解をしたいと思えます。

その後段の方の検診ではなくて、健康推進事業の方については、どんなふうにお考えでしょうか。

それと、インターネットとダイレクトメールで行っていると、きちっと届いていることは私も住民の方からいろいろご相談もいただいて確認しているのですけれども、インターネットと文章だけで、完全に理解というのは本当に難しいですね。

ですから、直接お電話をかけて、直接お話を聞いて理解をされる方が多いように思いますので、直接に対話にもぜひ力をいれたいと思います。

聞きますと、いろんな白樺大学などに、出向いていただいて、ご説明していただいて分かったのだというようなことも聞いておりますので、本当にご家族といらっしゃる方は別なのですが、高齢者だけでいらっしゃる方は、次から次と送られてくる手紙にどうしたものかと、何が書いてあるのだろうという理解できないう積み上げている現実があります。

そんな中で、町が手立てとってられる出前講座のようなものが大変生きていますので、これからもその計画はぜひもっていただきたいというふうに思うわけです。

もう一つ、資格証のことについては、全国统一基準で、厚生労働省が相当な収入があるにも関わらずということ打ち出したのが2月の10日過ぎなのです。

本当に直近なのです。

ですから、それからまた統一基準をつくるって各市町村にお知らせするとすると、これまた遅れていく。

そのぐらいもう後手後手に、制度を発足させた国の機関のいろんな意味での周知などが遅れてここまで来ているというのが実態なのですね。

ですからいずれにしても今後は整理されたものが出されるというふうには思いますので、それまでの期間においては、先ほど求めたような資格証の発行につながらないような手立てをなんとか頑張ってとっていただきたい。

そして、高齢者の場合にはやっぱりぜひ、訪問をしていただいて、多分人数にしたら本当に少ないと思うのですよね。

昨年の12月の数字で見ましたら、4.7%37人の滞納とありましたがけれども、今年の予算で99%というふうに見られたところを見ると、相当収納も上がったのだらうと思うのです。

でも、3,000人を超えていらっしゃる中の1%です。

ですから、それなりの人数ですけれども、直接お尋ねをしてお話をして、その滞納につながらないような指導、手だてをぜひ求めたいと思いますがいかがですか。

○委員長（杉坂達男） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 始めに健康増進事業の関係なのですがけれども、委員がおっしゃられるとおり、パークゴルフ大会とかゲートボール大会に対してということも私ども検討したのですが、それらの景品とか何かについては、対象外になると、運営費については、あちこちの大会にちょっと伺ったところ、ほとんど運営費も掛かっていないという状況なので、内容的には助成する内容がないということで、私どもの方では、考えてないということでございます。

それと周知の方法ということでございますが、確かに窓口でいろいろお話を伺うと、文章だけでは分からないと、いうのは確かに声も聞きます。

今後、老人クラブ連合会やなにかともちょっと連携をいたしまして、機会をつくたせていただいて、そういうものをお知らせをするということも考えていきたいと思っております。

最後に資格証明書の関係でございます。

先ほど言っていた統一的な基準、さらにそれを具体的に運営するのにどうするかという話し合いがまだまとまってないということでございますが、最終的に市町村に委ねられるということになれば先ほど言ったように個々の状況をご相談させていただいて、決めていくということしかないのかなというふうに思っています。

その際には、単純に一律郵送してということはいかないのかもしれませんが。

その辺のところも検討させていただきたいと思っております。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） それではないようですから後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を終結いたします。

この際、3時45分まで休憩をいたします。

（15：31 休憩）

（15：45 再開）

○委員長（杉坂達男） 休憩を解きます。

ただいまから議案第5号、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第5号、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

63ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ15億7,390万7,000円と定めるもので、前年度に対しまして、1億3,828万5,000円の増で率にしますと9.6%の増となっております。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、64ページから67ページまでの第1表、歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げます。

76ページをお開きください。

76ページ歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,728万6,000円であります。

本目は職員2名分の人件費のほか、一般的な事務経費であります。

77ページをご覧ください。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度予算額72万円であります。

本目は介護保険料の賦課徴収に要する費用であります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、本年度予算額1,560万8,000円あります。

本目は介護認定審査会の委員15人の報酬及び費用弁償のほか、審査会を担当する職員1名の人件費及び次の78ページになりますが、7節賃金の臨時職員1名の賃金、その他認定審査会の運営に要する費用で池田町、浦幌町、豊頃町及び本町の東十勝4町で共同設置をして、運営しているものであります。

79ページになります。

2目認定調査費等、本年度予算額940万9,000円あります。

本目は認定審査会に係る資料等の作成に要する経費であります。

主なものは、7節賃金の臨時職員1名の賃金、12節役務費での細節15では、要介護認定を申請をされました被保険者にかかる主治医の意見書作成手数料、13節委託料の施設入所者にかかる訪問調査委託料であります。

80ページになります。

4項介護保険運営等協議会費、1目介護保険運営等協議会費、本年度予算額50万4,000円あります。

本目は介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進等に関しまして審議いただくための委員報酬及び費用弁償などに要する費用であります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして、要介護1から要介護5までに認定されました、いわゆる要介護者に係る保険給付費であります。

1目居宅介護サービス等給付費、本年度予算額3億7,029万2,000円あります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、ホームヘルプ、訪問介護、デイサービス、ショートステイなど11種類の在宅サービスに係る保険給付費であります。

細節4は福祉用具購入費に係る補助であります。

細節5は住宅改修費に係る補助であります。

81ページをご覧ください。

2目地域密着型介護サービス等給付費、本年度予算額3億4,492万2,000円あります。

認知症対応型共同生活介護いわゆるグループホームなどにかかる給付費のほか、本年度から新たな地域密着型サービスとして通いを中心に訪問や泊りのサービスを組合わせて介護や支援が受けられる長規模多機能型居宅介護の事業支援。

また日帰りで介護や支援、機能訓練が受けられる認知症対応型通所介護の事業所が改正される見込みでありますことからそれらに係る給付費が前年度と比較して増加となっております。

82ページになります。

3目施設介護サービス給付費、本年度予算額5億6,183万2,000円あります。

特養、老健、療養型病床軍群の施設に入所またな入院されております被保険者の介護サービスに係る保険給付費であります。

4目の居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額4,814万2,000円であります。  
いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

83ページをご覧ください。

2項介護予防サービス等諸費であります。

この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして要支援1または要支援2に認定されました、いわゆる要支援者に係る保険給付費であります。

1目の介護予防サービス等給付費は、本年度予算額8,081万円であります。

19節細節3の介護予防サービス費は、前項で説明しました居宅介護サービス給付費と同様に、ホームヘルプなど11種類の在宅サービスについて要支援者分に係る保険給付費を計上していくものです。

細節4は要支援者に係る福祉用具購入費補助、細節5は同じく要支援者に係る住宅改修費補助であります。

84ページになります。

2目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額957万4,000円であります。

介護予防サービスのケアプラン作成に係る保険給付費であります。

85ページになります。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額159万円あります。

介護報酬の審査とその支払いに係る手数料であります。

86ページをお開きください。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、本年度予算額3,008万5,000円あります。

利用者の1割定率負担が著しく高額となった場合に費用負担に与える影響等を考慮して、一定額を上回らないように負担軽減を図るために要介護者及び要支援者に支給する高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費であります。

87ページになります。

5項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、本年度予算額20万円あります。

市町村独自の給付費として入浴補助用具のバスマット購入費を計上しております。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、本年度予算額6,106万6,000円あります。

平成17年10月の法改正によりまして、施設サービスの居住費及び食費が自己負担になりましたけれども、低所得者に対しましては、その負担が重くならないように軽減するためのサービス費用であります。

19節、細節3の特定入所者介護サービス費は要介護者に係るものであります。

細節4の特定入所者介護予防サービス費は、要支援者に対するサービス費用であります。

88ページをお開きください。

3款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、本年度予算額1,000円あります。

介護給付費準備基金から生じます利子等を基金条例の規定に基づきまして積立てるものであります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費、本年度予算額668万3,000円あります。

この目は要介護認定で非該当となったもの、あるいは要支援、要介護になるおそれのあるもの、いわゆる特定保健高齢者と言っておりますけど、これらの方々に対する介護予防事業費及び一般高齢者に対する介護予防事業費について計上しております。

89ページになります。

13節委託料の細節5は、運動指導業務に係る委託料、細節6は理学療法業務に係る委託料、細節7の特定高齢者を把握するための検診に係る委託料であります。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、本年度予算額304万1,000円あります。

包括的支援事業として、相談窓口業務に要する費用であります。



90ページになります。

13節委託料の細節5は相談業務等を2カ所の事業所に委託するものであります。

細節6は、高齢者の心身の状況や生活の実態を知り、必要な支援につなげることを目的に行う高齢者の実態把握に係る委託料であります。

2目任意事業費、本年度予算額270万5,000円であります。

この目は、任意事業として実施するもので、13節の委託料は細節5の徘徊高齢者に係る家族支援事業、細節6の高齢者世話付き住宅、いわゆるシルバーハウジングに係る生活援助員の派遣事業に要する費用であります。

20節扶助費の細節1は重度の要介護者を家族のみで介護した場合の家族介護慰労金。

及び細節には、成年後見人に対する支援費扶助であります。

91ページになります。

3目地域包括支援センター運営費、本年度予算額903万6,000円。

地域包括支援センターを運営する職員一人の人件費が主なもので、センターでは高齢者の保健医療の向上、及び福祉の増進を支援することを目的に介護予防ケアマネジメントや総合相談支援業務等を実施するものであります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額40万円であります。

92ページになります。

2目償還金、本年度予算額1,000円。

国庫支出金と生産還付金であります。

次の財政安定化基金拠出金は本年ではありません。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

つづきまして、歳入につきまして、ご説明申し上げます。

70ページをお開きください。

70ページ歳入1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度予算額2億7,659万円であります。

本年度の65歳以上、いわゆる第1号被保険者数は、6,678人で見込んでおります。

なお、第1号被保険者の標準給付費に係る負担率は、今年度から1%上がりまして、20%の負担となっております。

また基準保険料につきましては、今定例会に条例改正を提案しているところでありますけれども、平成21年度から23年度までにつきましては、月額で3,850円となっております。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、本年度予算額758万1,000円であります。

東十勝介護認定審査会に係る池田町、浦幌町、豊頃町からの共同設置負担金であります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度予算額1,000円あります。

介護保険の情報公開等に係る手数料となっております。

2目民生手数料、本年度予算額3万4,000円あります。

高齢者世話付住宅いわゆるシルバーハウジングの生活援助員を利用した場合の手数料であります。

71ページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、本年度予算額2億7,051万9,000円あります。

国が負担することとされております介護給付費の定率20%分であります。

ただし、移設サービス費と、特定入所者介護サービス等費につきましては、給付費の15%が国の負担となります。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度予算額8,748万3,000円あります。

市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整するために、国から交付される調整交付金となっております。

5%前後が交付されることとなります。

2目地域支援事業交付金、本年度予算額757万円。

1節は介護予防事業に対する国からの交付金であります。対象事業費の25%分であります。

2節は包括的支援事業及び任意事業に対する国からの交付金でありまして、対象事業費の40%分となります。

72ページになります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費支払基金交付金、本年度予算額4億5,249万5,000円であります。

40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の負担分であります。

幕別町の介護給付費の30%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

2目地域支援事業支払基金交付金、本年度予算額200万5,000円であります。

1目と同様に基金から交付されるものであります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費道負担金、本年度予算額2億1,968万4,000円であります。

北海道が負担する介護給付費の定率12.5%分であります。

ただし、施設サービス費及び特定入所者介護サービス等費は17.5%の負担となります。

2項道補助金、1目地域支援事業道交付金、本年度予算額378万5,000円。

1節は介護予防事業に対する道からの交付金で事業費の12.5%になります。

73ページになります。

2節は包括的支援事業、及び任意事業に対する道からの交付金で、事業費の20%になります。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円であります。

8款繰入金、1項他会計繰越金、1目一般会計繰越金、本年度予算額2億2,815万9,000円であります。

1節の介護給付費繰入金、1億8,853万9,000円は介護給付費の定率12.5%の一般会計からの繰入であります。

2節は介護予防事業に対する一般会計の繰り入れであります。

事業の12.5%であります。

3節は包括的支援事業及び任意事業に対する一般会計からの繰り入れで対象事業費の20%になります。

74ページになりますが、4節その他一般会計繰入金の細節1の職員給与費繰入金は、職員2名分の人件費、及び東十勝介護認定審査会を担当する職員1名分の人件費から東十勝3町分の負担分を控除した額を計上しております。

細節2のその他繰入金は、総務費に係る事務費繰入金であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額1,004万3,000円あります。

21年度から23年度までの3年間で介護給付費準備基金から3,150万円を繰り入れる予定のうち、本年度はその約3分の1の1,004万3,000円を繰り入れるものであります。

2目介護保険臨時特例基金、平成21年度から介護報酬が3%上がることに伴いまして、国から交付される交付金を基金として積み立てた分のうち保険料の軽減分としてその一部を取崩すものであります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額10万1,000円あります。

75ページになります。

10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者保険料延滞金、本年度予算額1,000円あります。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円であります。

3項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額1,000円であります。

2目第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

3目返納金、本年度予算額1,000円であります。

4目雑入、本年度予算額1,000円であります。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました。

質疑を行います。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2番谷口和弥です。

70ページ歳入の保険料第1被保険者保険料このことについてですね、何点かお尋ねさせていただきたいというふうに思います。

6,678人、65歳以上の方ですね、3,850円の月額介護保険料になるということで今条例提案がされているというところであります。

先の一般質問でもさせていただきましたけれども、やはりこの保険料について大変な負担であるという町の声の寄せられているところであります。

今回8段階9区分ということの中では、少し標準月額が下がって多少は払いやすくなったのかなというふうに思うのですけれども、それでもまだ3期の3,350円においても半数以上の町民の方が利用料が負担である、やや負担であると答えているという実態があるわけです。

その上での値上げということなものですから、大変こちらもそのことについては、心痛めているという状況になります。

このままでは、高齢者の方がどんどん増えるわけですから介護保険料、今の算定の在り方ではどんどん値上げになっていくということになってしまっていくわけなのですが、それでは町民の負担が持たないというふうに思うのです。

国の基準が変わるように、国の負担をもっと増やすようにということで、求めていくことは当然必要だと思いますけれどもまずはこの安くする上で負担を軽くする上で私は一般会計の繰り入れをするべきではないかというふうに思うのですけれどもその点についてお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） これまでも答弁しているとおりの答弁になってしまうのですが、やはり制度上のルール上の決められた分をそれぞれ国、道、自治体、市町村、それと第1号被保険者、第2号被保険者それぞれ担うということが大原則でございますので、今、委員おっしゃられるように今後に向けては高齢者の負担がまだまだ上がっていくことは当然予想されております。

これについては、制度の根本的な見直しということがおそらく今後検討されていくのだろうなと思っておりますけれども、現段階においてはその制度ルール上の基本に基づいた負担で実施していきたいというのが私どもの考えでございます。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 一般質問のときに、民生部長から保険料の減免についての三原則ということでご答弁をいただいております。

保険料減免分に対する一般財源の繰り入れは厚生省の方では禁止を指導する三原則になっているということでのお話になったかと思うのですけれども、そういう中でも全国で60の自治体で一般会計からの繰り入れをしているというところの中では、この今の三原則の中の1項目様々な解釈の中で繰り入れが可能ではないかというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 60団体が一般会計から繰り入れをしているというのが正確かどうかということなのです。

と申しますのは、厚生労働省の発表なのですが約60団体については、三原則を守っていないということですので三原則の一つは一律減免、それからもう一つが一般会計からの繰入、それともう1点が全額免除です。

この3点ですから、この3点を一つも守っていないところが60団体あるということですから、一律に全てが一般会計の繰り入れではないかとは思っています。

ただ同じ答弁になってしまいますのですが、やはりこれは一般会計から繰り入れをしますと歯止めがないことになりまして、ほかの利用料とか使用料の負担のことも考えなければならないこともありますので、総合的な観点からもやはり一般会計からの繰り入れは避けるべきだと思っております。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 60というのは三原則を守っていないどれか一つでもということなわけなのですね。

そういったことであれば、一般質問の際に民生部長からどんな守らない場合ペナルティがあるか調べてみますということのお話があったのですがその点については調べていただけましたでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） まだ未調査でございます。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） ぜひ、早急に調べていただきたいなというふうに思います。

結局人数で割る訳ですからいくら掛かるかというところですね、額が決まってしまうので、今の制度の中では、繰り返しになりますけれども、どんどん高くなってしまます負担に耐えられなくなってしまう年金制度が十分な額支給されている今後増額になるということのようなことが見込まれればまたお話は別なのですが、それは変わらないそういったことであれば町としてしっかりどうやって守っていくか町民の暮らしそのことについては、引き続きしっかり頑張りたいというふうに思います。

減免のことです。

減免については、やはり所得の低い人に対しては先ほど国保特別会計の中でもありましたけれども年金制度が十分でなくて生活保護世帯よりも低いそういう水準の中でやっている方がいる。

生活保護の方であれば、医療費やもちろん国民健康保険料も介護保険料も使ったサービス料も無料になるわけですが、そうでない方にとっては、大変なことになるわけなのです。

低所得者への保険料の減免を求めていきたいと思うのですがその辺についての考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（杉坂達男） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 冒頭委員おっしゃられましたように、21年度からの保険料8段階9区分ということにさせていただきました。

この中では第4段階の方の特例として割合が1.0のところを0.9と、第5段階に新たに1.15を設けたと、それと第8段階に500万以上の方には大きな負担をしていただくというようなことでございます。

それと第2段階の方については、平成18年度の改正でかつて0.75だったのが第1段階と同じ0.5生活保護世帯と同じ割合にさせていただいております。

ですから制度方におけます最低限の低所得者に対する配慮につきましては、なされているものとおもっておりますし、また利用料につきましても21年度から訪問介護、社会福祉法人以外の減免も拡大いたしました。

このようなことで低所得者については、厳しいことは私ども重々承知しておりますから保険料もできるだけ抑えたいと思っておりますが、現実的にこういう介護給付を受ける人がいるということ踏まえて現段階ではやもえない処置かなというふうに考えております。

○委員長（杉坂達男） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 第1段階、第2段階の方の50%であると標準月額、そういう中では確かに負担は小さくなっていますが、それでも何回も申し上げますけれども、年金額が十分でないということの中でそういった方が多いなかでは、大変な負担になっていくのだというふうに思います。

管内の中では、医療用減免を保険料減免をしている自治体がありますけれども、ちょっと読みますけれども、平成19年の世帯1人当たりの収入が40万5,798円老齢福祉年金額以下の方、こういった方に対する申請の方が申請すると保険料は1万2,570円となる、かけ率で言うとおそらく約0.25くらいなのだと思うのですが、そういったような減免の制度をもっている自治体があるこのことをおおいに参考にさせていただきたいというふうに思う訳です。

町の方も積極的に保険料に加えていきたいというふうな考えは持ってはいらっしゃらないというふうには思いますけれどもぜひこういう町民の暮らしの実態の中から配慮していただきたいとそうように考えています。

話はちょっとずれますけれども、一般質問の際に認定のこと要介護認定のことお話をさせていただきましたけれども、もう早速昨日国の方では認定の基準を見直すというようなことを言っております。

猫の目行政といいますか、ころころ変わる中で担当者の方も大変、大変なご苦労がまたあるのかと思いますけれども頑張ってくださいなというふうにエールを送らせていただいて質問を終わります。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） ないようですから介護保険特別会計予算につきましての質疑は終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（16：11 休憩）

（16：35 再開）

○委員長（杉坂達男） 再開をいたします。

これより議案第6号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第6号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明をいたします。

99ページをお開きください。

第1条では歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,931万1,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分の金額につきましては、100ページ、101ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、102ページ第2表地方債のとおりであります。

102ページをお開きください。

第2表地方債であります。

地方債の本年度の借入予定額としましては、幕別簡水整備事業の4,080万円、新和簡水整備事業の250万円、忠類簡水整備事業の1億円と忠類東部地区道宮畑総事業9,040万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方については、記載のとおりであります。

108ページの歳出へいきまして、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額4億8,921万1,000円であります。

本目は簡易水道施設の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

109ページへいきまして、13節の委託料、細節1は幕別地域の簡易水道施設管理委託料であり、細節12は忠類地域及び幕別地域の水道台帳修正委託料であります。

110ページへいきまして、15節は幕別簡水、忠類簡水施設整備工事等であります。

19節負担金補助、細節4は、忠類東部地区道営畑総事業負担金であります。

111ページへいきまして、2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額は10万円であります。  
次に歳入についてであります。

105ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、予算額は1,000円であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額は7,526万8,000円あります。  
本目は幕別地区4簡水と忠類地区1簡水の水道利用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

106ページにいまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目簡易水道事業費補助金、予算額6,510万円  
で水道台帳整備に係る合併推進体制整備国庫補助金であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億6,973万円で一般会計からの繰入金  
であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきまして、予算額は10万円あります。

6款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額は100万円あります。

107ページへいきまして、2項雑入、1目雑入は予算額1,000円あります。

7款町債、1項町債、1目水道事業債、予算額2億3,370万円あります。

これは第2表で説明をいたしました工事に係ります起債であります。

2目借換債、予算額300万円あります。

公的資金借り換えによる起債であります。

以上簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました。

質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） 質疑がないようでありますから以上をもちまして、簡易水道特別会計予算につ  
きましての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第7号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計予算についてご説明をいた  
します。

119ページをお開きください。

第1条では歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,341万4,000円と定めるものであります。  
款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、120ページ、121ページの第1表、歳入歳出予算  
のとおりであります。

第2条起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、122ページ第2表地方債のとおりで  
あります。

122ページをお開きください。

第2表地方債であります。

本年度の借入予定額といたしましては、公共下水道建設事業では5,690万円あります。

十勝川流域下水道建設事業としては、建設事業負担分1,330万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係ります企業債相当額の一部を、一定期間の  
後年次に繰り延べる起債であります。本年度分は元金分2億7,590万円、利子分で1億2,340万円、  
下水道事業の特別処置分として6,840万円あります。

なお、起債の方法、利率、償還の方については、記載のとおりであります。

128ページへいきまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算額は7,763万円であります。

本目は下水道施設の管理経費と複合事務組合等への各種負担金のほか、水洗化普及に伴います貸付金が主なものであります。

2 節から4 節につきましては、担当職員1 名分の人件費であります。

129ページへいきまして、21 節貸付金につきましては、水洗化便所の改造資金として貸し付けするものであります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、予算額は1 億4,815万3,000円であります。

本目は、下水道事業に係ります担当職員2 名分の人件費と工事費並びに事業に伴います事務費が主なものであります。

130ページへいきまして、13 節委託料の細節5 は、汚水雨水台帳作成業務で、細節6 につきましては、共栄町汚水枝線新設工事の実施設計及び札内中継ポンプ場機械電気設備工事の実施設計、細節7 は幕別町浄化センターの長寿命化計画策定業務であります。

131ページへいきまして、15 節工事請負費の細節1 は西町の污水管新設工事及び南町の污水管移設工事、細節2 は西町、緑町の污水管移設工事であります。

細節3 は幕別町浄化センター電気設備の更新工事であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節3 は十勝川流域下水道事業建設事業費の負担金であります。

22 節補償補填及び賠償金は水道管2 件の移転補償費であります。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、本年度予算額は6,761万8,000円であります。

本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理経費でありまして、年間処理量は64 万トン进行予定しております。

132ページへいきまして、2 目札内中継ポンプ所管理費、本年度予算額は1,541万9,000円であります。

本目は、札内処理区の汚水を十勝川流域下水道の処理場へ圧送するため中継ポンプ場の維持管理経費でありまして、年間圧送量につきましては142 万トン进行予定しております。

3 目管渠維持管理費、本年度予算額は1,262万7,000円であります。

本目はすでに整備をいたしました污水、雨水管渠及び雨水排水ポンプ場の維持管理経費であります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、予算額11 億9,606万8,000円であります。

134ページへいきます。

2 目利子、予算額2 億4,597万9,000円あります。

これは記載償還の利子であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額10 万円あります。

次に、歳入についてです。

125ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金、予算額462 万1,000円であり、公共下水道受益者負担であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、予算額2 億5,342万8,000円あります。

幕別、札内両処理区に係ります、下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、予算額4,900 万円で、下水道建設事業に対します国庫補助金であります。

126ページへいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 予算額3 億1,237 万7,000円あります。

一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額10 万円あります。

6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗化改造等資金貸付金元利収入、予算額500 万円で水洗化

改造等の貸付の元金収入であります。

2項雑入、1目雑入、予算額268万8,000円であります。

下水道施設の移設補償費等であります。

127ページへいきまして、7款町債費、1項町債、1目都市計画事業債、2目資本費平準化債、3目下水道事業債及び4目借換債につきましては、先ほど第2表の地方債で説明を申し上げました起債の内容であります。

以上で公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました。

質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） 質疑がないようでありますから以上をもちまして、公共下水道特別会計予算につきましての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号、平成21年度幕別町公共用地取得特別会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 142ページをお開き願います。

議案第8号、平成21年度幕別町公共用地取得特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条では歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3,545万4,000円と定めるものであります。

また、第2項で歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額には、143ページ及び144ページの第1表、歳入歳出予算によるものとするものであります。

それでは、はじめに歳出からご説明を申し上げます。

148ページをご覧くださいと思います。

歳出、1款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3,440万円。

23節の起債償還元金で、平成11年度に札内9号南通街路樹整備事業の用地の取得及び移転の補償のために借入をいたしました、公共用地先行取得債の起債償還元金であります。

2目利子、本年度予算額95万4,000円、記載償還利子であります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、10万であります。

次に歳入であります、147ページをご覧ください。

歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3,535万4,000円あります。

起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、10万円あります。

以上で公共用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました。

質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） 質疑がないようでありますから以上をもって、公共用地取得特別会計予算につきましての質疑を終結いたします。

ここで、お諮りをいたします。

まもなく5時になります、本日の委員会今回の予算審査特別委員会の全日程を終了するまで、時間を延長したいと思います但異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） それでは、そのように取り進めさせていただきます。



それでは、次に議案第9号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計予算についての説明を求めます。

水道部長

○水道部長（高橋政雄）議案第9号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明をいたします。

150ページをお開きください。

第1条では歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,311万7,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、151ページ及び152ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、153ページ第2表の地方債のとおりであります。

なお、本年度の借入を予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として20基を4,120万円を予定しております。

次に、158ページの歳出にいきまして、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額は467万4,000円であります。

本目は個別排水処理施設により水洗化の普及に要する経費であります。

21節につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度として貸し付けするものであります。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費、本年度予算額は5,252万5,000円であります。

本目は個別排水処理施設に係ります担当職員1名分の人件費と本年度設置を予定しております、公共施設1基を含める20基分の建設経費であります。

159ページへいきまして、2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費、本年度予算額4,371万7,000円であります。

本目は、本年度分の建設も含め、幕別町地区523基、忠類地区73基の計596基分の維持管理経費であります。

160ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3,093万4,000円で起債の償還元金であります。

2目利子、本年度予算額2,116万5,000円で起債償還利子であります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円であります。

次に、歳入となります。

156ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目排水処理分担金、本年度予算額283万円あります。

これは、20基分の受益者負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額は2,263万6,000円あります。

これは本年度実施分も含めました、596基分の使用料であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 本年度予算額8,175万1,000円で一般会計からの繰入金であります。

157ページへいきまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗便所改造等資金貸付元金元利収入、本年度予算額は400万円で貸付金の元金収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、本年度予算額は60万円で、前年度分の消費税精算還付金であります。

6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、本年度予算額は4,120万円で20基分の設置に対

します起債であります。

以上で個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました。

質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） 質疑がないようでありますから以上をもちまして、個別排水処理特別会計予算につきましても質疑を終結いたします。

次に、議案第10号、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計予算についての説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第10号、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計予算についてご説明をいたします。

167ページをお開きください。

第1条では歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7,611万8,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、168、169ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

歳出にいきまして、174ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額は45万4,000円であります。

本目は農業集落排水事業に係ります事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2款事業費、1項排水処理管理費、2目排水処理施設管理費、本年度予算額は3,038万6,000円であります。

本目は忠類処理区の浄化センターの維持管理費であり、年間処理量は12万トンを予定しております。

次ページへいきまして、2目排水処理施設管理維持管理費、本年度予算額は134万7,000円であります。

本目はすでに整備をいたしました、汚水管渠1万4,467メートル、マンホール397カ所、汚水柵476カ所分の維持管理経費であります。

3款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額は3,523万9,000円であります。

176ページへいきまして、2目利子、本年度予算額は859万2,000円であります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円であります。

次に歳入についてであります。

172ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額は1,418万7,000円あります。

これは忠類処理区に係ります排水処理施設使用料であります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額は8万6,000円あります。

農業排水集落事業償還基金の利子であります。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額は340万1,000円あります。

これは農業集落排水事業起債借入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものであります。

173ページへいきまして、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は5,834万4,000円あります。

一般会計繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

以上農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました。

質疑を行います。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（杉坂達男） 質疑がないようでありますから以上で、農業集落排水特別会計予算につきましての質疑を終結いたします。

次に議案第11号 平成21年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長

○水道部長（高橋政雄） 議案第11号 平成21年度幕別町水道事業会計予算について、ご説明をいたします。

179ページをお開きください。

初めに第2条、業務の予定量であります。給水戸数8,400戸、年間総給水量225万トン、一日平均給水量6,164トンであります。

主な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

次に第3条、予算の収益的収入及び支出の予定額であります。収入の第1款事業収益は5億4,205万9,000円であります。

支出の第1款事業費は、6億5,537万6,000円であります。

次に第4条の資本的収入および支出の予定額であります。

収入の第1款、資本的収入は2億740万円であります。

支出の第1款、資本的支出は、3億5,526万円あります。

第4条資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額、1億4,786万円は当年度損益勘定留保資金1億4,786万円で補填するものであります。

180ページへいきまして、第5条の企業債であります。起債の目的、および限度額につきましては、配水管布設整備事業の6,890万円あります。

次に第6条の議会で議決を受けなければ流用することができない経費であります。職員給与費3,712万5,000円あります。

次に第7条の棚卸資産購入限度額は333万7,000円と定めるものであります。

次に198ページをお開きください。

平成20年度幕別町水道事業の決算見込みにおける、損益計算書であります。

営業利益がマイナス7,284万4,000円で、営業外利益がマイナス2,931万8,000円となり、当年度純損失は1億216万2,000円となり、前年度繰越欠損金7億9,721万円を加え、当年度未処理欠損金は8億9,937万2,000円となる見込みであります。

194ページへ戻りまして、平成21年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

195ページの5、剰余金、(3)欠損金の繰越欠損金は、8億9,937万2,000円で、平成21年度の欠損金の見込み額は1億1,705万4,000円となり欠損金の累計額は10億1,642万6,000円となる見込みであります。

平成21年度において、1億1,705万4,000円の純損失が生じることとなる主な要因は、拡張事業による減価償却費のほか、国の高料金対策繰出基準が毎年改定され、現時点では該当するかどうかが不透明でありますことから、一般会計からの繰り入れを計上していないことによるものであります。

次に、182ページをお開きください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額は2億3,512万円で、本目は企業団からの受水費等が主な経費であります。



よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（杉坂達男） 説明が終わりました。

質疑を行います。

増田委員。

○委員（増田武夫） 1点お伺いしておきたいと思います。

平成20年に水道料金の引き上げがありまして、低所得者対策ということで、いろいろ措置とっていただいてこの点については、評価しているところでもありますけれども、値上げしたということで平成20年度どのくらいこの滞納者があって、そして給水停止まで至ったのが平成20年度今までの間にどのくらいあったのかをお聞きしておきたいと思います。

なぜそれをお聞きするかと言いますと、やはり平成21年度にその向って、そうした滞納者対策をどのようにとっていくかということが問われるわけだと思うのですが、どのようにしていくのか、また滞納者がどういう経済状態にあるのかをしっかりと調査しているかどうかも含めて伺いたいと思います。

○委員長（杉坂達男） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 現時点までの滞納状況でありますけれども、滞納額につきましては、去年と前年度とほぼ同じくらいで現状、あのまだ決算できておりませんが、現状の時点では去年と同等程度というふうに押さえております。

給水停止の、今まで平成20年度に実施した件数でありますけれども、去年が平成20年度69件、給水停止を実施しております。

今年度につきましては、去年よりも10件ほど少なく実施をしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 滞納者への対応ということで、できるだけ私ども担当も含めまして、給水停止はできる限り実施したくないという考え方でおります。

ただ、どうしても接触をはかれない、あるいは家に行っても電気はついているのに出ていただけでない、本当に悪質と思われる方についてはやも得なく実施をさせていただいていると、ただ翌日になっても何の連絡もないというようなところにつきましては、極力こちらから接触を図るべく電話等で連絡をしているのですけれども、ただ現状給水停止を実施している中で生活実態のあるところで給水停止を継続しているところはございません。

以上です。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 滞納対策でありますけれども、水道料の徴収を委託している委託している臨時職員といますか、していますよね、その人たちは結構滞納者と接触していると思うのですが、実際そういう臨時的な職員でなくて、役場の職員が直接その滞納者の実態を把握することも必要だと思うのですが、その辺はどのように行っているか。

○委員長（杉坂達男） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 滞納者への対応につきましては、まず第一に接触を図るのは職員でございます。

職員がある程度話が協議をしまして、いついつ徴収に来てほしいというような確認を得たのち徴収に行っていただけるのが現在水道課に配置されております、嘱託徴収員。

徴収員の業務はあくまでも職員がいついつ徴収をすると、そういうところ決定したところについて徴収員が歩いているという状況でございます。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） 職員がまず最初に接触するのだということで、ぜひ職員が実態を調査といますかよく承知して滞納整理にもあたっていただきたいと思います。

やはり滞納が給水停止は、平成19年より少ないということでもいい傾向だと思うのですが、この滞納者非常に水というのは生活を支える最低限必要なものでありまして、給水停止に至らないようにしていくことが必要だと思います。

この水道ばかりでなくて、ほかの会計でも私たち減免制度だとかいろいろなもので弱者の支援をしてほしいということをいろんな会計で申し上げるのですけれども、そうしたことの背景にはやはり先ほども問題にしましたけれども、人口が減っていくとその要因の一つにより住みやすいところへ移動していくということも一つの原因としてあると思うのですよね。

そうした点から言えば、この水道会計、水道の点でも更なる減免制度を充実していただきたいというふうに思います。

こうした減免制度をつくって人口の減少を食い止めるということには、ただ単にその人たちにお金を投入するというだけでなく、人口が一人二人と増えることによって、普通交付税などにもしっかいらりと反映されていくということがあるのですよね。

普通交付税の人口の関係でくる割合はお聞きしましたら平成20年度では普通交付税51億8,000万ほどあったのですが、人口の関係でくる普通交付税は34億9,000万円くらい、率にして67.4%が人口の関係で配分されるということでもあります。

そうなりますとおおざっぱにいて一人当たり12万から13万くらいの配分になるわけです。

それからいいますとやはり人口を減らさないということが地方交付税の配分にも大きく影響してくると、やはりそうした点で水道ばかりでなくてしっかりと弱者対策も行ってそして住みやすい町として人口が増えていくことが必要だというふうに思います。

そうした点で是非とも減免制度もさらに強化していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（杉坂達男） 水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 給水停止にいたるまでということでは先ほど課長の方から数字等も申し上げましたけれども、現実停止に至るまでの経過といたしましては、督促、催告、予告、通知という形で再三に渡って通知を申し上げている状況でございます。

それで停止現実に至るまでには、約3カ月ほどなるわけでございますけれども、町の方で最初に督促、催告、という方は月に500件ほどがございまして、その後停止予告した人にたいしては、1カ月単位で次の段階に入っていくというなかでは、その方々とも接触をさせていただいてだんだん減っていく、最終的には停止にいたるには、月連絡が取れない方ですとか、不在の方を含めますと月に4件から5件ということになって、その後誓約書なり、分納なり生活実態なども相談をさせていただきながら、停止をまた解除しているという状況で、現実には先ほど課長申し上げましたように不在ですとか連絡が取れないという条件の方が4件から5件ということの状況でございますので、生活実態があるなかで停止をしている状況には現在のところはないという判断をしております。

それと減免制度、昨年上昇があった段階で減免制度もさせていただきましたけれども、水道企業独立採算の企業債でやっている会計でやっているということが基本にありまして、なかなか難しいのかなと思いますけれども今後料金の改定につきましてもこの先昨年度申し上げましたとおり、このままでいいという状況ではございませんので、その際どれだけの方が前回とったような減免制度が取れるのか取れないのかも料金改定の段階では検討させていきながらなるべく期待に添えるように考えていはいるのですけれども、先ほど言いましたように会計の企業会計の原則というもののなかで検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（杉坂達男） 増田委員。

○委員（増田武夫） どの場所でも申し上げるのですが、町民の経済状況というのは非常に厳しいわけで、そうした点で是非ともそのような滞納者、この会計ばかりではありませんけれども、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（杉坂達男） ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(杉坂達男) ないようでありますから、以上をもちまして水道事業会計予算についての質疑を終結いたします。

以上をもって全会計の質疑が終了いたしました。

これより採決を行います。

お諮りをいたします。

議案第1号 平成21年度幕別町一般会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議があります。起立採決をおこないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(杉坂達男) 起立多数。

よって、平成21年度幕別町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

議案第2号、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議があります。起立採決をおこないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(杉坂達男) 起立多数。

よって、平成21年度幕別町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第3号、平成21年度幕別町老人保健特別会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議なしといたします。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りをいたします。

議案第4号、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議があります。起立採決をおこないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(杉坂達男) 起立多数。

よって、平成21年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

議案第5号、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議があります。起立採決をおこないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(杉坂達男) 起立多数。

よって、平成21年度幕別町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

議案第6号、平成21年度幕別町簡易水道特別会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議なしといたします。

よって、平成21年度幕別町簡易水道特別会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

議案第7号、平成21年度幕別町公共下水道特別会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議なしといたします。

よって、平成21年度幕別町公共下水道特別会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

議案第8号、平成21年度幕別町公共用地取得特別会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議なしといたします。

よって、平成21年度幕別町公共用地取得特別会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

議案第9号、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議なしといたします。

よって、平成21年度幕別町個別排水処理特別会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

議案第10号、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議なしといたします。

よって、平成21年度幕別町農業集落排水特別会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。

議案第11号 平成21年度幕別町水道事業会計予算は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(杉坂達男) 異議があります。起立採決をおこないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(杉坂達男) 起立多数。

よって、平成21年度幕別町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本特別委員会に付託をされました、平成21年度幕別町の各会計予算の審査が全て終了いたしました。

審査が終了いたしましたことにあたりましてひとことお礼を申し上げます。

本日まで、各委員の皆さん方には本当に真剣に各会計予算に取り組んでいただき、また行政の執行にあたりましても、別な立場から様々なご提案があり、またご意見あり非常に敬意を表するところであ



ります。

また、合わせて理事者はじめ説明の皆さん方にも本当に熱心に行政にあたり取組んでおり、また勉強もされているとそのことに対しても厚くお礼を申し上げるところであります。

いずれにいたしましても本町の会計が一般会計ほか9の特別会計そして一つの事業会計と合わせて11の会計で構成されております。

これらが十分機能をはたされまして、よく言われますように少ない予算で成果の上がる行政執行をあたられますことを心からご祈念申し上げつつお礼といたします。

ありがとうございました。

これをもって、平成21年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

(17：24 閉会)